

第 **5** 号

1998 November no.5

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

特集 **パートナーシップ型事業 の展開** ~市民協働のまちづくりに向けて

パートナーシップによるまちづくり

~アメリカの経験 秋本福雄

市民と行政とのパートナーシップについて考える

~市民からのプロポーザルをどう受け止めるのか 岡田実

パートナーシップ型事業の展開 21の事例

~川崎各区3事業、計21の事例を紹介。これらの事業の軌跡をたどることで、「パートナーシップ型事業」の課題と意義を探る

川崎区 住民参加による「いこいの広場」整備事業

幸区 みんなでつくる日吉地区市民館・図書館分館

中原区 「等々力緑地サイン計画」

高津区 なぜ、小音楽ホールを小民間事業で

宮前区 平瀬川を活かしたまちづくりの記録

多摩区 水と緑 二ヶ領用水宿河原堰管理棟の市民開放

麻生区 新百合丘駅周辺地区、「パートナーシップのまちづくり」ほか

解説 パートナーシップ型事業の展開のために

~21事業を検証する中から 編集委員会

成

成熟社会を迎え、戦後社会を形成してきた「成長型」の社会システムの転換が求められています。こうした時代にあつて、自治体現場でも、行政改革をめざす政策・制度の開発・研究の取組が、あらゆる職種を通して、職員一人ひとりの課題となつてきています。そのためには、職員個人の自由な発想による創造的意見・提案がなによりも重要になります。本誌の刊行の狙いもそこにあります。行政改革をうながす多様な意見の発表・交流の“ひろば”として、本誌に発表された職員の論稿は、原則として職員個人の意見・提案であることをご理解ください。(編集部)

川崎市ではいま、一九九九年度から二一世紀初頭に至る五年間を対象とした新中期計画の策定を進めています。

今回の新中期計画では、これまで事業実施の主要な漕ぎ手であった役所の役割を大きく見直し、市民とのパートナーシップによる積極的な事業の推進を図ることとしました。

『パートナーシップ型事業』を新中期計画の基軸に位置づけたのはなぜでしょうか。それは、パートナーシップこそが市民を主体とした新たな時代のキーワードだと考えるからです。

パートナーシップとは、まちづくりに関わる各主体が相互に理解し相互に尊重することを基本とするものであり、共通の目的に向けて各自がその役割を分担しあうことです。みんなが望む方向にむかって行政も頑張る、市民の方々も協力する、企業もその力を発揮する。それは、一方面的批判や短絡的な行動とは大きく異なるものです。

『まちづくり』にとって一番大切なことは、地域課題が共有化されることだと思います。この街をこうしたい、

こうありたいと願うその思い、その一つひとつが溶け合い共有化されること

がその第一歩だと考えます。それは、各地域ごと行政課題に関する情報の開示と、行政による積極的な対応を前提とするものであり、単に資料を提供するだけではなく、市民の提示する課題に対して行政が応答責任を果たすことを意味します。すなわち、何ができ何ができないのか、それはなぜなのか、法律に書いてあるからか、それとも自治体の努力が足りないからか、地域課題解決に向けた積極的な応答が前提となります。

今回の特集では、川崎の各地で展開されている二一の『パートナーシップ型事業』を掲げました。各事業の対象とするもの、その内容は様々であり、目標としたものにも大きな違いがあるように思います。ですが、ここに掲げた一つひとつの事業を検証する中から、川崎の街のそこかしこに、新たな時代を構築する多くのシーズ(種子)がちりばめられていることに気がつかれると思います。パートナーシップを築くた

めに何が必要か、コーディネーターとしての職員の地道な作業など、触媒としての行政の役割を通して新しい作風といったものが垣間見えるのではないのでしょうか。

『まちづくり』は能動的なものです。それは、日々変化する環境の中で、将来を見通しながら丁寧に取り上げていくものです。各主体の夢の一つのものとし、糧として『まちづくり』という大きな炉の中にくべていく、地域課題への共通認識がある限り、それらはトトロと絶えることなくいつまでも燃え続けていくはずで、市民協働に基づく手づくりの地域実践、日常の中で絶え間ない活動が続けられた後、ふと気がつくと、各人の夢や思いは溶け合い、きらめくダイヤのように川崎の街のあちこちに現出していることと想います。

新たな市民社会に向けた長い道程の一步として、いま展開される『パートナーシップ型事業』に大きな期待を寄せています。

特集 **パートナリーシップ型事業の展開** ～市民協働のまちづくりに向けて

特集企画にあたって ⑥

パートナリーシップによるまちづくり ～アメリカの経験

東海大学 工学部教授 秋本福雄 ⑧

市民と行政とのパートナリーシップについて考える ～市民からのプロポーザルをどう受け止めるのか

総合企画局 企画調整課 岡田 実 ⑫

パートナリーシップ型事業の展開 21の事例 ⑬

川崎区 ① 住民参加による「いいこの広場」(小田三丁目)整備事業

まちづくり局 住宅整備課 副主幹 尾幡光久 ⑬

川崎区 ② 一歩二歩進めよう 生活市民と企業市民のまちづくり

川崎区 区政推進課 木田幸生 ⑭

川崎区 ③ 社会実験 ～交通環境改善に向けて

環境局 自動車対策課 小林幸雄 ⑯

幸 区 ① みんなでつくる日吉地区市民館・図書館分館

教育委員会 生涯学習推進課 企画係 主任 島田秀雄 ⑰

幸 区 ② 南河原公園整備事業 ～リフレッシュパーク

環境局 環境企画室 (緑政企画担当) 磯部由喜子 ⑱

幸 区 ③ 在宅支援 ～福祉コミュニティの確立に向けて

新川崎在宅介護支援センター 長 石毛久子 ⑳

中原区 ① 「等々力緑地サイン計画」 ～みんなでつくる

まちづくり局 街なみデザイン課 主任 和田忠也・主任 宇留間雅彦・市民局 区政課 主任 河野正夫・山口美穂 ㉑

中原区 ② 小杉駅東部地区再開発 ～NECとの事業連携による良好な街づくり

まちづくり局 都市施設課 主任 田邊謙二 ㉒

中原区 ③ 高齢者・障害者の在宅支援活動

ボランティアグループ フォーラム 会長 渡辺政勝 ㉓

高津区 ① なぜ、小音楽ホールを小民間事業で

岡野洋貴 ㉔

高津区 ② 溝口跨線人道橋の補修にあたって

建設局 幸土木事務所 主任 田口正志 ㉕

高津区 ③ 川崎市ファーマーズクラブ 市民と農業青年との交流事業

経済局 農業振興課 福田克実 ㉖

宮前区 ① 平瀬川を活かしたまちづくりの記録

平瀬川流域まちづくり協議会 (ふみおのあみ) 実行部 地域問題促進委員会 松井隆一 ㉗

宮前区 ② 仮称「宮前スホーツセンター」づくり

宮前区 区政推進課 山内秀行 ㉘

宮前区 ③ 「宮前区」区づくりプラン」について

宮前区 区政推進課 清水健太郎 ㉙

多摩区① 水と緑 一ヶ領用水宿河原堰管理棟の市民開放

生田緑地の
雑木林を育てる会

中島光雄・二ヶ領用水の再生を
考える市民の会

高坂徹・川崎・水と緑の
ネットワーク

49

多摩区② 地域住民が作る防災ネットワーク

建設局防災対策室副主幹

久喜成郎

51

多摩区③ 地域連携でつくる喫茶店〜多摩区役所・ふれあいショップ「せきれい」

健康福祉局障害福祉課主幹

西矢健一郎

54

麻生区① 新百合丘駅周辺地区、「パートナーシップのまちづくり」

〜市民・行政・企業の協議と協力によるまちづくりへの取り組み

まちづくり局街なみデザイン課主幹

本木紀彰

56

麻生区② (仮称)虹ヶ丘小学校コミュニティールーム整備事業

教育委員会生涯学習推進課指導主事

夏井賢

59

麻生区③ 新しいパートナーシップ型事業の模索〜しんゆり芸術フェスティバル

市民局市民文化室副主幹

梶亨

61

解説 パートナーシップ型事業の展開のために〜21事業を検証する中から

編集委員会

63

本市の政策展開から① 「研究のわ」の形成と今後〜横糸は通せるか

環境局公書研究所主幹

林久緒

67

本市の政策展開から② 市民活動家・企業・行政の協働による地域活性化の取りくみ〜シリコンバレーでの実践

経済局国際経済担当副主幹

小泉幸洋

69

平成9年度政策課題研究チーム報告書から① 「Aチーム報告書」情報化は行政に質的飛躍をもたらすか〜ネットワーク型市民参加システムの提案」について

総合企画局企画推進課主幹 二枝正孝

72

市民と行政の情報共有化にむけて

平成9年度政策課題研究チーム報告書から② 「Bチーム報告書」市民協働の保健・医療・福祉の連携システム構築に向けて」を読んで

健康福祉局企画課長 山形清純

74

地域社会に最適なシステムの構築

政策研修レポート 廃棄物の分別収集に関する政策の総合評価

財政局資金課(筑波大学大学院派遣)

西村光示

76

記者の目 外国人市民代表者会議が市政に与えた力

毎日新聞社川崎支局 乾達

79

市民の目 みんなで考えよう 子どもの遊び場づくり

ゴルフボレボレ

石神二代

80

一冊の本 アラン・ジェイコブス著 「サンフランシスコ都市計画局長の闘い〜都市デザインと住民参加」

まちづくり局都市計画課

宮崎伸哉

82

投稿 地域に有効なホームレス政策の模索

川崎区大師地区福祉センター 齋藤大介

85

川崎市政日誌(一九九八年一月〜六月)

83

編集後記

82

一ツツプ型事業の展開

市民協働のまちづくりに向けて



特集
issue

パートナー

特集企画にあたって

いま、市民と行政の連携による様々な「パートナーシップ型事業」が川崎の各地で展開されています。それは、生涯福祉く介護、環境保全くみどり・リサイクル、まちづくりく居住更新・防災・河川整備、生涯学習く教育・文化など、広範かつ多様な公共課題にかかわります。

「パートナーシップ」は、一方的な批判や短絡的な行動とは大きく異なるものです。また、行政は「パートナーシップ」を理由にその責任を免れるのではなく、市民理解のもと、行政本来の責任を今まで以上に求められるものでもあります。

複雑にからみあった公共課題をときほぐし、より豊かな地域社会を形成するためにも、市民・NPO・企業など、地域社会を構成するさまざまな主体の参加と協働が求められます。「パートナーシップ」とは、相互に理解

し、相互に尊重することを基本とし、目標に対する共通認識のもと、対等な関係で事業を行うものであり、事業展開する中で、お互いに変容していくことを許容するものだと考えます。

このような視点にたち、今回の特集では、いま川崎の各地で展開されている「パートナーシップ型事業」をとりあげました。各事業を個別にみれば、模索しながら進む「パートナーシップ型事業」は時間もかかり、多くの労力が必要ながわかります。

ここに掲げた21の事例を通じ、多少とも時間がかかり迂遠とも思える協働作業が、分権型社会の新たな行政執行スタイルであることが認識できるものと思います。行政と市民の確かな信頼関係の構築や、「まちづくり」に向けた共通認識の高まりなど、「本特集」は多くの期待に応えることを目的とするものであり、また、これから策定される「新中期計画」の方向性を問うものでもあります。



外国人市民代表者会議

特集 パートナーシップ型事業の展開と市民協働のまちづくりに向けて

パートナーシップによる まちづくり

アメリカの経験

パークレーから

ローラースケートをいた学生在現れ、一度ターンをしたかと思うと、エレベーターに乗って降りていきました。私は、いま、カリフォルニア大学パークレー校環境デザイン学部の四階にいます。隣には、かの「元サンフランシスコ都市計画局長」のアラン・ジャコブスがいます。今年七〇歳とは思えぬ逞しい風貌で、やさしさと暖かさがあふれ出てくる人物です。「あなたは政治的な力量があったから、八年間も都市計画局長をやったのだらう」と質問すると、一瞬考え込んだ後、「何よりも大切なのはオネステイだと思ふ」と答えました。「オネステイ（正直さ）」。なかなかの答えだとは思いませんか。こちらに来て、多くの人が、パトリック・ゲデス（注1）、「都市の文化」のルイス・マンフォード（注2）、「都市のイメージ」のケビン・リンチ（注3）という先人に今も敬意を抱いているのに驚きました。意外に伝統の国なのです。図書館にはアメリカ都市計画史の膨

大な資料が保存され、中を歩いていると一種の酩酊感に陥ります。そこから、無名のプランナー達の、夢と疎外と潤滑油のように社会にしみこんでいこうとする努力が浮かび上がってきます。その姿に敬意と感動を覚えます。こういう気分にはたついていると、川崎市の職員の方から原稿の依頼が届きました。私が昨年、「パートナーシップによるまちづくり」を出版したことがきっかけでしょう。ここは、パークレーです。肩の力を抜いて、「パートナーシップによるまちづくり」で述べたかったことを反芻してみたいと思います。

公共と民間のパートナーシップ

こここのところ、発展途上国も含め世界の各地で、地方自治体、民間企業、非営利団体、市民が協力しあって、地域の問題を解決しようとする動きが盛んになっています。アメリカでも、多くの都市で様々な目的のパートナーシップが形成されています。かつては、中央政府のリーダーシップに期待が集まりました。最近では地方の抱える問題も多様化し、

東海大学工学部教授

秋本福雄

民間企業のノウハウや市民の知識も向上し、中央政府は財政難に陥り、地域の問題は、地方自治体や民間企業や市民が連携して、対応することが世界的な傾向になってきています。パートナーシップとは、元々は、医者や弁護士のような専門家が資金を出し合って共同で事務所を経営することを意味するイギリスの言葉でした。実際に、アメリカでは、多くの経営がこうした個人や企業のパートナーシップの形態で運営されています。「パートナーシップによるまちづくり」は、アメリカでは「パブリック・プライベート・パートナーシップ（公共と民間のパートナーシップ）」と呼ばれています。公共セクターのみならず、民間企業、様々な非営利団体、市民が、共通の目的のために、資金、労務、技術等の様々な資源を出し合って行うまちづくりを意味します。

「パブリック」とは、翻訳が難しい言葉で、鶴見和子先生はこれに相当する日本語はないと言っています。元々は、「人々一般」を意味する言葉でした。アメリカでは今でも「住民」のことを、「パブリック」と呼びます。そ



専攻は都市計画。現在、カリフォルニア大学パークレー校都市地域開発研究所にレジデング・スカラーとして滞在。主たる著書「パートナーシップによるまちづくり」（学芸出版社、一九九七年）平成九年度日本都市計画学会論文賞受賞。
Dr. Fumio Akimoto, Visiting Scholar
U.R.D., University of California at Berkeley
316 Wurster Hall
Berkeley, CA 94720-1870
Fax 510-643-9576
E-mail: akumoo@keyaki.cc.uokai.ac.jp

注1 パトリック・ゲデス（一八五四―一九三二年）
エディンバラ大学社会学部部長植物学担当教授時代、生物学の基礎の上に社会学を展開、その実践の場を都市計画に見いだした。徹底的な都市調査を行った初期の人物の一人。密集市街地の詳細な地区調査に基づいた修復（控え目な手術）の提案も行っている。著書「進化する都市」（一九二五）。

注2 ルイス・マンフォード（一八九五―一九九〇年）
米国の社会・文明批評家。スタンフォード、ペンシルベニア各大学教授。アメリカ地域計画協会会長、ニューヨーク市高等教育委員等を歴任。著作は技術史、文明批評、建築、都市計画、アメリカ研究等広範囲。著書「都市の文化」（一九三八）にて、アメリカの都市計画を歴史的に鳥瞰、社会や環境に対する意識の大切さも唱えている。他に「歴史の都市・明日の都市」（一九六一）など。

注3 ケビン・リンチ（一九一八―一九八四年）
米国の都市計画家。一九四九―一九七九年マチューセッツ工科大学教授。七九年からは都市計画事務所を開設。著書「都市のイメージ」（一九六〇）にて、人間にとって住みやすい都市は分りやすいものを持っていることであるとして、都市景観の視点から都市のイメージを構成する要素などを分析。

こから派生して、「人々のための」施設や機関をも「パブリック・セクター」と呼ぶようになったのです。アメリカの場合、公共セクターには、連邦、州、地方自治体の三つのレベルがありますが、一番重要な役割を果たすのは地方自治体です。民間セクターは、営利企業の外に、教会・大学・研究所・近隣団体・環境団体・市民グループ等といった無数の非営利団体が、第三のセクターとして強固に存在するのがアメリカの特徴です。

ここで、重要なことは、公共セクターだけがパブリック、即ち「人々一般」に関与するわけではないということです。民間企業・非営利団体・個々の市民の行動もまた「人々一般」に関与すれば、当然、パブリックな性格を帯びます。民間企業・非営利団体・個々の市民の行動もまたパブリックな性格を持つことを、公共セクターが受け入れること。民間セクターの側もまた、「公共的精神」を保持すること。これが「公共と民間のパートナーシップ」の成立条件だと思います。

都心部の再生

パートナーシップによるまちづくりの仕組みは大きく二つに分かれます。一つは市域全体等の広い範囲を対象に、多数のメンバーが参加して共同で長期のプログラムを策定し、それに基づいて個別の事業を実施する、長期に継続するプログラム型のパートナーシップです。もう一つは、個別のプロジェクト毎に、公共と民間が共同で計画を作成し、二人三脚で事業を進め、事業の完了と共に消滅する、プロジェクト型のパートナーシップです。

このうち最も古いのは、都心部の商業・業務地区の再生のために地方自治体と地元企業

家グループが形成したプログラム型のパートナーシップです。戦後、高速道路と自動車の普及により都心部が衰退すると、各地で地元企業家と地方自治体のパートナーシップが形成されました。その代表は鉄鋼と港湾の町ピッツバーグです。銀行家リチャード・キング・メロンが地元の企業家リーダーとともに一九四三年にアルゲニー会議を設立し、鉄鋼の都市を医療と大学の町に変貌させるピッツバーグ・ルネサンスに取り組み、デビッド・ローレンス市長と一緒にゴールデン・トライアングルと呼ばれる都心部の再開発を実現しました。

このようなパートナーシップは、ピッツバーグのみならずボルティモア、ボストン、デトロイト、ニューヨークでも結成され、特にボルティモアでは、グレート・ボルティモア運動と呼ばれる組織が、都心部のチャールズ・センターやインナー・ハーバーの再開発に重要な役割を果たしました。このようなパートナーシップは、大都市のみならず小都市でも盛んで、例えば、コロンバス州コロラド・スプリングの、オールド・コロラド・シティでは、市と地元の企業家団体が共同で都心部の再生計画を策定し、市は、中小企業の建物の修復・改修への低利子融資を開始し、同時に建築デザインの無料サービスやサインの整備についての低利子融資、無料経営診断、参加企業に対する税の免除を実施し、地区全体を特別区に指定して特別税を徴収して、地区の維持管理の資金としています。

一九七〇年代以降は、連邦政府の再開発プログラムが廃止されたことにより、地方自治体が民間企業と自由に交渉し、協定を締結して共同事業を実施する、都心部再生のためのプロジェクト型のパートナーシップが多数、

形成されるようになりました。最も典型的なのは、民間が開発意欲を示さない衰退した都心部の土地を、地方自治体が取得し、民間デベロッパーや非営利団体に低い価格で払い下げ、商業施設を整備するというものです。サンディエゴのホートンプラザ、ボストンのフアンエル・ホール・マーケットプレイス、バサディアのプラザバサディア等、都心部の商業施設の再生事業は、こうした地方自治体と民間デベロッパーのパートナーシップによって実現されています。

これも大都市のみならず小都市でも盛んで、例えばネバダ州オマハ市では、荒廃した地区の再生のために、市が二つの建物を取得し、住民の組織した非営利団体に資産を売却し、非営利団体がこれをオフィスと商業の複合施設に改造しています。

近隣の再生

一九六〇年代以降になると、低所得者層の居住する近隣地区の再生や住宅供給のための、地方自治体と地元企業と市民の参加したプログラム型のパートナーシップが登場します。

一九八〇年代に入り、連邦政府が住宅補助を大幅に削減してから、このようなパートナーシップは急速に増加します。その代表は、クリブランド・ハウジング・ネットワーク、ボストン・ハウジング・パートナーシップ、シカゴ・ハウジング・パートナーシップ、ウイコンシン・住宅開発パートナーシップです。

その目的は、民間デベロッパーが関心を示さない低所得者層の居住地区で、住宅建設等のまちづくりを行う非営利団体の資金的・技術的な支援です。このため、これらのパートナーシップには、実務的な専門知識を持った



ホートン・プラザ・センター (筆者撮影)



ピッツバーグの「黄金の三角地区」(再開発後)
(出典: Levitt, R.L. (1987), *Cities Reform*, Washington, D.C., ULI-the Urban Land Institute, p.121)

組織が参加し、住宅設計や建設のノウハウ、コンサルタントや建設会社の選考方法、家賃の設定や住宅の維持管理等について非営利団体の相談に応じます。非営利団体のために多方面から資金を調達するため、地方自治体や地元金融機関の外に、地元大企業のリーダー組織、州、全国的な非営利団体等、広範な組織も参加しています。例えば、ボストン・ハウジング・パートナーシップでは、州、市、金融機関、地元大企業、大学、非営利団体がメンバーに加わっています。

近隣再生のためのプロジェクト型のパートナーシップは、このようなプログラム型のパートナーシップの支援の下に、多数設立されています。そのメカニズムは、商業地区の再生の場合に類似して、衰退した地区の建物を地方自治体取得し、これを非営利のデベロッパーに払い下げ、低所得者用住宅に改造するというものです。当初は、ボストン、ボルティモアといった東海岸の都市で盛んでしたが、最近ではロサンゼルス等の西海岸の都市にも普及しています。

高齢者や身体障害者の施設を整備するプロジェクト型のパートナーシップも形成されています。個々のプロジェクト毎に、地方自治体、民間企業、非営利団体、市民ボランティアが、それぞれ資金、資材、労務を提供しあうのが特徴です。例えば、カリフォルニア州オレンジ郡では、児童の保護施設が、過密、老朽化したため、これを建て替えるための非営利団体が設立され、郡は土地を無料で賃貸し、資金を供与し、企業、財団、個人も資金を提供して立て替えが行われました。中には建築材料等の現物寄付や、建設作業の労働奉仕もありました。施設完成後は、郡に寄付され、郡がスタッフを配置し運営していますが、

非営利団体の理事会はその後も、寄付者の代弁者として施設の運営に関与しています。

シビック・ファンデーションを育てる

パートナーシップによるまちづくりは、公共と民間・非営利団体・市民が話し合い、共通の目標とそれぞれの役割について合意することが前提となります。異なるセクターに属する人たちが協議をして、利害と提供する資源について交渉し、合意することは容易なことではありません。公共と民間のパートナーシップが成立するには、公共と民間の双方に一定の条件が成立していなければなりません。アメリカで成功しているパートナーシップを見ると、そこに幾つかの共通条件が成立していることがわかります。

第一に多くの場合、何らかの危機が背景にあります。都心部の経済的な衰退、他都市との経済的な競争の激化、低所得者層の住宅難の深刻化、自然災害等の危機が、市民同士の連携を強化し、パートナーシップの形成の基盤になっています。

第二は、地域のコミュニティ意識が強く、市民の参加を促す文化、公共と民間の相互の信頼関係の土壌が存在することです。このような精神的・文化的な土壌のことを、アメリカではシビック・ファンデーションと呼んでいます。

第三は、コミュニティの将来についてビジョンを描き、人々をけん引していくリーダーの存在です。例えば、カリフォルニア州サンディエゴの都心部再生事業は、一九七〇年代初頭に市長となったピート・ウィルソンのリーダーシップによって、市の機構改革が行われ、人材が集められて、初めて民間との交渉

が成立し、プロジェクトが動き出しました。アトランタでも、市長メイナード・ジャクソンの尽力により、市のスタッフが各近隣組織へ配置され、市民とのパートナーシップが促進されました。民間側でも、例えばボルティモアの民間デベロッパーのジェームス・ラウスは、早くから近隣の再生事業を支援し、退職後は妻と二人でエンタープライズ財団を設立し、全国の非営利の市民デベロッパーを資金的・技術的に支援するネットワークを構築しています。パートナーシップによるまちづくりは、このような起業家的精神を持った公共セクターのリーダーと、公共的精神を持った民間セクターのリーダーの存在によって支えられています。

日本において、パートナーシップによるまちづくりを成功させるためには、シビックファンデーションの育成と、公共セクター・民間セクターにこうしたリーダーとなる人材を発掘し、育てていくことが不可欠だと考えます。

ファシリテーターの必要性

パートナーシップによるまちづくりでは、どのようなプロセスを経て、合意が形成されるのでしょうか。一般に、アメリカでは、多数の市民が関与する場合、まず問題点を整理し、それを踏まえて将来の目標を設定し、これを実現するための方針を決定し、それに基づき幾つかの代替案を開発し、それぞれの評価を行い、それを踏まえて最終計画を決定するというように論理的なステップを踏んで意思決定するのが特徴です。例えば、サンフランシスコ市のミッション・ベイ計画では、最初に資料の収集と解析を行い、次いで開発計画の目的と政策の検討を行い、それを踏まえ

計画のコンセプトと土地利用計画の案を作成し、詳細な補足調査を実施し、計画案を修正して最終的な計画の作成とガイドラインの検討というステップを踏んでいます。

ここで大事なことは、計画プロセスの初期の段階から、公共セクターが民間セクターと協議を行うことです。日本では、通常、公共セクターは行政内部で計画を固め、それを民間や市民に提示します。しかし、受け取る側にとって、その案がどのような経緯でそうなったかを理解することは容易なことではありません。そうした場合は、協議は形式的なものとなるか、あるいは紛糾することになります。アメリカでは、計画段階の初期から協議を行うことにより、市民との政策レベルでの合意が成立すれば、事業計画段階での対立が起りにくくなると考えられています。

このため計画プロセスの各段階で、それにふさわしい市民参加の手法が採用されます。例えば、広範な市民が関与する場合は、最初にアンケート調査やインタビュー調査で市民の意向を把握し、スライド・ショー、ワークショップ、コミュニティ集会で計画案の報告と討論がなされます。ミッション・ベイ計画も、計画のプロセスに応じて、市民集会、公聴会、ワークショップ、デザイン・スタジオの開放等がなされました。また、関与する市民グループが特定できる場合、関係者の参加する協議会が設置され、合意の形成が図られます。例えば、サクラメント市のノース・ナトマス開発計画では、計画をめぐって市民が市を提訴したため、和解の手段として、訴訟当事者である行政、地権者、市民団体、環境団体が参加する協議会が設置され、この場の討議を通じて計画原則が作成されました。こうした場合、アメリカでは、ファシリテ

ーターと呼ばれる外部の第三者が招かれることがあります。ファシリテーターとは、市民にわかりやすく資料や計画案を提示し、市民に計画の背景や制約条件を理解してもらうと同時に、市民の意見を引き出して、多数の人々を合意に導いていく、市民参加の専門家です。市民の合意を得ながら大規模な計画を作成する場合、ファシリテーターが不可欠で、ミッション・ベイ計画でも、アーバンデザイナーがその役割を果たしました。

日本でも、公共と民間の交渉や協議を円滑に進めるためには、市民にわかりやすく資料や計画案を提示し、市民に計画の背景や制約条件を理解してもらう手法を研究するとともに、こうしたファシリテーターの育成が不可欠であると考えます。

オネステイといひんた

話は、アラン・ジャコブスの「オネステイ（正直さ）」に戻ります。隣にいてもあって、彼の体験を下にした「メイキング・シティプランニング・ワーク（都市計画を有効に作用させる）」（邦訳「サンフランシスコ都市計画局長の闘い」）をこちらにきてから英文で読みました。都市計画委員会や市議会、市長とある時は対立しながら、「都市計画を有効に作用させる」ために行動した、その奮闘ぶりにおいて、この人が余りあせらず、姑息な手練手管を使わず、誠実に行動したことがよくわかります。「パートナーシップによるまちづくり」を「有効に作用させる」ものは、一つには計画プロセスや市民参加の手法についての専門的な知識ですが、その根本のところでは、公共セクターと民間セクターを担う人々の「公共的精神」と「オネステイ」であるように思います。



ミッション・ベイの現状（資料：Catellus Development Corporation）



ミッション・ベイの開発計画（モンタージュ）（資料：Catellus Development Corporation）

市民と行政との パートナーシップについて考える

市民からのプロポーザルをどう受け止めるのか

総合企画局企画調整課

岡田 実

はじめに

「政策課題の発見は、現場にある」。そして、「パートナーシップ」という概念が問題提起しているのは、「地域、市民からの発想」をどう受け止めるのかということである。

ここでは、本論に入る前に、議論の素材となる事例を紹介したい。

宮前区では、区政推進事業として、「区づくりプラン」が策定されたが、その推進組織として、地域ごとに「地区部会」が組織され、活動が展開されている。その地区部会の一つである「平瀬川流域まちづくり協議会」は、フォーラムを開催し、下水道整備の進展で、平常時の河川の維持用水が減少している問題をとらえて、都市河川の水源対策の必要性を問題提起した（詳細は、本誌四〇ページ参照）。

この課題は、河川管理者である建設局単独で解決できる問題ではなく、緑地や農地の保全、水源涵養の取り組み、さらには、流域の宅地の雨水涵養施設の設置など、複数の所管

局にまたがる取り組みと民有地における市民の実践などを包含している。都市河川における水源対策は、国においてもあらたな行政課題として認識されつつあるが、市民発の問題提起に行政がどう応答し、どう政策化することが可能であろうか。

また、幸区の日吉地区では、市民館・図書館分館建設の基本構想づくりのワークショップが実施されている（詳細は、本誌二二ページ参照）。このワークショップは、公共施設的设计デザインの議論をこえて、施設が完成した後展開されるであろう生涯学習のさまざまな活動について話し合いがなされている。市民は、ワークショップの場を通して、住民相互の交流を生みだし、地域社会のあるべき姿を語りはじめている。まさに、都市型コミュニティの再構築という課題に市民自身が取り組んでいる。行政は、これら市民の討議の輪に加わることができるのか。

「パートナーシップ型事業」を考えるにあたって、これら具体的事例の中から見えるものがたくさんある。ここでは、「パートナーシップ」の考え方を説明するために、「成熟型

社会」という時代背景の認識を踏まえ、第一に、区役所を中心に据えた市民と行政との間の調整の考え方とその仕組みづくり、さらに、パートナーシップの究極の目的である「都市型コミュニティ」（注一）の再構築のための市民相互の合意形成の考え方と仕組みづくりについて私見を述べてみたい。

1. 成熟の時代における

社会資本整備のあり方

(1) 「シビルミニマム」の達成から、

「コミュニティオプティマム」の実現へ

本市の「新・中期計画」は、一九九九年から二〇〇三年までの五カ年を計画期間としている。つまりこの計画は、今世紀の川崎をどう総括し、来る二一世紀をどう構想するかという行政計画であるとも言える。

これまでの行政計画は、市民の行政に対する需要を認定し、計画目標を設定し、その目標をいかに効率的に達成するかということが策定の眼目であった。つまり、国の政策公準としての「ナショナルミニマム」、自治体の政策公準としての「シビルミニマム」（注二）の



注一

「都市型コミュニティ」の考え方は、「川崎新時代2010プラン」の市民共同のまちづくりに掲げられたもの。かつての村落共同体型のコミュニティではなく、都市型社会において、自立した市民によって形成される新たなコミュニティ像を提起している。

達成が目標であった。

戦後五〇年以上をかけて、中央・地方レベルを問わず政府は、さまざまな社会資本を整備してきた。産業基盤としての道路や港湾、工業団地、さらに、市民生活を支える基盤としての住宅、公園、下水道、小中学校、社会福祉施設等である。急激な都市化の中で、行政の使命は、これら社会資本を、早く、大量に、効率的に供給することであった。効率性を追求する場面では、もう一つの価値基準である民主性の追求は、なおざりにされるか、その手続きにおいても、必ずしも周到な目配りがされてきたとは言い難い。

さらに、行政と市民との関係においても、公共事業の主体は、行政であり、市民は、その客体であった。これら時代状況においては、行政と市民との「パートナーシップ」という考え方が成立する状況にはなかった。

現在の本市の社会資本整備の水準について考えると、下水道整備は、ほぼ一〇〇%に近づこうとしているし、小中学校についても、近年の少子化を背景に、教室の余裕が生じている。また、こども文化センターや老人いこの家などのコミュニティ施設も、ほぼその整備目標を達成しようとしている。これら、シビルミニマムが達成されつつある時代状況を「成熟の時代」と定義すれば、かつての経済成長を背景とした整備手法も、新たな時代状況に応じたものに変わらなければならない。これまでの計画策定手法は、「漸増主義」^{注3}に基づいている。それは、予算編成過程において、前年度予算をベースにして新規の増分についてのみ厳しい査定が行われているという現実、また、計画策定においても、新規事業や拡充事業、つまり、ミニマム整備に向けた拡大分を査定し、計画書を編纂してき

たという現実の策定手法に見られる。つまり、行政計画も、予算編成も、フロアの拡大に注目し、これまで整備・集積されてきた公共施設や既存事業といった膨大なストックについて省みるものではなかった。

しかし、今日においては、どの政策分野に重点的に新規投資を行うのかという価値判断と同時に、既存の施設や事業の運営状況、実施状況を厳しく評価して、積極的な見直しを行うことや、社会資本の更新投資を行っていくことに期待が寄せられている。それは、市民の提案においても「既存施設の多目的活用」といったことが提起されることから見て取れる。

(2) 市民社会の成熟

もう一つの大きな時代背景の変化は、「市民の成熟」^{注2}、「市民社会の成熟」である。

これまでの市民要望は、シビルミニマムの達成に向けた社会資本整備、施策の拡充が中心であった。

しかし、シビルミニマムが達成されようとしている中では、単なる施設建設の要望ではなく、その質を問う提案へと変化している。先の平瀬川の市民活動は、多自然型の河川整備、河川と一体となったまちづくりの提案であり、単なる河川改修の要望ではない。日吉市民館・図書館分館のワークショップの事例においても同様であり、施設の内容・機能、そこで展開されるであろう市民活動の提案となっている。

さらに、市民の提案は、市民自らの具体的な活動実践に基づく内容となっている。平瀬川では、多自然型の河川の維持管理を自らが実践し、日吉分館においても、市民の手による郷土史コーナーの運営が提起されている。このことは、「要望するだけの市民」と「施設整備をしてあげる行政」といった単純な二

分法ではなく、市民自らが活動の主体となつて公共政策を分任しようとする市民意識の成熟の姿を読みとることができている。

このような、地域において具体的な市民活動を実践する市民からの政策提案という事例は、ミニマム達成後の施設整備のあり方にも大きく影響してくる。

今後は、政策公準の深化を求める提案、既存施設の活用・機能転換を求める提案とさまざまな様相を示すであろう。そしてこのことは、全市一律のシビルミニマムの達成といった政策目標に基づき組み立てられる行政計画のあり方の変革も求められてくる。

つまり、コミュニティごとに最適な政策公準は市民自ら決定する「コミュニティオプティマム」の概念の導入である。成熟した都市型社会においては、実践的な市民活動を展開できるコミュニティ、多様な政策要求を調整し合意することができるとコミュニティそれぞれが単位ごとに政策目標も違いが現れてくる。今後重要になるのは、自己決定能力や自己調整能力を持った地域社会をどう構築していくかということと同時に、地域発意・地域主導型の事業手法をどう構築していくかが緊急課題となっている。「パートナーシップ型事業」とは、これら新たな事業手法のモデルとなるものである。

2. パートナーシップを支えるための行政組織・制度の改革

(1) 「新・中期計画策定方針」

上記の社会資本整備をめぐる手法の転換、さらに、成熟した市民による新たな都市型コミュニティの構想を前提に、九八年五月に決定・公表された「新・中期計画策定方針」では、「パートナーシップ型事業」の積極的推

注2

松下圭一「シビル・ミニマムの思想」東京大学出版会、一九七一年

注3

チャールズ・E・リンドブロムの理論として西尾勝「行政学」有斐閣、一九九三年、二一七ページで紹介されている。

進を唱っている。

この理念に基づき、計画策定の具体的な手法として、市民参加に要する期間と合意手続きに要するコストをどう見積るのか、さらに、区役所と所管局との調整をどう行うのかという点で新たなシステムの構築が必要になってくる。

(2) 参加の期間とコストを見積る

パートナシップ型の事業を実現するためには、計画策定における市民参加、事業実施における市民参加の手続きに係る期間と費用をあらかじめ見込んでいくことが必要になる。

これまでの手法、手続きは、単年度の予算執行が前提であった。前年度の予算要求、予算編成の過程を経て、議会における予算の議決を経てはじめて市民に当該事業の実施が知らされ、かつ四月からの予算年度において、一年間で当該年度の事業を完結しなければならぬという物理的制約があった。そのため、市民参加に要する期間が十分にとれない、期限までに市民合意を急がなければならぬなどの制約条件から、市民参加がなおざりにされてきた事情がある。特に、計画にそった事業実施が必ずしも担保されていない状況においては、次年度以降の事業展開を意識し、あらかじめ参加による合意形成を行うということも十分には果たせないのが現実である。

日吉地区市民館・図書館の事例は、施設的设计段階の前後に基本構想の期間を一年間と、その後設計に入ることがあらかじめ想定されたことよって、ワークショップ手法の導入という密度の濃い参加手法の実施が可能になった。

今回のパートナシップ型事業を創設した第一の意図は、市民参加手続きに要する期間を中期計画に織り込んでいこうとするもの

である。

さらに、参加の過程には、一定の予算支出も見込んでいく必要がある。それは、ワークショップ等を開催するにあたって、ファシリテーター役を務める専門家に対する委託費用や開催経費を計画事業費として認めていくというものである。

通常の公共施設設計では、設計費用に関する積算手法は確立しているが、その中に参加手続きに関わる費用が見積もられることがない。現状の「説明会型」の参加手法においては、基本設計、実施設計が進み、行政が青写真を描いてから、地元説明会を開催し、その過程で市民の意向を取り入れていくというやり方が常態である。しかし、この手法においては、実施設計図面を再度修正するという新たな費用が発生する可能性がある。

「パートナシップ型」の手法は、構想策定段階から参加を得ることにより、実施設計段階において、設計をやり直すというリスクを回避することが可能になる。つまり、段階をおった市民参加手続きを計画に織り込むこと、行政と市民との間で十分な双方向のコミュニケーションの場を確保することができれば、事業そのものの総費用に影響を与えず進めることができるという利点が認められる。この点については、別途詳しい検証が必要であるが、「パートナシップ型事業」は、先の日吉地区市民館・図書館分館の事例にも見られるように、そこで展開されるであろう市民活動のデザイン、ワークショップを通じたコミュニティ形成、さらには、施設管理・運営における市民の参画など、貨幣価値で表すことのできない事業効果を持つていると考える。新たな時代における公共施設建設は、単なる施設建設と施設利用という効果だけで

はなく、コミュニティの再構築に寄与するという効果を勘案し、トータルコストの議論が展開されるべきであると考えられる。

(3) 区役所と事業局との情報交換、事前調整

さらに、パートナシップ型の事業計画の策定にあたっては、区役所と事業局とが事前の調整を行うことを原則としている。

それは、区役所機能の拡充のための方策として、所管局が持っている情報を、地域の総合行政機関である区役所に提供し、局・区間の情報交換の仕組みを形づくることを意図している。

所管局は、自らの所掌する事業については、詳細な情報を持っているが、これまで、これらの情報は、事業が実施される段階で初めて区役所に知られるということが通例であった。この点を改善しようとする意図のもとに、計画策定の手続きの中に、所管局と区役所との情報交換の仕掛けを位置づけている。特に、「パートナシップ型事業」の展開にあたっては、所管局と区役所の協働を意識している。それは、地域コミュニティの再構築を目的とするものである以上、地域コミュニティに対して責任を持つ区役所と十分な調整が必要であるからである。

区役所を中心とした事業展開の考え方の背景には、第一に、所管局が主張する市民全体の利益と区役所が主張するコミュニティの利益をどう調整するかという論点が隠されている。

行政は、市民からの支持、信頼を基盤に存立しえるものであるが、前述の均一化の原則を踏まえた全体の利益論に傾斜するあまり、所管局の事業がコミュニティの個別利益を侵害し、地域の信頼を裏切ることも往々にしてあり得る。所管局は、当該事業が終了すればその責を果たすことができるが、地域に密着

した区役所は、常に地域の利益、コミュニティの利益に立脚していなければその存立の基盤を失いかねない。これら相反する利益の調整を、所管局と区役所相互の事前調整の過程に委ねていくとするものである。

第二に、市民発意の問題提起を受け入れられる上で、区役所は重要な位置を占めるということである。区役所は、日常の業務の中で、地域に密着した活動を展開する市民と情報交換を行い、市民からの問題提起、政策提案をもっとも敏感に受け止めることのできる組織である。この市民からの問題提起、政策提案を区役所を媒介として所管局事業との整合性をとつていくこととしている。パートナーシップ型事業を展開するためには、区役所がまさに、地域の総合行政機関として、所管局の調整にあたるという機能を持たなければならぬ。その権限が付与される必要がある。

3. パートナーシップの意味するもの

(1) 行政責任としての応答性^(注4)

「パートナーシップ型事業」を新・中期計画の大きな柱に位置づけた理由を再度整理すると以下のようになる。

第一に強調すべきことは、市民の発意を行政がどう受け止めるのかということである。行政側から、市民に対してパートナーシップの呼びかけがなされる場面も多々あるだろう。しかし、行政からの一方的呼びかけでは、パートナーシップは成立しない。パートナーとしての関係を成立させるためには、「行政責任」概念の再整理が必要である。

行政責任については、「accountability（＝答責性）」ということが近年強調されている。これは、「法律や予算など行政規範に従って、

適正な行政活動がなされているかについて市民に対して十分な説明がなされること」と定義することができるが、答責の任を果たすだけでよいのであろうか。この責任は、市民からの問いに答えるという受動的な側面に終わってしまふ可能性がある。例えば、これまでの「説明会型」の市民参加手続きは、答責性のみを果たしているにすぎないといえよう。パートナーシップの概念が問題提起するの（＝応答性）である。それは、「市民の提起する問題、地域社会が抱える問題、市民が提起する課題について積極的に応え、行政活動を実施すること、さらに、その問題提起を受け止め、新たな制度を構築しようとすること」といえる。

パートナーシップ型事業は、地域からの発信、市民からの発信を積極的に受け止め、制度・政策を構築していくという能動的な行政スタイルへの転換を促す起爆剤となり、新たな行政責任、つまり、市民からのプロポーザルを受け止める責任という領域に踏み込むものである。

しかし、市民からの多様な提案をどう調整し、市民相互の合意形成の仕組みをどう作り上げるかという新たな課題が存在する。市民からの提案は、生活実感に根ざしたものであり、かつ、総合的なものである。さらに、多様な提案は、相互に矛盾する課題も含んでいる。これら提案を「事業」と言う形で実施するためには、行政組織の所掌事務間の調整制度が必要になると同時に、意見の対立する市民相互の意見調整の場が用意されなければならない。また、市民自身にも、市民社会を作り上げる主体としての役割意識と責任ある態度が求められている。このことは、次に述べ

るコミュニティの再構築ということと表裏一体の関係にある。

(2) コミュニティの再構築

次に、パートナーシップ型事業をどう評価するかという点について述べてみたい。これら新たな手法による事業展開は、まだまだ緒についた段階であり、その成果の評価がなされる段階にはないかもしれない。しかし、事業目標を検討する上では、あらかじめその成果の評価基準が明らかになっていなければならない。

パートナーシップ型事業が展開され、市民が参画できる機会を増やすことができたかということが、もっとも単純な基準であろう。しかし、形式的な参加機会が増えたことのみでは、十分な評価基準となり得ない。

パートナーシップの究極的な目的は、コミュニティの再構築にいかに関与できたのかということにあるかもしれない。

事業の現場で市民に接すると、そのリーダーは、物理的な施設の整備を通して、いかに地域の市民が議論を重ね、活動を重ね、人間的な信頼関係を築いていけるかに腐心していることがわかる。行政は、施設整備のみを目標におくが、むしろ「新しい市民」の関心の核には、コミュニティの再構築をもう一つの目標に据えていることが見て取れる。

パートナーシップ型事業の究極的目的は、行政と市民のパートナーシップではなく、市民相互のパートナーシップの構築にあり、その市民の目標にどれだけ寄与できたが評価基準になる。そのためには、市民自身が自己決定できる質の高い情報を行政が提供していくことにかかっているし、この情報をもとに、できるだけ多くの決定権限を市民に委ねることが必要になってくる。

時には、市民相互の意見が対立し、合意形成に時間がかかる場面が増えるかもしれない。高度成長の時代には、それは、全体の利益と必ずしも一致しない場合もあったかもしれないが、「成熟の時代」を迎えたいま必要なことは、新たなコミュニティの再構築のための時間と費用を担保し、十分な討議と合意形成に基づき、質の高い都市空間を形成していくことかもしれない。

4. 最後に

最後に、パートナーシップ型事業を支える人材、組織のあり方について提起したい。市民のプロポーザルを積極的に受け止め、それを政策課題として認知し、さらに、具体的な事業として展開するためには、伝統的なヒエラルキーの中で、法令や上司の命令を遵守し、受動的責任を果たす自治体職員像ではなく、市民からの問題提起を鋭敏に察知し、政策立案を行うなかで能動的責任を果たそうとする自治体職員像を描く必要がある。

新たな事業手法を展開し、それを実践する自治体職員を育てるためにも、多くの市民とのパートナーシップの現場を経験し、発見していく機会が作られる必要がある。

本市の「新・中期計画」における「パートナーシップ型事業」は、まだまだ緒に就いたばかりで、新たな事業手法として定着したものはなっていない。しかし、たくさん現場を創出し、市民と自治体職員との間の試行錯誤を積み重ねる中で、多くの経験事例の蓄積ができれば、自ずと行政組織、市民社会双方に定着していくものと思われる。新たな世紀に向かって、今は、現場での実践こそが第一義的命題であらう。

参考資料：(川崎市新・中期計画策定より)

パートナーシップ型事業調査の作成について

1 基本的考え方

「川崎新時代2010プラン」に掲げられた「市民共同のまちづくり」の理念を具現化するために、区づくり白書の策定等の成果を踏まえ、計画策定手続きにおける市民参加や事業実施過程における市民参加等、事業手法を積極的にパートナーシップ型に転換するとともに、公・共・私の役割分担を明確にする中で、市民の主体的、自主的な活動に対する支援を積極的に進め、市民の活力や、民間企業の活力を生かしたまちづくりを推進することを目的とする。

2 パートナーシップ型事業の類型

(1) 計画策定における市民参加

①分野別基本計画の策定や事業計画の策定等の過程において、ワークショップ手法等の新たな市民参加手法を取り入れる事業

(2) 事業実施における市民参加

①コミュニティ施設等の管理や運営に関して市民団体の参画や市民団体に対する委託等を行い、市民の自主的な施設運営を図る事業

②公共施設建設等において、ワークショップ手法等の新たな市民参加手法を導入し、事業実施過程における市民参加を行う事業

③市民の自主的な活動に対する支援

④市民の自主的な活動を支援するために、支援制度や支援のための施設整備を行う事業

3 パートナーシップ型事業の諸原則(*注)

(1) 自己確立

・事業実施について主体的な活動が展開されることが前提で、単なる事業委託、補助助成ではないこと

(2) 相互理解・尊重

・事業の実施について、行政と市民とが相互に理解し、尊重しあえること

(3) 目標の共通認識

・事業の目標について、行政と市民が共通の認識を持つていること

(4) 対等

・事業の実施について、行政と市民が対等の関係を維持できること

(5) 自己変革

・事業の実施によって、互いの変化が期待できること

(6) 公開

・事業実施の過程が、市民に公開されていること

(7) 時限性(サンセット)

・パートナーシップの関係が、一定の期間を経過して終了すること

4 事業採択の手続き

(1) パートナーシップ型事業調査の作成

①パートナーシップ型事業を提案しようとする所管局は、別に定める様式の調査を作成する。

②パートナーシップ型事業を提案しようとする区役所は、別に定める様式の調査を作成する。

(2) 当該区、所管局との事前協議

①パートナーシップ型事業を提案する所管局は、事業を実施する当該区役所と事前協議を行う。事業の採択にあたっては、区役所と事前協議されていることを条件とする。

②パートナーシップ型事業を提案する区役所は、事業を実施する所管局と事前協議を行う。

事業の採択にあたっては、所管局と事前協議されていることを条件とする。

(3) 事業採択の基準

①パートナーシップの諸原則に合致するか

・公・共・私の役割分担の明確化に基づいているか

②所管局、当該区との事前調整を行っているか

③パートナーシップの相手方は適切か

・特定団体に対する補助・助成ではないこと

・市民の合意、協力を得られるもの

④類似の事業の見直しを行っているもの

・市民活動支援施策に関する提案を行う場合には、補助、助成金の見直し等を必ず行うものとする。

⑤参加に係る期間を十分見込んでいるか

・市民との協議、調整の期間や市民参加に伴う期間を見込み、十分な準備を踏まえて事業実施するものとする。

⑥参加に係る費用は適切か

④事業採択の方法

①区中期計画事業提案書、中期計画事業調査作成の際に、別紙様式のパートナーシップ型事業調査を作成する。

②提出された調査に基づき、三局(総務局・総合企画局・財政局)プロジェクトと市民局区政課とで、内容の審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。

③局長、市長のヒアリングを経て、中期計画事業としての採択を同時に行う。

*注 パートナーシップの七原則については、日本NPOセンター事務局長山岡義典氏の職員研修での講演をもとに作成。

特集 パートナーシップ型事業の展開〜市民協働のまちづくりに向けて

パートナーシップ型事業の展開

21の事例

いま、市民と市政の協働による「パートナーシップ型事業」が川崎の各地で展開されています。ここでは、各区ごと三事業ずつ二一の事業をとりあげ、事業目的や成果などを担当職員、市民の皆さんに語っていただくこととしました。また、二一事業の軌跡をたどることにより、「パートナーシップ型事業」の課題や意義を探ることとし、編集委員会として三つの視点の提示を試みました。ここに掲げた二一の事例、私たちの試みた三つの視点を通じ、多少とも時間がかかり迂遠とも思える協働作業が、分権型社会の新たな行政スタイルであることを認識できるものと思います。

川崎区①

住民参加による

「いこいの広場」(小田三丁目)

整備事業

まちづくり局住宅整備課
副主幹

尾幡光久

はじめに

住宅が密集した地区でのまちづくりは、住民が関心を持ち、積極的に参加してくれなければ推進していくことができません。

川崎区の小田二・三丁目地区では、平成五年三月に市街地住宅密集地区再生事業(建設省所管補助事業)現在では密集住宅市街地整備促進事業という)の整備計画の建設大臣の承認を受けました。老朽化した木造賃貸住宅の建て替え促進によ

る良質な賃貸住宅の供給や道路の拡幅、公園の整備などにより、住環境整備に取りくんでいます。

他の密集住宅市街地と同じく、小田二・三丁目地区は、すでにたくさんの方が建ち並び多くの人が住んでいますので、建て替えや道路を拡幅しようとする、住民の現在の生活や近隣関係に影響を及ぼしかねません。また、住民それぞれの生活事情や考え方も異なりますので、このことも考慮しなければまちづくりを進めていくことはできません。

そこで、小田二・三丁目地区のまちづくりは、住民が普通に住み続ける中で、建て替えや建物のセットバックなどを行い、できるところから、少しずつ道路や街並みを修復していく「修復改善型のまちづくり」によって進めていくことにあります。

そのためには、住民がまちの現状やまちづくりの課題などについて話し合い、住民一丸となって地区全体を見据えた整備方針を考えていく必要があります。また、

まちづくりを話し合うための「地元協議会」の設立が不可欠となります。市では、

町内会ごとあるいは街区単位での「まちづくり懇談会」の開催、戸別訪問による意見交換、町内会の協力によるまちづくり情報紙「小田二・三丁目地区まちづくりだより」の全世帯への継続的な配付などを行い、まちづくりへの参加を促してきました。

ここで紹介する「いこいの広場整備」は、公募により参加した地元の人々が「広場づくり協議会」を組織しワークショップ形式による自由な意見交換を通して「広場の計画案」を作成し、市は、計画案に沿ったかたちで広場を整備したものです。「住民のアイデアや意向を反映した広場」として整備することにより、住民のまちづくり気運を高めるとともに「住民参加のまちづくり」を推進することを目的としています。

住民参加による

「いこいの広場」整備

「いこいの広場」整備は、未利用地化されていた「旧小田老人いこいの家」跡地を対象として行われました。公募により参加した住民に「広場づくり協議会」を組織していただき、「広場づくり協議会」での自由な意見交換を通して、「住民のアイデアや意向を反映した広場」として整備することにしました。これは、「住民参加のまちづくり」の推進と「まちづくり協議会」の組織化のきっかけ作りを狙いとしたものです。

「広場づくり協議会」には、二六名の皆さんが参加してくれましたが、そのうち女性の方は四名となっています。普段地元で生活している女性の皆さんに参加してもらい、女性の眼から見たまちづくりを考えてもらうことは大きな意味があります。女性の参加による広場整備やまちづくりを進めてもらうことも今回の事業目的の一つです。





地元の方々のアイデアでできた広場



世田谷区・太子堂地区の広場を見学する「広場づくり協議会」の皆さん

「広場づくり協議会」への配慮

「まちづくりだより」で公募したとはいえ、任意の協議会である「広場づくり協議会」の参加者が自由に活動できるように、また、その活動が、もし、地元を受け入れられず、地元住民との間にソゴを生じてしまうと、協議会に参加してくる住民と地元との関係や今後のまちづくりの進展に大きな影響を及ぼすことになりません。市では、そのようなことが起こらないように、細心の注意を払い、次のような配慮をしています。

ア 広場として整備すること及び広場整備の方法について、地元の了承を得ること（町内会役員への説明を行ったところ、他の用途への意見もありましたが、市の趣旨を理解してくれた。また、以下の事項についても了承を得た。）

イ 広場は、住民のアイデアや意向を反映した広場として整備すること

ウ そのためには、住民に参加してもらう必要があること

エ 広く住民からアイデアを出してもらうために、参加者は「まちづくりだより」で公募すること

オ 「広場づくり協議会」を組織してもらい、そこで自由な意見交換をしてもらうこと

カ 「広場づくり協議会」の活動内容は地元で周知すること

キ 広場の愛称は地元から公募し、協議会が選考すること

ク 市は、協議会活動が円滑に進むよう、また、協議会の会員に負担をかける

いよう、責任をもって側面から支援すること（市は、協議会の事務局となり、資料の作成、会場の手配、協議会会長名による開催案内の作成及び配付などを行いました。また、協議会では、広場整備に関する市の考え方を説明し、意見交換の参考としてもらいました。なお、開催案内は、市の誠意を示すとともにまちづくりへの意見を聞くために、郵送せず自宅訪問による手渡しにより行いました。）

「広場づくり協議会」の活動内容

協議会の進行や協議会ごとのテーマの設定については、協議会と市が話し合いながら決めることになりました。このような活動は、協議会に参加した住民も行政側も初めての経験で、最初は戸惑いもありましたが、目に見えるものを作り出すという目的がありましたので、毎回、様々なアイデアや意見を出してもらったことができました。

会員のアイデアや意見に対して、市は、アドバイスをしたり意見を述べましたし、会員からの要望の全てに応えることができないものもありました。しかし、会員自らの活動により広場が完成したことで、市のまちづくりに対する姿勢を評価してくれました。なお、九回に及ぶ協議会の活動内容は次のとおりです。

- 第一回 役員選出、協議会の今後の進め方などの意見交換
- 第二回 世田谷区太子堂地区の広場見学会
- 第三回 見学会での広場を参考に「小田」に相応しい広場のありかたの意見交換
- 第四回 会員が絵にした「広場のアイ

ディア図」の各自による説明とそれに対する意見交換

- 第五回 会員が絵に書いたものを集約した「広場のイメージ図」を参考にコンサルタントが作成した数点の「イメージ図」をもとにした広場に必要施設及び施設配置などの意見交換

- 第六回 コンサルタントが作成した「広場の計画素案」をもとにした意見交換

- 第七回 協議会による「広場の計画案」の作成

- 第八回 「広場の計画案」に沿って市が作成した「広場の設計図」の確認

- （「広場の設計図」は町内会にも説明し、了承を得た）

- 第九回 広場の愛称の選考（「いこいの広場」が選考された）

地元町内会との協力関係について

小田二・三丁目地区は四つの町内会で構成されています。小田のまちづくりを進めるには町内会の協力が不可欠となりますので、市では、事業開始前から現在まで、町内会とは密な連絡を取り合いながら、まちづくりを進めてきました。四つの町内会はまだまちづくりに大変協力的です。

例えば、「密集住宅市街地整備促進事業」を開始する前に町内会役員を対象に行った説明会への積極的な出席や、「まちづくりだより」の配付、地元住民とのまちづくり懇談会開催への理解、広場整備にあたっての住民への周知など、様々なことで協力をいただいています。広場整備ができたのも、町内会の協力があったからこそできたものと考えていますので、今後も、

町内会の協力を仰ぎながら、小田のまちづくりを進めていきたいと考えています。

おわりに

「お年寄りから幼児まで、だれからも親しまれ、利用してもらえぬ広場」をコンセプトとした「いこいの広場」が平成九年五月に開設されました。幼児園児の送り迎えや孫とお爺さん、お婆さんとの散歩に、また、地元の日枝神社の例大祭では、神輿の担ぎ手の休憩所となるなど様々な形で利用され親しまれています。

「広場づくり協議会」の会員にアンケートをしたところ、まちづくりに興味を持った、あるいはまちづくりに協力したいという回答が多くありましたので、今後の小田のまちづくりに活かしていきたいと考えています。また、地元住民の意欲に加え、健康福祉局が「旧小田老人いこいの家」跡地を管理換えしてくれたこと、環境局が「広場の計画案」の作成や管理方法などへのアドバイスをしてくれたこと、また、(財)川崎市まちづくり公社がコンサルタントを派遣してくれたことなど関係局の連携が図られたことが広場の整備までこぎつけることができた大きな要因であったと考えています。

①市関係局の連携、協力体制の確立、
②住民のまちづくりへの参加機会の創出、
③住民の「地元協議会」の組織化、④住民への支援制度の創設など、たくさん課題は残されましたが、今回の経験を活かし、地域を愛する地元の方々とともに、今後とも修復型まちづくりを着実に進めていこうと思います。

川崎区②

一歩一歩進めよう

生活市民と企業市民のまちづくり

川崎区政推進課

木田幸生

川崎区は京浜工業地帯の中核に位置し、区域面積の約四五パーセントが企業用地で占められている。こうした川崎区のまちづくりには、区民生活市民はもとより、企業経営者と企業で働く人々企業市民の参加が不可欠であるという観点から、生活市民と企業市民が共生する可能性と方法を探究するため、平成四年度から三カ年をかけた「企業市民交流調査」を実施した。

さらに、その成果を引き継ぐかたちで、平成七年六月に川崎区政推進委員と区内の主な企業の代表による、企業市民交流事業推進委員会を立ちあげるとともに、具体的な活動を推進する組織「インタラクティブかわさきネットワーク」が、区内の市民団体や企業の若手の参加を得て、同年一月に結成された。現在、一〇人の生活市民と一九人の企業市民で構成されており、生活市民と企業市民の相互方向の交流(インタラクティブ)をめざし、区役所区政推進課を事務局として、精力的に活動している。

1. 実際の活動

イベント・研究開発・広報の

三部会での活動を通して

(1) イベント部会

当部会では、まずは個々の企業がもつ資源を生かすことを命題に具体的なイベントを企画しながら議論を進めていった。企業の社会貢献の幅を広げるためには、区内の企業の多くが本社ではなく事業所であるという特性から、企業に今あるもの、景気に影響されない人・物・技術などを有効に使う道を考えようとの部会の意見を受け、東芝野球部による「少年野球教室」や神奈川新聞社による「新聞の作り方教室」が、その実践例として実施された。

一方、従来からの交流のあり方として工場見学会がある。当部会でも、これまでN



東芝野球部による少年野球教室

KK京浜製鉄所など五社の見学会を実施してきたが、参加者へのアンケートの結果はどの見学会でも、「緑の多さに驚いた」「企業の環境への努力がよくわかった」などと好評であり、実際に区民が企業の工場の中に入り企業の人と接することがいかに大事であるかが改めて実感された。生活市民が企業を理解し、そのことが同時に企業のイメージアップにもつながる。ネットワーク活動の意義がここにある。

(2) 研究開発部会

発足当初は、ネットワークの方向性の提示などの大きな課題を背負わされた部会だったが、特徴的な一つの試みが平成八年度に企画・実施され、より細かなテーマにそった研究開発へと役割は変わった。その試みは「遊びの縁日」という企業市民ボランティアのプログラム開発のための実験的なイベントであった。元々は部会員である区社会福祉協議会が全国社協から委託された事業への協力依頼から話は進んだわけだが、当部会としても部会員の当日の参加も含めて大きく関わってきた。具体的には、こども文化センターを会場に企業市民と地域のボランティアが共同して子供たちに昔遊びなどを指導しながら交流を図ったという内容であった。会社からは独立した個人としての参加という限界と、同時に各企業でボランティアグループが育っているという期待の両方が感じられた研究例だった。

つきに取組んだのは、「教育分野への企業の関わり方」というテーマだ。対象を区内の小・中学校に絞り、より実的な成果を得ることを狙った。工場見学を受け入れ、授業への社員の派遣、施設の提供、ビデオの貸出などについて、平成一〇年一月

に区内企業千社に向けアンケート調査をし、一〇社の回答を得、「開かれた川崎区の企業(学校編)」と題して、まずは中間報告を発行した。区内の小中学校に配布し、そこからの意見や企業への追跡調査の結果も踏まえて、平成一〇年二月には最終版を発行する予定になっている。

(3) 広報部会

この部会の大きな仕事は、情報紙「インタラクティブかわさきNEWS」を発行することだ。企業市民から生活市民への情報(コンサート・文化講座の案内など)、生活市民から企業市民への情報(バザーへの協力依頼・働く人を対象にした講習会など)を相互に発信しあう役割を担っている情報紙であり、これまで四二号の発行、情報の数は一二四件にまで至っている。

もちろん他の媒体についても可能な限り活用している。例えばFM-RK-Cityやインターネットの活用などだが、川崎市ホームページには早くからお知らせ情報の一つとして参加しており、役立つ内容になるよう日ごろから心がけている。

(4) フォーラムの開催

これらの活動を年度ごとに総括する機会が必要との考えから、八・九年度と二回にわたりいさご会館を会場にフォーラムを開催した。九年度は経団連の安斎洋一社会本部副部長の基調講演とネットワーク部会員も参加したパネルディスカッションで、その広がりにも期待もてる内容であった。次年度への方向性を見いだす場でもあり、ネットワークが区民と直接向かい合う場でもある貴重な機会として、今後も毎年度実施していきたい。

2. 新たな展開への兆し

事業を進めていくうえでいくつかの壁にぶつかってきた。例えば、イベント部会では実施するイベントのマンネリ化、広報部会では情報が思ったほど集まらないなどであり、全体的には、主な活動メンバーが固定化する傾向がでてきたなどの問題点だ。

そこで、平成一〇年度には思い切った改革に取り組んだ。まずは、組織の拡充。生活市民・企業市民それぞれに新たにネットワークへの参加を呼びかけ組織の活性化を図る。つぎにネットワークならではのイベントの実施。これまでのイベントは一企業対区民の関係であり、ネットワークを組んでいるメリットを生かしていないという批判が部会から出てきた。そこで企画されたのが「企業探検バスツアー」。ネットワークから協力企業を募り、二コースに分かれ



平成9年度フォーラムでのパネル・ディスカッション

一日に五つほどの企業を巡るイベントだ。

従来の工場見学会とは違い、工場の操業の様子を見るのではなく、企業が自らウォッチポイントを決め、参加者が複数の企業を巡ることによって、地域の中で企業が果たしている多様な側面を理解してもらいこれまでとは違う発見を生まう新しい形の交流だ。二月下旬の実施に向け準備中。

情報紙についても、従来の情報を待っているという姿勢だけではなく、自らテーマを定めて企画し情報を収集するという積極的な姿勢も必要との動きが出てきた。具体的には、九月の防災月間に合わせて、「臨海部コンビナート防災情報特集号」を企画し、町内会・自治会への回覧を実施した。今後、情報紙の存在をアピールするうえでも効果が期待される。

3. ネットワーク企業の自立へ向けて

これまでの活動を振り返りながら行政(区役所)の果たしてきた役割について考えてみると、行政主導の感は免れないという指摘もある。しかし、行政だけではこれまでの実績は生まれなかったことも事実だ。ネットワークが自立し、事務局はその調整役に徹するという理想の姿に少しでも近づけるよう、個々の取り組みを通して行政も努めていくべきだ。

また、まだまだ区民にこの事業の存在が知られていないというのも解決すべき大きな課題だ。平成一〇年度の新たな取り組みはその助けとなると思われるが、今後も川崎区の特性を生かした区政推進事業として継続させていくためには、絶えず新たな対象分野へのアプローチを試みる必要があるだろう。

う。そこには、単なるネットワークの数の拡充だけではなく、区役所自身も企業同士の防災や総務関係者の連絡協議会の現場へ参加するなど、従来の行政レベルの枠を飛び越えた動きも必要になってくるのではないか。

川崎区③

社会実験

交通環境改善に向けて

環境局自動車対策課

小林幸雄

1. 社会実験の背景と目的

川崎市臨海部の東扇島・千鳥地区には、現在、製造業、運送業、サービス業など大手企業一三事業所(就業者約一万二〇〇〇人)が所在し、地区内の貨物自動車等による道路交通は、総体的に増加の傾向にある。また、この地区と市中心部を結ぶ唯一の道路である国道一三三号線の夜光交差点では、朝・夕の交通渋滞は激しいものとなっている。東扇島地区には、大規模な物流施設が一部開業したことから、通勤交通や物流交通のさらなる増大により、周辺道路における交通混雑や生活環境の悪化が懸念されている。

こうしたことから、川崎市と神奈川県警察本部及び地元臨港警察署では、この地区の交通環境改善に向け、平成六年度に国道

一三二号線のJR川崎駅から塩浜交差点までの区間についてバス専用・優先レーンを三・五キロメートル延長・拡大し、路線バスの定時性の確保を図り、その後、平成八年度には、バス優先レーンを千鳥橋から川崎マリエンまでの三・五キロメートル区間を延長するとともに、路線バスを増便するなど地域対策に取り組んできた。

しかし、交通環境改善を図るためには、国（建設省、運輸省）や地元企業の理解と協力が不可欠であることから、平成九年三月に、国などの行政機関と地元企業とで構成する「東扇島・千鳥地区交通環境改善連絡協議会」を発足させた。

協議会では、現況の交通課題（渋滞・環境負荷増大）を解消するとともに、将来発生もしくは悪化が予想される交通課題に備えた交通施策を策定し、財政的な制約を踏まえ、容量拡大策以外の方策を視野に入れ、交通需要の平準化・軽減化等交通需要



時差通勤の呼びかけ

マネジメント方策による交通流の円滑化を検討してきた。

こうしたことから、平成九年度には、実施にあたり短期的な対応で可能な時差通勤の社会実験を実施、改善効果や導入にあたっての課題を整理した。

2. 社会実験の実施概要

社会実験を実施するにあたり、参加意向についてアンケートを行った。その結果三七事業所の協力を得て、平成九年七月二四、二五日に、時差通勤と公共交通への転換からなる社会実験を実施することとなった。

(1) 実施方法

時差通勤については、二五事業所（従業員約三、三〇〇人）が通勤時間帯を一時間後ろにスライドすることとし、マイカー通勤者は二二〇人（台）が今回の実験に参加した。

また公共交通への転換は、一三事業所（マイカー通勤者四三〇人（台））が通勤手段の転換を実施した（公共交通への転換者の比率は、約二割）。公共交通への転換にあたり、午前八時から九時までの間に、路線バスを六便（急行二便）増発した。

(2) 事前広報

社会実験の事前広報として、当該地区に所在する事業所にポスターの配布を行い、実験への協力要請や、夜光交差点において川崎市と地元臨港警察署で、ドライバーにチラシの配布を行ったほか、国道一三二号線沿線の歩道橋に事前周知のため、横断幕を掲出した。



実験への協力要請

3. 社会実験の結果概要

(1) 交通量と渋滞長の結果

実験日（七月二四日（木））と平常日（九月四日（木））における夜光交差点の川崎駅方向から流入部の時間帯別交通量と渋滞の状況を比較すると次のとおりであった。

- ・ 実験日の交通量は、平常日に比べ、平常渋滞の激しい八時前後で減少しており、ピークの山がなだらかになるとともに平準化している。
- ・ この交通量の違いは、流出方向別、車種別に分析した結果、乗用車による直進（東扇島・千鳥地区方向）交通量の変動によった。

また、実験日の渋滞は、平常日に比べて最大渋滞長が約四〇％（五〇〇メートルから三〇〇メートルに）減少している。

(2) 路線バスの利用者数と所要時間の結果

実験日と平常日の路線バスの利用者数及び所要時間を比較すると次のとおりであった。

ア 利用者数

・ 実験日の川崎駅及び銀流街入口での乗車人員は、平常日に比べて約一％、約四〇人の増加（七時～九時）となっている。途中

駅の四谷下町通過人員は約三％、百人の増加、東電前通過人員約二％、約二〇人の増加となっており、平常日に比べて利用者が多くなっている。

イ 所要時間

・ 川崎駅から四谷下町間の普通バスの所要時間をみると、実験日は平均して約一分所要時間が短縮され、速達性が向上している。

・ 同区間の急行バスの所要時間をみると、所要時間のバラツキが平常日に比べ小幅になっており、定時性が向上している。

4. 今後の展開

社会実験を通して、時差通勤と公共交通への転換が、東扇島・千鳥地区の交通環境改善に向け、効果のあることがわかった。

一方、課題としては、時差通勤の製造業部門への導入、交代制事業所の路線バス通勤への転換などの難しさが明らかになってきた。

社会実験実施後のアンケートから、今後の交通需要マネジメントに前向きに取り組んでいこうとする事業所が全体の約六八％という結果をふまえ、今後の展開としては、社会実験の目的・意図でもある、市民・事業者の理解及び関係者の合意形成をよりいっそうはかり、時差通勤の定着化に向けた推進体制の充実、公共交通機関の利便性の向上、交差点改良等の道路整備の推進など、総合的な施策展開が必要と考えられる。

企業、市民、通勤者、行政など、各々が密接につながり課題を共有する中から交通需要マネジメントのメリットが理解され、共通目標に向けたパートナーシップ型事業がより展開されていくことが重要だと考えている。

みんなでつくる日吉地区市民館・図書館分館

教育委員会生涯学習推進課企画係主任

島田秀雄

1. はじめに

今年度から日吉地区（南加瀬一丁目の旧国鉄グラウンド跡地）に、出張所・健康プラントを併設した市民館・図書館分館を整備する計画づくりが始まった。

分館は、各支所・出張所単位を中心に九館構想の計画で整備してきており、これまでに大師、田島、橘、菅生、岡上（菅生と岡上は市民館分館のみ）の五館を設置してきた。日吉地区は六館目の分館の計画となる。他の分館建設予定地としては、玉川・平間地区、有馬・野川地区、生田地区が残されている。

今年度の事業の目的は、ワークショップという市民参加手法により、地域に根ざした日吉地区の市民館・図書館分館の基本構想を策定することにある。

市民館分館というのは、社会教育法という公民館の分館にあたるところで、市民館と日常生活圏である近隣住区とのパイプ役の役割を持ち、より身近な市民の文化・学習活動の拠点として会議室の提供や各種学

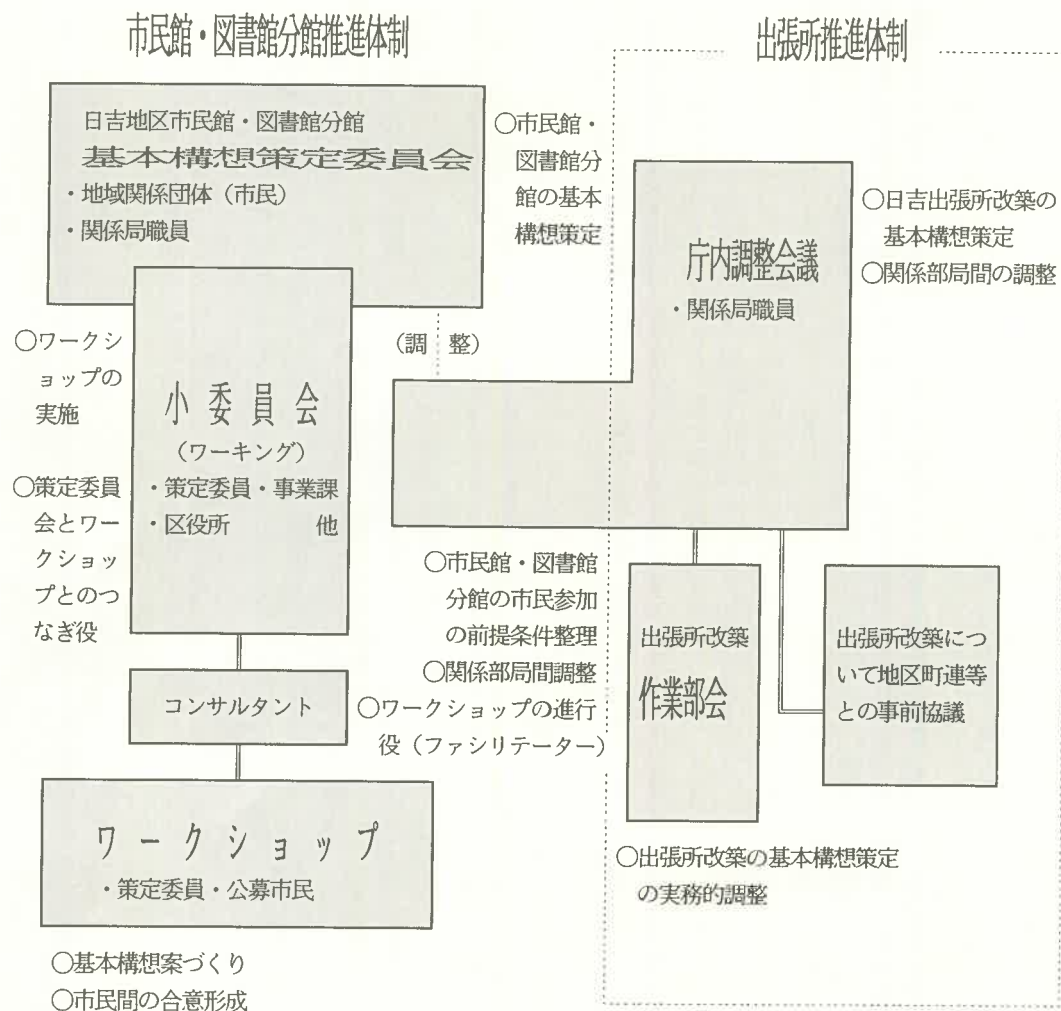
級等の主催事業、様々な学習相談、情報収集・提供を通して地域の文化振興を図ることを目的としている。また図書館分館は、約三万冊から四万冊の蔵書を持ち、図書等の貸出しや資料提供、レファレンス業務、読書普及事業等を行っており、市民館分館

と同様に市民の生涯学習を支援する社会教育施設である。

日吉地区分館建設のための前提条件としては、日吉出張所と日吉健康プラントとの合築で、構造規模は、鉄筋コンクリート造・地上三階建て（検討により四階建ての

構想もあり得る）。敷地面積は、二、二三〇㎡、延べ床面積は、二、二〇〇㎡である。内訳としては、日吉出張所及び健康プラントが二、〇〇〇㎡、日吉地区市民館・図書館分館は橘分館とほぼ同規模の一、二〇〇㎡を計画している。

日吉出張所改築及び日吉地区市民館・図書館分館整備の基本構想策定の推進体制



* 日吉地区市民館・図書館分館の基本構想の策定は基本構想策定委員会が行う。

* 日吉出張所改築の基本構想の策定は庁内調整会議が行う。

2. ワークショップの実際

ワークショップは、区民参加のまちづくりを推進している幸区役所区政推進課と二人三脚で担当し、今年の七月から十一月までの間に五回実施する予定で、ワークショップにより合意形成された基本構想案（施設計画づくり）は、地域関係団体と関係局職員で構成している基本構想策定委員会で審議される。また行政内部で調整を要する課題は、関連部局職員で構成している庁内調整会議で調整を図った上で、最終的に基本構想策定委員会で審議され、今年度末までに報告書としてまとめられることになっている。

去る七月二十五日、日吉小学校の大ホールを会場に第一回目のワークショップを開催した。小・中学校が夏休みに入った直後の土曜日であったが、小学生から八〇歳代のお年寄りまで約八〇名（職員を含め）の参加者があり大いに賑わった。

ワークショップでは、まず主催者である基本構想策定委員会委員長と区長の挨拶があり、その後、事業課である教育委員会生涯学習推進課から建設の前提条件（ワークショップで決められること、決められないこと等）等の説明を行った。その後、ファシリテーター（進行役）の案内により早速、建設予定地の旧国鉄グラウンドで、実際の敷地面積がどのくらいのかを体験し、それをもとに実際の建物や樹木に見立てたキット（小道具）を使って、グループ毎に「敷地体験ゲーム」や「建物施設計画ゲーム」というデザインゲームを行った。このデザインゲームの醍醐味は、子供から

キットを使った各室構成検討デザインゲーム



お年寄りまで、気軽に参加でき、しかも一緒に物をつくる楽しさを実感できることなのだろう。

3. ワークショップとまちづくり

今回の基本構想の特徴としては、従来のように単に、要望を文字で連ねるのではなく、ワークショップという開かれた計画づくりの場を通し、それぞれの思いや様々な要望を具体的な施設計画として描くところまで追求していくことにある。そのワークショップの展開のなかで重要な役割を担うのが、ファシリテーター（進行役）とコンサルタントという専門家の存在である。ファシリテーターは、デザインゲーム等を通して、市民が持っている具体的な利用イメージを掘り起こし、市民の立場で考えながら市民と行政職員を含めた共通の土壌をつく



グループ毎にデザインゲームの結果発表

つていく。そして、市民と市民、市民と行政の間に立ちながら調整を図り、ひとつの施設計画にまとめあげていく役割を担っている。もちろん、そこには豊富な経験から培われるファシリテーターとしての力量とプロの設計者としての専門性の両面が要求される。

ワークショップには、関連する行政職員や策定委員も地域の参加者と同様にグループの構成メンバーとして入り、対等な立場で議論をする。職員が市民と膝を突き合わせて共同作業を行ったり、話し合うことは、互いの信頼関係を深めるだけでなく、職員や策定委員自身が地域性や地域課題を肌で感じ、共有する機会にもなる。

初回のワークショップの中では、参加者から行政に対する要求・批判という旧来の行政依存型・反対運動型のような発言が多く見られた。市民の側に行政との関係の持

ち方がわからないことなどもあったようだが、今、新しい関係のあり方が見えることによつて、市民・職員双方に緊張が和らぎ、お互いを認め合う関係になってきているように思う。

4. 市民発まちなづくりを支援するために

今後、パートナーシップ型のまちづくりを推進するために、日常的に行政・職員は、市民の声を吸い上げ、受け止めることが必要になる。そして地域課題の対応にあたっては、必要な情報の提供や、縦割り行政を克服した柔軟な庁内調整を行う機能が求められるのではないだろうか。また、一方で市民の側には、これまでの伝統的な地縁組織（町内会等）を活性化させ、新しい住民との融和をもつて地域の自治を図れる場（関係づくり）が必要ではないかと思う。その動機づけとして、様々な行政施策に市民参加の制度化を盛り込むことや、社会教育施設にも市民側の自治意識や連帯意識を高めるための様々な学習機会の場の提供や支援への期待がかかる。

現在、実施しているワークショップは、一月をめどに終了するが、市民参加により合意形成された分館の基本構想案がどのように基本構想策定委員会で審議され、まとめられるのか。また、ワークショップでつくった施設計画案が、具体的にどのようにつくった施設計画に反映されていくのかを確認し合える場がないということにならないようにしたい。そのためにも、基本・実施設計段階においても何らかの市民参加手法の導入が必要だと思ふ。

このワークショップで培った地域住民と

のパートナーシップをエネルギーに市民館・図書館分館建設への新たな歩みが始まった。

幸区②

南河原公園整備事業 〜リフレッシュパーク

環境局環境企画室
(緑政企画担当)

磯部由喜子

都市で生活する私たちにとって、水や緑に囲まれ、野鳥や昆虫などの生物と触れ合うことのできる公園は、心豊かに暮らしていくために欠くことのできない身近な施設です。

公園は、子どもたちの遊びや学習の場として、また、高齢者の憩いの場や市民のスポーツ、レクリエーションの場として、老若男女を問わず利用されています。日常生活に密着した施設であるため、地域住民の公園に対する関心はかなり高いようです。

そのため、公園の整備にあたっては、事業をスムーズに進めるためにも、事前に地元住民の理解を得ておくことが不可欠です。その方法としては、多くは地元説明会等で、行政が作った計画について説明するという形がとられていました。この場合、町内会役員など、一部の住民が対象となり、実際に公園利用の中心となる子供や母親の声、また、公園に隣接する住民の声が

聞けない場合があります。

近年、まちづくり等に対する住民参加のニーズが高まる中で、公園に關しても、住民の意見を計画の中にとり入れていくため、公園整備担当者による様々な試みが行われています。

その一例として、平成三年度から始まった南河原公園整備事業をとりあげ、この事例をおして、市民と行政が共同で行う公園づくりについて考えてみたいと思います。

1. 背景

幸区の南河原公園は、面積二一、一五三㎡の近隣公園で、平成三年度からリフレッシュパーク事業として再整備を行うことになりました。

リフレッシュパーク事業とは、多様化するレクリエーション需要に対応するため、公園の活性化を図り特色ある公園として再生するために実施しているものです。

この事業では、まず、初年度の平成三年度に、公園の現況や周辺状況の調査を行い、基本計画案を作成しました。この計画案を基に地元説明会を行ったわけですが、近隣公園ということで、比較的広範囲の住民に利用されており、関連する町内会等の団体も複数にわたります。

この公園の場合、町内会を大きく分けると、南河原地区町内

会連合と、御幸地区町内会連合の二つの地区にまたがっており、説明会は地区別にそれぞれ関係者を対象として行いました。

説明会では、計画の概要やスケジュール等についての説明と共に、整備のための検討委員会を組織してもらいたい旨を話し、委員の選定についてもお願いをしました。その結果、平成四年七月に「南河原公園整備検討委員会」が発足し、この事業の特徴ともいえるアンケート調査の実施方法等についての話し合いが行われました。

また、この検討委員会は途中から参加したいという希望者がいれば、随時参加できるとい比較的オープンな形で始まりま

した。

2. アンケートについて

アンケートの主な内容は、「望ましい公園のイメージについて」「公園で一番したいこと」「再整備にあたって具体的に望むこと」等で、同封した公園の計画図に対しての意見や要望も自由に書いてもらうようになっています。再整備ということで、既存の施設について、残してほしいのか、改修してほしいのか、また、新たに設けてほしい施設は何か、等がアンケートのポイントとなっています。



明るい公園に生まれかわった南河原公園

アンケートは、町内会や子供会とおし
て一四、二〇四通の配布を行いました。回
収件数は五、〇九八通で、回収率は約三
六％となっています。

回収後は集計を行い、特に多かった要望
を整理し、計画に対するコンセプトを整理
したうえで再度計画案を作成し、第二回検
討委員会で提示しました。そこで、アンケ
ート結果を計画に反映させるための具体的
な手立て等の検討を行いました。また、公
園の規模や近隣公園という性質上、採用で
きない意見については、なぜ採用できない
のかその理由を説明し、理解を求めまし
た。

3. この事例をとおして考えること

公園は、一般的に地域の住民からは歓迎
される施設と思われがちですが、公園のす
ぐ隣に住む人は、子供の声や遊具の音、砂
ホコリなどにより、静かな生活を乱される
という心配を持っている場合もあります。
そのため、利用者の意見を聞いて設計した
公園でも、工事が始まってから、隣接する
住民からクレームがつくといったことはよ
くありません。

その点からすると、南河原公園の場合
は、工事が始まってからも、住民とのトラ
ブルはほとんど起きていません。これは、
一部の住民で組織される検討委員会の設置
だけでなく、各家庭へアンケートを配布し
たことが良かったと思われる。回収率は
三六％位でしたが、少なくとも情報が地域
全体に行き渡ったという点での効果は大き
かったはずだ。

ただ、この事例でも、行政側で基本計画

を作成した後に住民に話を持ちかけている
ため、ジョギングコースの設置等、個々の
施設についての見直しにとどまり、計画の
根本的な変更はありませんでした。

住民自らが公園の計画に参加したとい
う実感を持つためには、やはり基本計画を作
成する段階から住民にアイデアを出して
もらうような方法をとる必要があります。
自分たちで計画した公園ということで、愛
着を持ち、その後の管理活動へとつなが
っていったという例もあります。しかし、設
計やデザインを経験のない住民にプランを
考えてもらうことは難しいことだし、どう
やって全体の合意を得ていくかなどの問題
も生じてきます。

また、南河原公園では、移植木の根回し
等の準備工事の年度を住民との協議期間に
当てることができましたが、今後、住民と
共同で公園づくりを進めていくためには、
そのための時間と予算がどうしても必要に
なります。

このような点をクリアするためには、新
たなしくみづくり等を検討していく必要が
あるとともに、市民との共同作業の中で、
行政側の職員が「その道のプロ」としてし
っかりイニシアチブをとれるよう、専門家
としての意識と技術の向上を図っていくこ
とも必要です。また、行政が従来の固定観
念にとらわれずに、柔軟な姿勢で住民の声
に耳を傾けながら、一つひとつ取り組んで
いくことが大切だと思えます。

今回とりあげた南河原公園以外でも、い
くつかの公園で、その公園を取り巻く環境
や諸条件に応じた方法で市民参加が行われ
ています。このように試行錯誤しながらも、
市民と共にとりあえずやってみることで、

これからの市民と行政のより良いパートナ
ーシップが築かれていくのではないでしょ
うか。

幸区③

在宅支援く福祉コミュニ ニテイの確立に向けて

新川崎在宅介護支援
センター長

石毛久子

二〇〇〇年四月から介護保険制度が始ま
る。開始を目前に機関の整備、福祉サービ
スの整備、また、それを担う人員の養成が
急ピッチで進められている。在宅介護支援
センターは、施設と在宅、医療と福祉、民
間と公的機関それぞれの中間に位置する機
関として、その役割をいかに担うかを問わ
れている。

『新川崎在宅介護支援センター』は、そ
のような時期の平成一〇年四月に医療法人
設立の支援センターとして川崎市から委託
を受け設立された。ここでは、私が今年三
月まで勤務していた川崎幸病院での在宅支
援活動の経験と新川崎在宅介護支援センタ
ーの活動を通じての幸区での在宅支援につ
いて紹介したいと思う。

1. 幸区の概況

幸区は戦前から京浜工業地帯に働く労働
者の住宅街と商店街、そして大、中、小の

工場が混在する街として発展してきた。最
近では大工場が転出し、その跡地に高層住
宅が建設されて少しずつ変化もみられる。
人口は、約一三万六、〇〇〇人、高齢化率
一四・二％と市内で川崎区に次いで高齢化
が進んでいる地域である。高齢者世帯、ひ
と暮らし老人、日中ひとり暮らしの老人
の多い地域でもある。幸区のお年寄りが利
用可能な老人福祉施設は、特別養護老人ホ
ーム一カ所、ミニデイサービスのみの施設
一カ所、今年四月に川崎区本町に開設され
たショートステイ、デイサービス、入浴サ
ービスの老人福祉施設の三カ所である。そ
して、在宅介護支援センターはそれぞれの
施設併設の支援センターと当支援センタ
ーとの三カ所である。

2. ネットワークの起こり

幸区は、老人福祉施設の少ない地域であ
るが在宅支援に対する意識は高く支援活動
の活発な地域である。昭和五七年、保健婦
による寝たきり老人の訪問活動をきっかけ
に、ボランティアとの協同作業で老人いこ
いの家を利用したりハビリ教室が開設され
た。また、昭和五九年には、社協の婦人部
が中心になって地域の集会所を利用して痴
呆老人のデイケア「やすらぎ」が開設され
ている。

地域での自発的な行動が高まる中、昭和
六〇年から六二年にかけて区民が一体とな
って取り組んだ老人ケアセンターを作る運
動があった。それを機に寝たきり老人、痴
呆老人に対する関心が地域の中に拡がり、
リハビリ教室が五カ所、またボランティア
グループの独自性に富んだ痴呆老人のデイ

ケア「すみれの会」、「ひまわりの会」が開設され、ひとり暮らし老人の食事会、民生委員さんによるひとり暮らし老人宅への訪問活動も活発に行われるようになった。

区民一体となって取り組んだ運動は、単に一つの施設を作るといふことにとどまらず、寝たきり老人、痴呆老人、障害者に対する理解、そして障害をもつ人々と共に地域で生活することの大切さを認識させた。それは個々の立場でのボランティアな活動を活発化させるとともに、関係機関のつながりを密にしていた。

当時、私は、川崎幸病院において在宅医療を進める担当者として仕事をしていたが、地域とのネットワークの高まりにより、安心して在宅援助を進めることができようになった。また、地域からも様々な相談を持ちかけられることが多くなっていた。

3. 地域における見守り・在宅支援ネットワーク

町内会、老人クラブ、民生委員の活発な活動、近隣との付き合いが地域で生活するうえで大きな支えになっていることは言うまでもない。地域で生活をするボランティアによるひとり暮らし老人への食事会、リハビリ教室、デイケア、配食活動などは公的サービスとはまたひと味違った意義があり、地域での人と人とのつながりも深めていく。家に引きこもりがちな高齢者を外に連れ出すことで人とふれ合う機会をつくれるし、また老人の孤独感を和らげてくれる。

現在、公的な在宅支援は、かつてリハビリ教室、デイケアに取り組んだ頃には考えられないほどに整備され充実した。施設で

のデイサービス、ショートステイ、入浴サービス、ホームヘルパー三六五日派遣など、まだまだ需要に追いつかない現実もあるが、量、質ともよくなっている。さらに医療面でも訪問看護が健康保険で認められ、往診をする医療機関も増えた。

在宅支援は、多数の地域住民がさまざまな形でかわる支援活動や、老人福祉施設、社協事業部、民間事業者、市民事業者などの福祉サービス機関、保健所、福祉事務所、医療機関、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターと多くの機関の協力によって成り立っている。一人の高齢者に五、六か所の機関がかかわって在宅支援をしていることも稀ではない。在宅支援を開始するにあたり、また問題が生じたとき関係機関が集まり協議することは度々である。在宅支援は個々の生活感、価値観を尊重して行わなければ不可能であり、そのためにも各機関がもっているさまざまな情報を共通の理解として協議してかわることは大切なことである。

幸区では、月に一度、福祉事務所、保健所、社協在宅支援課、在宅介護支援センター、民間サービス会社、訪問看護ステーションの実務者が集まってケアサービス小委員会を開催している。在宅支援を進める上で難題なケースを関係者が集まり検討する場となっており、福祉事務所の高齢者担当職員の参加も得られているので地域の支援ニーズを直接に知ってもらうことでも意義のある場となっている。

4. 今後の課題

幸区は施設の少ない区であるが、市内で

最も在宅支援が活発で充実している地域と思っている。一つにはボランティアによるデイケア、リハビリ教室、配食サービス、民生委員さんによる見守りが活発に行われている結果であると思う。十数年前に区民一体となって取り組んだ運動が今なお生き続け、ボランティアな活動を受け入れる基盤があるからだろうと思う。私たち福祉にかかわるものは地域住民の支援の大切さを知り常に一緒に歩むことを忘れてはならないし、地域のニーズに敏感であり、行政への働きかけを忘れてはならない。

今後の課題として市民の声と現場の声をどのように行政に届けるかが残されている。現場で働く者としては地域ケアマネジメント会議は意義のあるものである。マネジメントは、利用者の立場になってケアを考えなければならず、そのニーズが公的サービスでは担えきれない問題にたびたびぶつか

る。しかし、こうした個々のケースに誠実につきあうなかで、行政では担いきれない地域資源を発掘することもあるし、行政への問題提起の機会を見出す場ともなる。しかし、今、このケアマネジメント会議は現場の者の力不足もあり、必ずしも十分に機能しているとは言えない。

行政への願いは、市民の声、現場で働く者の意見を受け止めて欲しいと切に思う。行政が動けば、市民の中からの、また現場からの発想が解決策の実現をはばんでいる壁を越える可能性をひらくこともできるし、また、それが地域の力となるからである。これまで培ってきた多くの経験と知恵を集め、地域から、現場の一担当者として、市民と行政の連絡役としても、惜しみない努力を今後とも続けていきたいと思う。



新川崎在宅介護支援センター



日吉リハビリ教室

「等々力緑地 サイン計画」

～みんなのでつくる

まちづくり局街なみ
デザイン課主催

主任

市民局区政課主査

和田忠也
宇留間雅彦
河野正夫
山口美穂

1. 事業の特徴

本稿で取り上げる「等々力緑地サイン計画」は地域案内表示板に関する市民提案を事業化するために行った取り組みであり、次の点の特徴である。

- ・市民提案が事業の動機になっている点
- ・市民参加によるワークショップを行った点
- ・縦割り組織を横につなぐために局間プロジェクトを組織した点
- ・ワークショップの企画運営、コンピュータグラフィックスによるデザイン作成などを職員が直営で行うことにより、予算の枠を超えた弾力的な対応を行った点

2. 事業の経緯

平成一〇年度予算編成における中原区の区要望の中で、武蔵小杉駅等から等々力緑

地に至る案内表示板についての様々な市民要望が明らかになった。このため、市民局区政課と総合企画局企画調整課を中心とする関係局（中原区政推進課、教育委員会、市民ミュージアム・国民体育大会室、建設局企画課・中原土木事務所、環境局公園緑地課・中部公園事務所、まちづくり局街なみデザイン課）による調査研究会を発足させた。

この調査研究会は当初、等々力緑地への案内表示板をモデルにしながら、市内の案内表示板に関する統一的なルールづくりを調査研究することを目的としていた。しかし、研究会発足と前後して団体関連の案内表示板整備費が教育委員会に配分されたため、この予算に基づく事業を実施するための推進母体として活動することになった。

研究会は平成一〇年二月から四月までの間に六回開催され、メンバー全員による現地調査を踏まえて、標識設置ルート、標識の形状・機能・設置数量、管理部門、市民参加の方法等を検討した。その結果、内照式四基、街灯供架式二三基を新設し、さらに市民ミュージアムの新築時に設置された既存案内表示板二〇基の表示内容をリニューアルすることを決定した。

従来は、サインメーカーのカタログから適当なものを選んで発注することが多く行われていたが、それでは市民のアイディアや地域性に配慮した柔軟なデザインが行えない。そこで、既存改修の地図サインと道標サインについて市民参加によるワークショップを行い、表示内容やデザインを決定することとした。しかし、もともと団体関連の案内表示板整備費として配分された予算だったため、団体の会場までの単純な道

図-1

第1回 サインについて参加者の共通理解を深める 5/11

- ① 2グループに分かれ「公共サインのあり方」「問題点」をフリーディスカッション
- ② 各グループの発表

第2回 現場調査とデザインコンセプト 5/21

- ① 参加者全員で現場調査
- ② 2グループに分かれシートを使って「デザインコンセプト」を作成
- ③ 各グループの発表

第3回 デザインワーキング 6/6

- ① セミナー
- ② デザインワーキング
 - ・ 2グループに分かれシートを使って「基本システム」「サインに表示する情報」「ピクトグラムのデザイン」「カラーシステム(色)」を作成
 - ・ 実物大のシートにレイアウト
- ③ 各グループの発表

第4回 どんなデザインになったかな 6/25

- ① 第1次デザイン案の選定
- ② 修正事項の洗い出し

第5回 こんなデザインになりました 7/10

- ① 最終デザインの発表
- ② 区長へ要望書の提出

案内表示を想定しており、市民の意見に柔軟に対応したデザインを行うためのデザイン委託費やワークショップの企画運営費などは盛り込まれていなかった。このため、これらのソフト面を職員の直営作業とし、予算的な問題をクリアすることとした。

一方、国民体育大会室が案内表示板の設置者であり、道路占用許可申請を出し設置することになるが、団体が閉会してしまえば組織は解散し、設置された案内表示板の維持管理をする部局がなくなってしまう。また、市民ミュージアムが所有する既存の案内表示板の内容を総合的な案内表示に変更した場合、その後は市民ミュージアムでは維持管理できないという問題が出てきた。

そこで、国民体育大会室の組織の解散後は中原区役所が引継ぎ、維持管理を行うが維持管理に必要な予算措置がされるまでの当面の間は、暫定的に教育委員会、市民局、建設局の協議により対応することとなった。

このように所管部局が不明確な事項が多

3. ワークショップの実施

ワークショップのメンバーは関連地域の二三町内会代表者と中原区づくり白書策定委員四人で構成することとし、平成一〇年

五月から七月にかけて合計五回開催した。全体の流れは(図一)のとおりである。

第一日は公共サインのあり方などについてフリーディスカッションを行った。「利用者の立場に立った案内になっていない」「公共(役所)サインではなく市民サインと呼ぶべき」などの意見に加え、サインデザインに限定したワークショップを行うことについての批判、日頃の行政への不満なども飛び交い緊迫した雰囲気でのスタートとなった。

第二日は参加者全員で現地調査を行った。武蔵小杉駅から案内ルートに沿って等々力緑地まで調査し、現状の問題点や新しい案内表示板の中にどんな情報を入れるべきかなどをシートにチェックした。暑い中で参加者にも負担をかけることとなったが、現場を歩きながら行政と市民が話し合ううちに、お互いの距離が近くなった一日だった。現地調査の後、部屋に戻ってシートを使いながら「どんな情報」を「だれに」「どのように(システム)」表示するかを作業したが、その中で市民から「地図表示サインと道標サインをシステム化し、どのルートを進んでいくのかを関連づけて表示したらどうか」「目的地のイメージを図案化し、子供や外国人でも直感的に理解できるようにしたらどうか」という二つのアイデアが提案された。

第三日は実際のデザインを作成するためのデザインワーキングを行った。(図二)自由な意見を言い合うのは簡単だが、それをひとつのデザインにまとめることは簡単ではない。また、各自のアイデアをそのまま盛り込めばいいというものではなく、サインデザインとしても洗練させる必要がある。

図一 デザインワーキングシート



デザインワーキング



参加者全員で現地調査

ある。このため、「システム」「表示情報」「ピクトグラム」「色」などのパーツごとにシートを使いながらデザインを進めていけるようなしかけづくりを行い、これをデザインワーキング用のシートとしてまとめた。また、このシートの中に前回の市民意見をベースにして、ルート別カラーや目的地別カラーなどによって地図サインと道標サインをシステム化する作業や、施設イメージをピクトグラム（絵文字）にしてレイアウトする作業などを盛り込んだ。和気藹々と楽しく作業を進めたグループと、デザインをワークショップで決めることについての異議が出されたグループに分かれたが、最終的にはどちらのグループも力作を完成させ、実物のシートにレイアウトして発表を行った。

第四日目はこれまでのワークショップの作業を踏まえた第一次デザイン案（数点）の中から一案を選定し、これをたたき台として最終デザインに盛り込むべき事項を検討した。

第五日目は最終デザイン案を発表した後、ワークショップの中では反映できなかった市民意見を集約して区長に提出した。最終デザイン案ではカラーシステムやピクトグラムなどのアイデアを一定水準のデザインにまとめることができたので、行政・市民ともワークショップの成果を実感することができた。（図-3）

4. 問題点と課題

今回の事業では、既存の行政システムの制約条件を乗り越えるために様々な工夫を行ったが、その反面、事業を進める中で硬

図-3



直化した縦割り組織などの問題が再確認されることとなった。

市民とのパートナーシップを考えた場合、まず、行政側の受け入れ態勢がとれるかどうかが問題となるが、そもそも、役所には総合的な案内表示板を設置・維持・管理を行う部署がない。道路上に設置する公共の案内標識は道路機能の一部として建設局が

設置していると思われるが、案内標識は道路構造物ではないので道路管理者の管轄外である。このため、特定施設への案内標識などを設置するために施設ごとの所管

部署が独自に道路占用許可を受けて道路上に設置させてもらっているのが実情であり、設置目的も表示内容もバラバラである。今回の案内標識は国民体育大会室と市民



完成したサイン

各グループ作りの発表会

ミュージアムの所有となるが、その目的は国体施設案内と市民ミュージアム案内であり、総合案内ではない。一方、本庁の各部署の業務は縦割り構造になっているので、総合案内を設置しようとする動機を持っている部署がない。市民要望を受けて区の総合的な案内表示板を設置することを考えれば、いったん区役所に予算を配分し、そこから建設局や街なみデザイン課に設計・工事を依頼し、維持管理は区役所が直接行うか、または土木事務所に移管するといった方法が考えられる。しかし、区役所への独自予算の配分はほとんど認められない。このような縦割り組織の問題に対抗するために、今回のケースでは研究会が中心となって各局の役割分担を議論するシステムを作った。この方式は縦割り組織に収まりきれないような市民提案に柔軟に対応するための有効な手段と考えられる。しかし、

研究会には具体的な予算や権限が与えられておらず、最終的な判断は各局に委ねられていたため、実際に各局の役割分担を決める作業は容易ではなかった。たまたま団体関連で配分された予算を利用できたということ、また、その予算を利用して総合的な案内表示を行うことについて各局の合意がとれたこと、維持管理についての暫定的なルールについて各局の合意がとれたこと、研究会に参加した関係局の担当者が通常の所管業務以上の動きをしたことなどの要因が重なって事業を進めることができたが、今後はさらに普遍的なしくみづくりが必要である。

また、団体関連事業に配分された予算を利用したため、厳しいタイムリミットがあり、市民参加も限定的なものにならざるを得なかった。これについてはワークショップの中でも市民から指摘され、行政が介解するという従来型のパターンにならざるを得なかった。

一方、デザイン案の作成やデザインワーキングのシートづくりなどの作業については、コンピュータグラフィックスを利用することにより職員が直営で行うことができ、この点については、委託費に頼らずに一定水準以上のデザインを行える点、プレゼンテーション効果が大きい点、市民ニーズに応じてきめ細かい修正が行える点などのメリットがあり、今後の新しい業務展開の可能性が感じられた。

5. 今後の展望

本事業をつうじて様々な問題点や課題が明らかになったが、今後の展望として、「区

役所に事業予算を配分し、区役所が関係局に設計・工事などを委託することにより、区役所が各局を束ね、縦割りを解消できるようなシステムを作る。このとき、ワークショップの企画運営や市民とのやりとりを行いながら施設のデザイン・設計を行う部局が参加する。また、道路構造物以外の道路設置物など、従来の枠に収まりにくい公有財産の維持管理予算を区役所に配分する。」というようなシステムを提案し、本稿のまとめとした。

中原区②

小杉駅東部地区再開発 とNECとの事業連携による良好な街づくり

まちづくり局部市
施設課主査

田邊謙二

小杉駅周辺地区は、総合計画「川崎新時代2010プラン」で本市の第三都心とされ、川崎駅周辺地区、新百合ヶ丘駅周辺地区とともに広域的拠点として商業・業務の拠点形成を図るものとして位置づけられています。

しかしながら、J R南武線武蔵小杉駅周辺では武蔵小杉駅を中心として商業・業務の集積が進む一方、小杉駅東側に位置する向河原駅周辺は、国道四〇九号、東京丸子横浜線（綱島街道）、J R南武線に挟まれ、周辺市街地と分断されている状況にあります。この周辺地区は当開発地区を中心とし

て製造型工場群が連担しているところから、周辺市街地との一体化と製造工業群の研究開発業務型への転換が求められていたところでもあります。

このため、平成四年にJ R南武線武蔵小杉駅周辺地区の「商業・業務・文化交流」と、向河原駅周辺地区の「研究開発・業務交流」の二核の交流による新しい「双核型」のまちづくり（小杉駅周辺地区総合整備構想）以降、「整備構想」を策定し、第三都心の具体化を図ってきました。（図一）

本事業の日本電気株玉川事務所の建替計画については、米田ウエスタン・エレクトリック社が発起人となり創立された同社が来年創立一〇〇周年を迎えるにあたり、従来の同社玉川事業場の製造型機能を研究開発・業務型に転換し、併せて本社機能の一部もなう研究開発部門の中核となる研究開発・業務施設ビルを建築するものとして計画されたものです。

この事業計画は日本電気株玉川事務所の研究開発・業務ビルの建築にとどまらず、本市の「総合計画」及び「整備構想」との整合が図られ、「双核型」まちづくり（二つの核である「研究開発・業務交流核」の具体化を図るものとなりました）

また、この事業は、本市に操業を開始して七五年になる同社が地域に根ざした企業として、本市との協同・協力により、ともにまちづくりを担う事業とも位置づけることができます。

1. 事業におけるパートナーシップ

街には地域の基盤となり市民生活を支える道路や公園などの都市施設が不可欠で

あり、当地区においても整備構想に基づき双方の核を結ぶ都心軸道路や駅前広場、歩行者が安全快適に歩ける歩行者道など都市基盤施設の整備は必須であり、第一義的には当然公共団体である本市が整備すべきですが、小杉駅周辺地区では開発主体と公共団体がその機能と権限、費用を相互に分担し協力して整備を行うこととしてまちづくりを進めています。

本事業においても事業者である日本電気株が「整備構想」に基づいて、これら開発に必要な都市基盤施設の整備として、小杉駅南口と向河原駅を結ぶ都心軸道路の先行整備、向河原駅前J R南武線の将来構想を見すえた約三、〇〇〇㎡の駅前広場を整備し、さらに、建築敷地内に約二、〇〇〇㎡の公開空地を設け完成後は市民が憩える場所として、また防災時には緊急避難場所として開放される予定です。（図二）

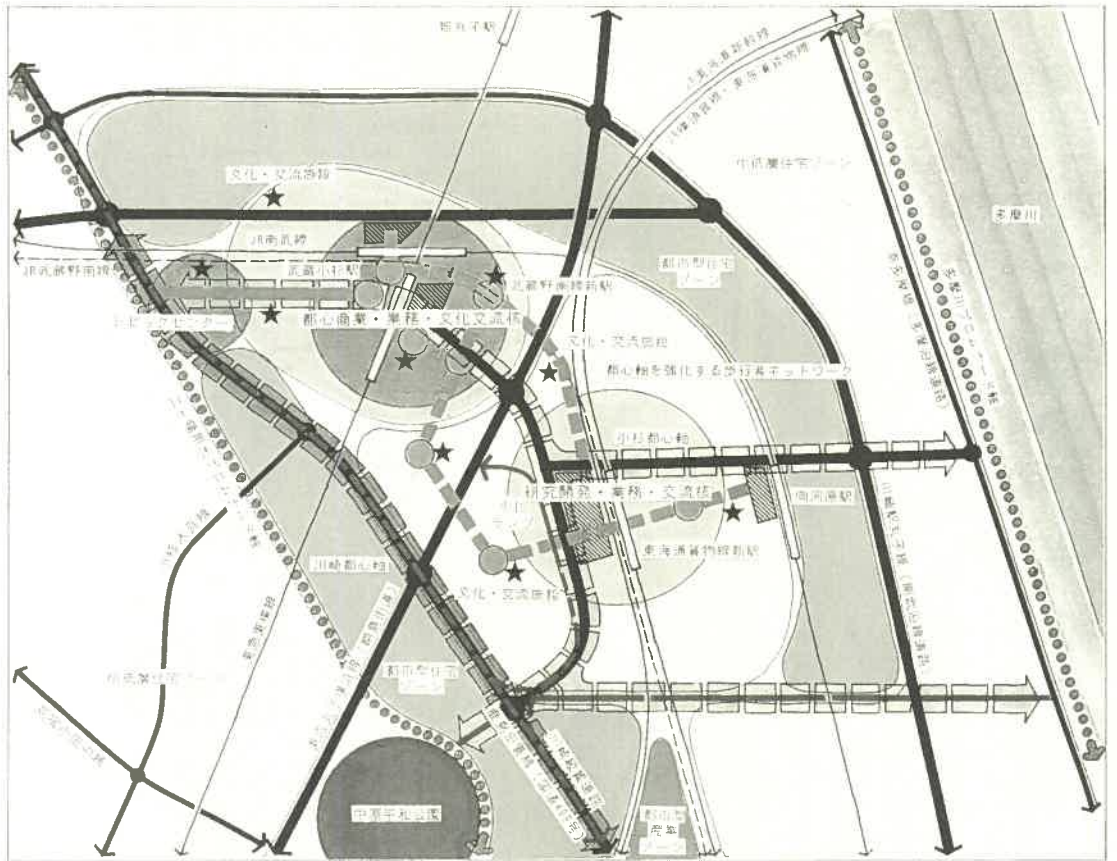
これらは、日本電気株と本市双方が「整備構想」での小杉駅周辺地区のまちづくりには、何が必要で何を具体化させるべきかを十分話し合いながら、理解と協力の合意を図りつつまちづくりを進めた成果であると言つてよいのではないだろうか。

また、玉川事業場には全日本吹奏楽コンクールで全国大会二度金賞を受賞しているNEC玉川吹奏楽団が組織されています。年間を通じて小学校の音楽鑑賞教室や定期演奏会、秋の青少年吹奏楽フェスティバル、J R川崎駅コンサートなど本市を中心に数多くの演奏を行っており、これらの活動に対して「川崎市文化賞」を受賞しています。

今回の建替事業では施設内にホール棟が計画され、日本電気株玉川事業所の自社講

堂としての利用とともにNEC玉川吹奏楽団の演奏活動の中心会場にもなり、地域に密着した企業活動の一端として市民に開放される施設として期待されています。

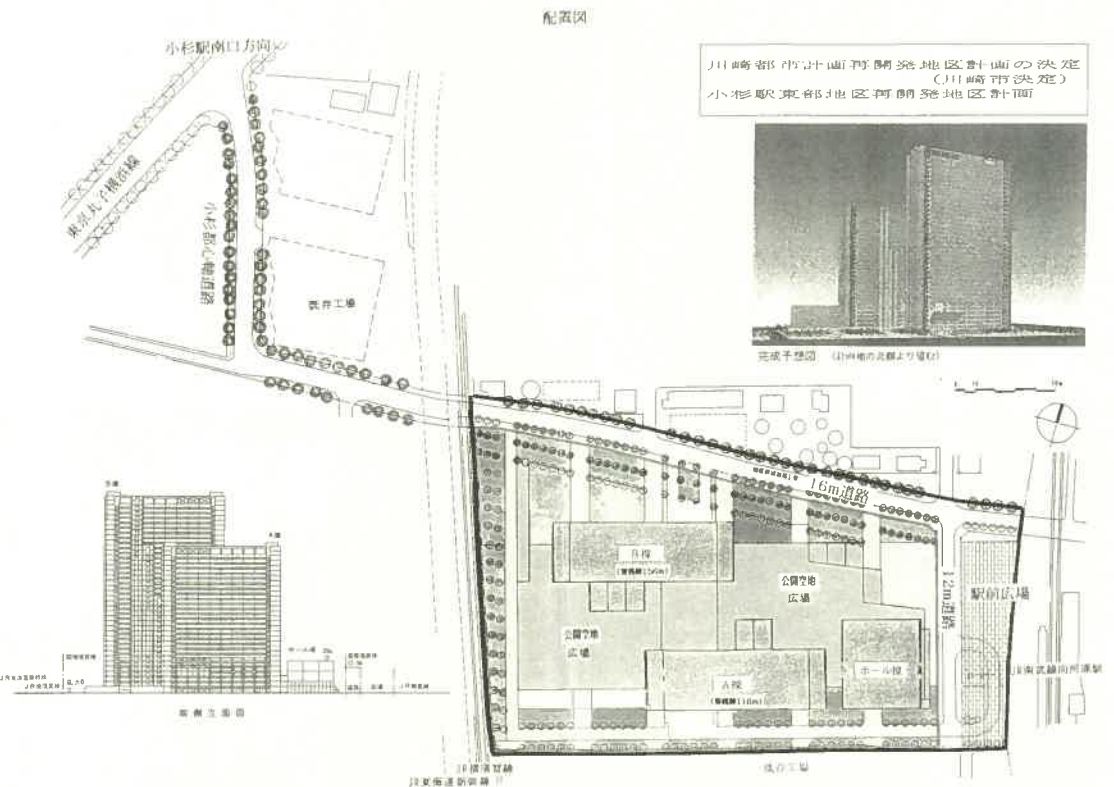
図-1 小杉駅周辺地区総合整備構想



2. これからの課題

本事業は本市の「総合計画」と「整備構想」に基づき事業者の日本電気株が自らの開発計画をこれらの構想と整合をはかりな

図-2



がら具体化されました。

その手法は、再開発地区計画制度を適用し具現化されたものであります。

再開発地区計画制度は、「相当規模の土地の利用転換を円滑に推進するため、都市基盤施設と建築物の一体的整備を計画的に

進めるため事業の熟度に応じて整備を段階的に進める」制度として昭和六三年に創設されたものです。

この制度は本来、都市計画的には空白地である工場跡地などの相当規模の大規模空地を、地区レベルのマスタープラン(再

開発地区計画の方針」を定めながら段階的・計画的に誘導整備を行うものであり、また、公的主体と民間主体の緊密なパートナーシップにより進めることを制度の趣旨としています。

このような意味からはパートナーシップのまちづくりを進める制度としては一見適当のように思えますが、実際には幾つかの問題点があります。

まず、①都市計画の手続きなどを行うことにより事業全体が成就するまでに時間がかかることです。事業者から開発の意向を受け、行政は上位計画等による条件を含め推進すべきかの判断を行い、都市計画法による手続きを進めていきますが、この間には関係行政機関との協議や地元との合意形成を図るために行う都市計画面案の縦覧や説明会を行い、社会的な合意形成を得るまで相当期間を要します。

②官民パートナーシップの中で公共団体側の責務が必ずしも十分に発揮できていないことです。開発に必要な都市基盤施設の整備に要する負担については直接の便益を受ける開発者に対しその一部を求めているのが実情であります。しかし、近年の社会経済状況下において過度な負担を強いているのではないかと、一概には難しいことですが、本来公共団体が行うべき都市基盤施設の整備について個々の実情を踏まえた検討を要する問題と思います。

③庁内の横断的な連絡調整が円滑に進められていないことでもあります。このことは、都市計画の手続きが相当期間に及ぶため、業務に携わる担当者の異動等で積み上げてきた協議内容を最初からやりなおすなどの問題がありました。

本来のパートナーシップにより、官民が協同と協力のもとにまちづくりを進めるためにはこれらの課題を解決すべきではないかと考えます。

中原区③

高齢者・障害者の在宅支援活動

ボランティアグループ
さくら会会長

渡辺政勝

地域での高齢化が進むなかで、要介護の高齢者や障害者が増え続けている。このような人々に対する公的サービスは充分とは言えない。行政も在宅福祉サービスを中心とした施策に懸命に努力しているが、財政的にも困難な状況になっている。

地域の問題を解決していくためには、行政・住民・事業者のパートナーシップが必要である。今後の社会の仕組みとして、住民参加というより住民が主体的に考え、自分達のできることは自分達で行い、行政との役割分担を決めていくようにする。これが各主体間の合意に基づくパートナーシップではないだろうか。

住民が主体的に活動することの一つがボランティアである。そして、より効果をあげていくには個人ではなくグループで行動することである。私達は、中原区区民懇話会で福祉問題と取り組み、高齢者、障害者などの福祉政策や福祉現場の状況などを中

心に学習し、多くの問題提起もしてきた。そんな中で、自分達のできることを実践しようとして、二三名の有志で平成三年四月に結成されたのが「ボランティアグループさくら会」である。

1. 障害者への支援活動

まず、最初の活動は、地域の在宅脳血管障害者のリハビリ教室の支援であった。このリハビリ教室は、厚生省の「ゴールドプラン」で寝たきりゼロ作戦が提唱されたことをきっかけに、寝たきりにならない予防の指導をしようとしたものである。脳血管障害当事者の有志で、中原区丸子、玉川地区の当事者に呼びかけを行い、中丸子老人いこいの家で、平成三年三月、自主グループ「丸子玉川リハビリクラブ」によって開設された。脳血管障害者は寝たきりになる可能性が一番高いと言われていた。

これらの多くの人達は、脳血管病で倒れ、病院に入院治療を受け一定期間のリハビリを経て在宅生活となったが、リハビリを続けていないと機能の低下が進みやがて寝たきりになると警告されている。しかし、個人が家庭や地域でリハビリを続けることはかなり困難なことである。従って、このグループの目的は「寝たきりにならないために」

- 一、機能低下防止のリハビリ体操
- 二、ふれあいによる心のリハビリ
- 三、再発防止のための学習

を中心に月一回行うことになった。しかし、このリハビリ教室に参加するためには、さまざまな障害があり、自力では参加できない車椅子の人や会場が一階のた



夢見ヶ崎公園での野外リハビリ



区民祭にて

め階段の昇降ができない人など、介助の必要な人々もいることが分かり、送迎や介助のボランティアが必要であった。そこで、この役割を「ボランティアグループさくら会」が担当することになった。

ボランティアは車や椅子での送迎、会場内での歩行介助、会場設営、体操介助などであり、初めのうちは経験不足や人間関係ができていなかったこともあって、小さなトラブルもあった。だが、今では、お互いの心も通じ合い楽しい教室になっている。「丸子玉川リハビリクラブ」も年を重ねるごとに活動も活発になり、現在は、月四回の行事と年二回の旅行（一回は一泊）を行っている。従って、「ボランティアグループさくら会」の活動量も増え、その対応として会員を増強し、現在は三二名になった。

当初、リハビリ教室開設に最も困難な問題は場所確保の問題であった。リハビリには広い和室か絨毯の洋室が必要だが、地域には「中丸子老人いこいの家」以外に適切な場所がなかった。管理人との話し合いで、空いている日のないこと、使用者の年齢が六〇歳以下の人が多いことなどの理由で断られたが、話し合いの結果、幾つかの条件付きで第三金曜日の午後二時間の使用が認められた。

現在は回数も増え新たな場所として、福祉バルなかはら、下沼部小学校校庭、日枝神社境内、個人宅等を使用している。また、年二回の旅行は一番楽しみにしている行事であるが、車椅子の会員が多いためリフト付きのバスでないといけない人がいるので、市の福祉バス（きぼう号）を利用している。最近利用者が多くなって抽選

となり、計画通りの実施が困難になってきた。

2. 高齢者への支援活動

ボランティアグループさくら会では、デイサービスを利用したいが、施設不足によりサービスを受けられない高齢者のため、平成七年四月からミニデイサービスを福祉バルなかはらで月二回の計画で実施した。だが、場所の定期的確保が困難など幾つかの問題が生じて、約九カ月で中止のやむなきに至った。

その後、場所確保の問題を中心に検討していたところ、「在宅介護支援センターすみよし」から、マンパワー不足のため支援してほしいとの要請があり、計画と送迎は「支援センター」が、運営は「ボランティアグループさくら会」がそれぞれが主体となつて平成八年一月から月一回実施することとなった。

また、地域の一人暮らし老人の孤独感、孤立化を防ぐ目的で平和館、町内会館等を借りて、会食会とふれあい会を月二回平成八年五月から実施している。この会には、地域の「学童・生徒ボランティア活動普及事業協力校」の協力を得て中学生も参加し、ボランティアの体験学習と高齢者との交流を図っている。

これからは高齢化と一人暮らし老人が増える中で、災害時や日常の安否の確認を含めてお互いが、支え合うネットワークの構築に努めたい。これらの活動を継続し広めるには、場所の確保と資金調達が今後の大きな課題である。場所については「老人いこいの家」が「長寿ケアホーム」として活

用できることになったので、一歩前進したが、資金については会費と「ともしび基金」からの僅かの助成金だけでは足りない。現在不足分は、会員が牛乳パックや布切れ等持ち寄り手作りで作品をつくり、区民祭や福祉まつりのバザーで調達している。

3. なかはらボランティア連絡会

中原区には、さまざまな市民ニーズに対応したボランティアグループが活動している。しかしながら、ますます多様化するニーズに個人やグループだけでは対応しきれなくなってきた。このような背景の中で、区内で活動している一四グループが、平成六年九月に連絡会を結成した。

連絡会は、情報交換を中心に地域のニーズを共有化し、グループ同志の協力や区社会福祉協議会、行政との協働も視野にいった組織をめざしている。連絡会の主な活動は、学習会、研修会、情報誌の発行、グループ同志の協力や応援、各グループの活動紹介を兼ねた会員の交流会である。また、交流会を発展させ、地区社会福祉協議会委員、民生委員、一般区民にも理解と協力を求めようと、平成八年度に区社会福祉協議会と共催で「いきいきなかはら福祉交流集会」を開催し、ボランティア活動の紹介とボランティア活動への参加を呼びかけた。さらに、平成九年度には行政も加わり、ボランティア連絡会、区社会福祉協議会、区政推進委員会の三者共催で、「ふれあいなかはら福祉まつり」の開催へと輪を大きく広げた。地域福祉を進めていくには、行政、社会福祉協議会、ボランティアのパートナーシップが不可欠である。



中丸子老人いこいの家でのリハビリ教室



中丸子老人いこいの家

なぜ、小音楽ホールを 小民間事業で

岡野洋貴

背景

妻のピアノの発表会の手伝いを結構やらされた。妻が会場取りの抽選に走り回っている。何とか会場を得て当日の手伝いをしている。大きな会場に百人程度にばらばらと親御さんや聴衆がいてムードがない。小さな会場があればと感じていたが、まさかホールを将来建築するとは夢にも思っていなかった。

四〇代に入り義父の病から、妻方の家のマネージメントをしなければならなくなった。サラリーマン技術者から自営業への生計変更のために安直な策として共同住宅を二棟建てた。家と考えると相続や税対策を主とする総合的観点から、もう少し先に進まなければならぬ。しかし、今回の建物は家の基幹の場所の基幹の建物であるので安易なこととはしたくない。そこで、いろいろなこと頭を駆けめぐった。

どんなことを羅列すると、私は相続や税対策という言葉が大嫌いである。そのお

きまりのアパート・駐車場は必要以上にやりたくない。アパートで土地内の夜間人口が増え過ぎるのもいやである。建物ばかりが増えて「まち」に潤い（空間、緑、遊び場）がなくなるのはいやである。社会にはいろいろな空間も大切だが、民間レベルでは空間を収益性の高い建物などで埋めることしか維持の方法がない世の中もいやである。そのような税制のあり方にも大きな疑問を感じる。ケネディ大統領の言葉に「個人が国に要求するばかりではなく、個人が国に対し何ができるか考えて欲しい」というようなものがあった。これは好きな言葉である。そんなことから、行政をかけたみ寺のように思うつもりもない。行政には、行政にしかできない大きくかつ遠い先を見通した仕事に特化して欲しいからである。小音楽ホールも、利益を当てにせず返済だけを考え淡々と運営すれば、小民間事業としてやれるのではないか、家の事業基盤を考えると賢沢をしなければ何とかなるのではないかと考えた。

さらに、この歳になって、文化という言葉の重みを感じはじめた。バブル経済により、金・物に熱中する社会や生活大国などという言葉も馬鹿げたことと思っていた。最終的に残り継承できるのはソフト、すなわち庶民の文化や心であるからである。その他に、この土地の地理的状况、狭域の客を相手にする事業は大手蹂躪の環境では無理、家族の総合能力や年齢、なども考えた。

このようなことの総合から、同じ不動産賃貸でも「音楽ホール」と昭和の終わりに本格的に考えはじめた。当然であるが、家

族から反対される時期もあった。こんな時期、ある先輩に迷いを話した。そうすると、先輩からは「急に考えはじめたことではないのでしょうか」といわれた。小さなホールに思いを抱いたのは、妻の発表会の手伝いからである。「十数年は」と思えた。先輩は「貴方を馬鹿と思うならこうはいわないが、長年思い、今決断に悩んでいるということは可能性があるということ」と気楽・率直にいわれた。「そうかも知れませんが」といいながら決断した。こういう方を「有り難き先輩」というのである。

開業

設計も施工も順調であった。しかし、音楽ホールの開業はドタバタだった。妻と二人で運用を検討したり、いろいろパソコンで文書化したり、付属品類を用意したり、私と妻の総合労力としては人生最大のものだった。二人ですべての準備を終えた。

現在、当ホールの運用は定年退職の一人、と私と妻の片手間仕事である。であるから、実質二人にも満たない。それで年間百回程度の賃貸の一方で、利益はないが年間五〜一〇回程度の小コンサートを催している。小修繕、機材の調整、掃除、チラシもポスターなどできるものは何でも自分でやるのが基本で、安易に業者を使う余裕はない。私は一九四一年生まれであるが、パソコンもインターネットも使うし、やさしいホームページ程度は自分で作成する。こんなことや音楽ホールの電気系の保守では、私が過去電気や通信技術者だったことが助けとなっている。

私と妻はただ働きである。ホール使用中

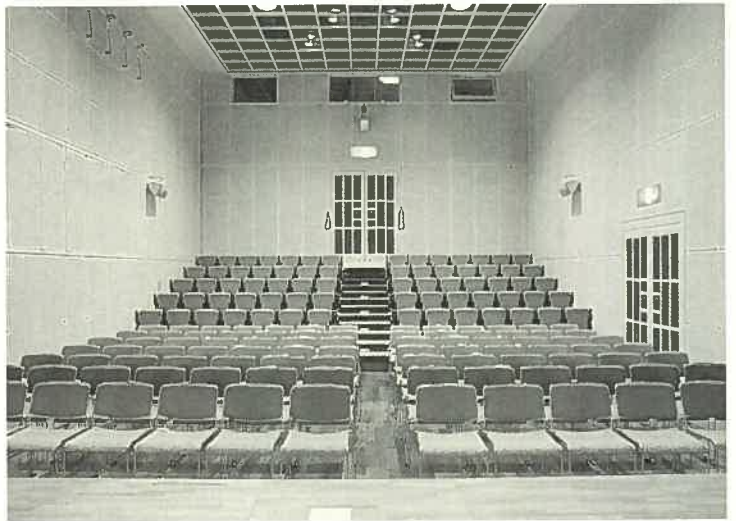
も管理をしながら別の仕事をしている。ホールとして、年四回機関誌を発行している。これも皆パソコン手作りで行っている。これも皆パソコン手作りでお願する。成し、機械的印刷だけ業者にお願する。休みは週一日、その休みも結構仕事や勉強に使われる。朝九時から夜八時まで勤務する。自分でいうのもおかしいが、従業者も含めてかなりのマルチ家族・多忙家族である。であるから何とかやって行っている。

有り難いことと今後

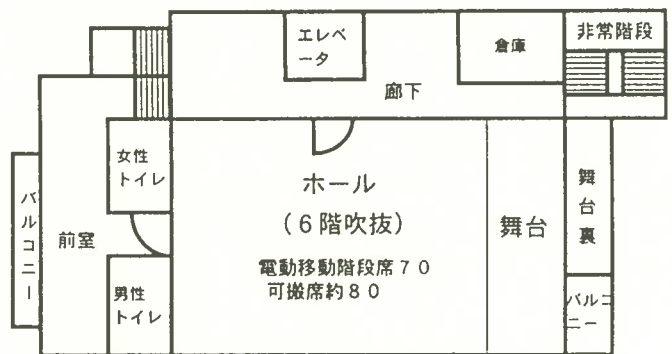
やってよかったと思う「何事にも代え難いこと」がある。それはいろいろな人、音楽家や来客との出会いである。また、報道や行政との接点もできた。ときどき励ましのお言葉を頂戴する。自分の交流の幅も広がった。交流も純粹なのがよい。一流を維持するための若き音楽家や芸術家の努力を具体的に知り、若い人に感心したり・教えてもらったり、自分のプラスになることも多々ある。「人を知ることが財産である」ということの典型である。また、年齢や上下関係なく知り合えることが最高に嬉しい。年配者からは枯れた知識を伝授され、若者からは新しい知識を伝授される。ダラダラと経営を続けてよいものとも出来るものとも思っていないが、愛されるホールとしてどうしていくかを永く課題として試行錯誤を続けていくことになる。

ただし、音楽会の開催頻度を増やすようなつもりはない。当方の体力やホール規模では無理なことがわかっていからである。利用の方をサポートする方向を強めて行きたいと考えている。市民から行政に対して小ホールの要求が結構あることなど開業後

糰糰ホール COZY HALL



ホール平面図



知ったことである。私としては、将来は文化的・心の世の中にならなければという一心と私の事業寿命・事業環境を考え、わき目もふらずに決行してしまったのである。なお、当ホールの予約はいつでもできる。計画が早ければ予定通り使えることを特徴にし、そのようなことに価値観を持つ人・小ホールの雰囲気重視の人に使っていただきたいのである。これは過去の妻の予約苦労その他を見てきたからである。

おわりに

今回「パートナシップ型事業」の一貫としての執筆の依頼を受けたわけであるが、私自身は行政とのそれを意識したことはなかった。単に、世の中を素直に考えてきた結果、それが社会や行政の目指すものの一つと同じだったということに過ぎない。今後の官民パートナシップに言及したいが、残念ながらそのようなことを深く具体的に考えたことはない。むしろ、今までの雑学や経験から感じることは、パートナシップのあり方から官民双方共同でこれから考えることなのではなからうかと思う。

ある国では、計画時から官民対等な立場で審議が合同で行われているようだ。計画を行政で作成し、ほぼ決まってから多少は市民の意見も聞き、これでいかかというようなこれまでのあり方も問題と思うし、諸条件を広く考えもせず、行政に対しバラバラと自己視野からの希望だけ並べ上げる民間の圧力も問題である。今までの官民のパートナシップとはあまりにも表面的なものに過ぎないと感じている。であるから、その仕組みから考えて見なければならぬ

のではなからうかと思う。その影響は本来、行政の組織や人事・職能体系の見直しなどすべてに及ぶはずである。それを定着させるには、トップが深い認識を十年以上抱き続け、染み着いた人々で組織が覆われるまで継続することが必要と思う。

最後に「守るといふことは改革すること、積極的なこと」と言いたい。人間誰でも自分がかわいい。しかし「自分を守る」ということは、新しい世の中に対処できる自分をつくりあげ、その結果として自分を守る」ということである。世の中は進歩している。今があるがままを守ろうとしても、所詮時間の問題で、ある時間が来ればそれは許されなくなる。進歩環境で、昨年と今年・昨日と今日を比較し自分や仕事のやり方に差がないということは、維持ではなくて退歩である。外の集団との競争の少ない世界の人はいくら自己比較も可能であるし、一番注意すべきことであらう。

高津区②

溝口跨線人道橋の補修にあたって

建設局幸土木事務所主査

田口正志

このたび、跨線橋の補修・改良にあたり、老朽化した箇所を原形に復旧するだけでなく、安全に安心して渡ることができる、利用しやすいものとするため、また、

景観にも配慮し地元で親しまれるものとするため、高津区で実施された住民参加によるワークショップの題材として、補修内容の提案をしていただくことになりました。

1. 溝口跨線人道橋をワークショップの対象とした経緯

ワークショップの対象については、次の四つの考え方に基づき決定されました。

- (1) 市民が関心を持ちやすく、実施した結果が目に見えるもの
- (2) 専門知識がない市民でも、意見を出しやすいもの
- (3) 維持管理の担当部局からの協力が得られやすいもの
- (4) 構造物として今後も当分存続するもの

そして、溝口駅前の「顔」ともいえる空間にあつて、市民の目につきやすく、施設の改善を行うことよつて、より効果が出やすいものを検討した結果、本跨線橋を対象とすることになりました。

2. 溝口跨線人道橋の補修前の現況

溝口跨線人道橋は、J R南武線の武蔵溝の口駅と東急田園都市線溝の口駅の西側にJ R南武線を跨ぐ南北を結ぶ通路として昭和五六年三月に完成したもので、北橋詰めには、西口商店街の入口、南橋詰めには、飲食店や商店が立ち並び、多くの人に利用されているところであります。

さらに、平成八年度には三階建ての自転車駐輪場が跨線橋に直結して完成し、通勤・通学の交通の要としての役割も果たしているところとす。

また、階段構造は中央に自転車の押し上げが可能な斜路が付き、両サイドが階段となつており、その勾配は二五パーセントと緩勾配になっているものの、階段の踏み面は部分的にタイルがはがれるなど損傷が目立ち、老朽化した箇所は水分をふくみやすく、雨の日は水がたまるなど利用しにくいとの指摘もあり、部分的補修の必要性が生じているところでもありました。

3. 従来への補修等の考え方

今回対象とした跨線橋、いわゆる立体横断施設は、歩行者の安全確保に奇与するところが大きい反面、階段の昇降に少なからず苦勞を強いるものであり、維持管理にあつては、単に構造物としての機能の保持にとどまらず、路面を清浄に保つなどして利用者に不快感、不安感を与えることのないよう配慮しているところとあります。

したがつて、経年的に性状の変化する塗装の劣化や剥離、さびの発生状況、排水管のつまりや管の接合状態、照明器具の破損の有無や点灯状態、目かくし、すそかくし等の破損の有無、階段等のすべり止めの磨耗や剥離の状況などは、異常が認められた箇所は直ちに修理することとされています。

溝口跨線人道橋のように鋼構造の橋は、塗膜の劣化、さびの発生がその耐久性に悪影響を及ぼすばかりでなく、美観上も好ましくないもので、適切な周期で塗り替えなければならず、特に階段のけあげ面等の塗膜の劣化、さびの発生、階段等のすべり止めの磨耗や、剥離等は目立ちやすいので緊急的な維持補修の対象とされているところであ

4. 住民参加による補修・改良についての検討内容

従来、補修や改良を行うときの重点事項としては、構造そのものの安全性と利用者の安全性、景観的配慮と耐久性を確保するための塗装の塗りかえ、さらに改良工事にあつては、技術的検討等を行つたうえで実施していますが、前述の「従来への補修等の考え方」で述べたとおり、利用者の立場に立つた考え方や、日ごろ利用している人々がつもっているイメージや、地元の意見などを取り入れた補修は行つていませんでした。

したがつて、住民参加によるワークショップの中では、安全に対して、使いやすさに対して、景観的配慮に対して等をテーマに、行政と市民とが協働で実際に現地調査を行いどこが利用しにくいのか、どのような補修をしたら利用しやすくなるのか、またどのような色彩に塗るかえたら景観的に周辺とマッチするのかなど、現状に対する問題点を参加者からそれぞれの意見をだしあつていただき、模型や拡大された地図を使つてわかりやすく、跨線橋の補修、改良について整理することになりました。

また、実際に階段などに使用できるスベリ止め舗装の表面の仕上げ状態がわかる色見本を提示し、参加者から三つのテーマに合った色や材質を具体的に選択していただき、可能な限り補修に生かしていくことといたしました。

5. ワークショップでの補修内容の検討結果

提案された内容は、

- (1) 階段や橋上路面は滑りにくく、水はけの良い材質にする。
 - (2) 色彩は階段部分を緑色、その他は黄色にし、蹴上げ部分は色を変えるなど、お年寄りや視覚障害者などが段差の有無を識別しやすい配色とする。
 - (3) 手すりは階段から踊り場にも連続して設置する。
 - (4) 点字ブロックを階段の昇降口にも設置する。
 - (5) 防犯上、目かくし板を半透明にする。
- また、使いやすくなるための提案として、
- (1) 跨線橋を地域の情報発信基地として、広報やポスター等の掲示版を置く。
 - (2) 将来、東急田園都市線溝の口駅出入口との直接の出入りや、車いす利用者が利用できるようエレベーターの設置の可能性について検討する。
- さらに、景観的な提案としては、
- (1) ゴミが溜まりやすい排水口の蓋を目の細いものにする。
 - (2) 跨線橋本体の色が周辺の景観とマッチしていないので、塗りがえの際は再検討する。
 - (3) 階段や路面は、どうしても汚れ、清掃が必要となるので「区民で橋を管理する会」を結成し、つねに清掃に心がける。
- このように、大変意義ある提案をいただきました。
- そのほかにも、照明や目かくし板の利用方法、取り付け道路の柵の改善や階段下のスペースの有効な利用方法などが提案としてまとまりました。
- これらの提案の中から、安全に対する提

案はすべて、また、その他の提案についても実施可能なものはできる限り補修の際採り入れることにいたしました。

6. 今後の課題

今回のワークショップに参加した市民はさまざまで、まちづくりの基礎知識に精通している方、初めてまちづくりに関心を持つて参加した方など、まちづくりへの関心度や参加経験の違いによって、ワークショップに求めるものが異なっていたよう、参加者により個別の対応が必要であると思われました。

また、参加者は主婦や高齢者が中心で、普段多く利用していると思われる学生、サラリーマンと言った若い世代の参加が少なかったこともあり、地域に根ざした実のあるワークショップとするためには、いろいろな立場の人々が参加し、多様な意見や価値観が交換された中で合意に達することが望ましいのではと感じました。

したがって、今回は跨線橋の補修を対象とした具体的な題材でありましたが、よりよいものを市民参加でつくるには、多数の人々が関心を持つテーマの検討とともに、より多様な市民参加ができるための工夫が必要であると感じました。

おわりに

ワークショップの成果としては、
(1) 市民の提案が実際に補修に生

かせる箇所がでてきたこと。

(2) 参加者が日頃感じていたことを、それぞれの意見や提案として直接話し合うことができたことで、より関心が高まり、相互理解の場になったこと。

(3) そしてなにより、自分たちの意見を取り入れた事業が実施される体験をしたことで「市民と行政の協働のまちづくり」のきっかけが生まれたのではないかと思います。



現状に対する問題点等の意見交換



行政と市民の協働による現地調査。左下は模型や拡大された地図を使い補修箇所の整理をしている

川崎市ファーマーズクラブ 市民と農業青年との 交流事業

経済局農業振興課

福田克実

ファーマーズクラブとは

川崎市ファーマーズクラブは、市民に農業体験を通して都市農業への理解を深めていただくという趣旨のもとに昭和六三年にスタートし、昨年から高津区坂戸のほ場で活動を行っています。

川崎市ファーマーズクラブは、市民農園やふれあい農園などのように一区画ごとにかけて市民に貸すのではなく、ほ場をいくつかのブロックに区分し、ブロックごとに作物を決めて、播種・植え付け、除草、追肥、土寄せ、間引き、収穫などの農作業をクラブの会員の方々が一貫して体験できるようにしています。農作業の指導は川崎市内農家の後継者で組織している川崎市農業青年協議会に委託しています。

川崎市ファーマーズクラブは、年に一回市政だよりで会員を募集し、平成一〇年度は四〇家族が会員となっています。また、活動期間は四月から一二月までで原則として月一回休日の日に、農業体験を行います。

展開

地域が開発されると、農地の減少や日陰が多くなるなどの環境の変化が農作物に影響を及ぼすだけではなく、周辺に住宅が増えることにより、農薬散布にともなう騒音・異臭への苦情が増えるという問題も生じてきます。しかし、都市で農業を営んでいくには、周辺住民と共存していかなければなりません。

農家は、無農薬栽培に対して消費者の関

平成9年度ファーマーズクラブ応募総数 120通（10年度は145通）

回数	開催日	参加家族	参加者	農 作 業 内 容
第1回	5月18日	25家族	80名	エダマ・ツタガイモ・サツマイモ・トウモロコシの播種
第2回	6月15日	17家族	59名	追肥、土寄せ、トウモロコシの間引き、除草
第3回	7月13日	9家族	27名	ナス・かぼちゃの収穫
第4回	7月27日	18家族	57名	エダマ・パルの収穫、除草、
第5回	8月17日	20家族	65名	トウモロコシの収穫、耕うん作業
第6回	9月7日	14家族	42名	ツタガイモの植え付け、ダイコンの播種
第7回	10月26日	11家族	30名	サツマイモの収穫、農家訪問
第8回	11月30日	16家族	48名	収穫祭
合 計		130 家族	408 名	



楽しい収穫祭

心が高いことを知り、また、農家においても農地に住宅が隣接するような営農環境においては、周辺住民と共存していくうえで、農薬散布を減らすことが関心事となっていることから、川崎市ファーマーズクラブでは、都市において農家と周辺住民とが共存していくための一つの方法として、無農薬でのキャベツ栽培を行いました。

キャベツの害虫が嫌うといわれるスイートバジル（ハーブ）をキャベツと一緒に植えてみました。結果としてスイートバジルとの混種だけでは害虫よけの効果はほとんどなく、虫食いだらけのキャベツとなっていました。そのため、混種するスイートバジルの本数を増やすか、また他のコンパニオンプランツ（共栄植物）を探すことが今後の課題となっています。

川崎市農業青年協議会では、この活動を「市民とともに考えるコンパニオンプランツを利用した無農薬栽培の確立」と題して神奈川県主催の農業青年プロジェクト活動発表大会で報告したところ、最優秀賞を受賞しました。

今後の課題

その年の活動が終了する時にとったアンケートにより、ファーマーズクラブに参加して農業に対する意識が変わったという意見が多く寄せられますが、都市農業を取り巻く環境は変わっていません。

農業体験を通して変わった意識を日常生活の中にどう生かしていくか。ファーマーズクラブの活動の中で農業についてどのようなイメージを参加者に与えることができるのか、現在このクラブが抱えている課

題といえます。

今後の展開

昨年からは、単に農作業を体験するだけではなく、農家を訪問して実際の農作業を見ることがより、市民と農家との交流を一層深めるようにしています。

また、アンケートから野菜の直売に対する関心が高かったことから、直売所の紹介をするにより地域に農業があることの利点を強調しています。

ファーマーズクラブ参加者に、「これからも農業体験をしていきたい」という声があつたため、農業青年協議会会員の中には自分の農地を開放して市民に農業体験をしてみらうなど、市民を農業に取り込む活動を展開している人もいます。

都市において市民と農家とが共存していくためには、まず都市にも農家があり、産業として農業が存在していること。そして農家にも意欲のある後継者がいるということを、市民に対してアピールしていくことが必要であると考えています。

市民と農家との交流という点、とすれば「むら」と「まち」との交流と思われがちですが、そうではなく、私たちが住んでいる地域の中でも行われていることなのです。

おわりに

この事業はもともと市民と農家との交流事業としてスタートした企画

であり、そこでの行政の役割は、市民と農家との橋わたしであり、この事業が進んでいくためには、市民と農家と行政が互いにパートナーであることを共有することにあると考えられます。

その意味でこの事業は、「市民と農民と行政との三者でつくるパートナーシップ事業」としての意味をもっていると考えています。



収穫を楽しむクラブ会員



通常の肥料を使用したもの



生ゴミをたい肥として利用したもの

平瀬川を活かした まちづくりの記録

平瀬川流域まちづくり協議会
うるおいのあるまちづくり
地域問題促進委員会

松井隆一

地域から行政へ提案をし、取り入れても
らって、まちづくりを進める方策として三
通りの手順を考えました。

①署名運動をして請願陳情を行い、闘争
的に行政にものを言い続ける。

②議員のツテを頼って行政にものを言い、
とり入れてもらう。

③自分たちが課題にそった地域活動をし
ながら、より多くの住民の共通認識・合意
を得て活動の輪を広げ、具体的に地域のど
こをどうしたいか理由を加えて提案する。
楽しみながら長期にわたって続けられるプ
ログラムを定期的に組んでゆく。

地域にとつて大事なことで誰かさん
がやってくれないかな……。でも誰かさん
がなかなかみつからない。気づいた人がま
ず動いて大きな力になるよう③の手順でや
つていこうということになりました。

そこで、理解して協力していただけると
心強い団体・グループから共感して動いて
いただけそうな方を、委員として選出して
もらい活動を始めました。課題についての
世の中のトレンド、国レベルでの情報、川
崎市の行政内での状況、専門家の意見、情

報、マスコミの情報、地域住民の声を自分
たちなりに努力して把握し、具体的に地域
のどこをどうしたいか、なぜ……。そのた
めに自分らはまず何をしよう。そして、一
年以内にやりたいこと、やれそうなこと。
三年ぐらいかけてやれそうなこと。長期的
な展望の中で（一〇年かかるか、二〇年か
かるかわからないが）やりたいこと、やれ
たら儲けもの。こんな考えで「うるおいの
あるまちづくり、地域問題促進委員会」が
平成五年九月に発会しました。

夢のある川を生かしたまちづくり

呼びかけテーマは「夢のあるふる里づく
り、川を生かしたまちづくり」であり、会
の目的は「うるおいのあるまちづくり及び
地域の活性化をはかるために活動するもの
とする」である。

趣意書として、「最近の地域をとりまく
環境の変化は著しいものがありますが、行
政サイド、あるいは民間サイドの街づくり
にしても「うるおいのある住みよい街づく
り」に地域住民の要望を十分含んでとりお
こなえるシステムになっていないような気
がします。われわれ、日ごろ地域に密着し
て各種行事を行いながら、地域への多くの
要望を耳にするにつけ「地域の声をまとめ
たり期待する地域の将来像」を話し合える
機関があつたら、もつと街づくりの推進に
役立つのではないかと思うのであります。
これらをふまえ今後、行政、専門家、地域
住民をまじえた「まちづくり委員会」をも
うけようと本年七月より準備に当たりまし
た。」（平成五年七月）

地域諸団体より三役中心に計一四人が集

まり、趣意書に賛成し、会の名称を「うる
おいのあるまちづくり地域問題促進委員会」と
決めました。発会時の参加団体は、蔵敷
自治会・蔵敷商店会・蔵敷昭利会（青年
団）・菅生最勝会（老人会）・蔵敷生産組
合（農協地域支部）・蔵敷自治会婦人部・
菅生小学校・菅生小学校PTA・蔵敷子供
会・近隣自治会（四町会）でした。

市長への陳情書

その年（平成五年）一二月に「昔から地
域住民と密着した平瀬川をこれからも地域
住民の心のよりどころになるような川にし
てもらいたいために」という表題で川崎市長
へ陳情書を提出しました。

「多摩川の支流全長約一〇km弱の平瀬川
は、向丘地区内の神原から蔵敷一初山一神
木一上作一三子多摩川へとそそいでいます
が、太古の昔より農作物をうるおわせ、こ
の向丘に住む人々にとつて大切な川でした。
この地の都市化により田園がなくなり、大
雨時の放水路としてのみ活用されることを
目的として、河川改修がこの三〇年間進ん
できましたが、なんとも殺伐とした川に変
化しております。われわれが子供の頃は泳
いだり、魚釣りや魚とり等水遊びをして多
くの体験をして来ました。環境問題が地球
規模で考えられる今日、われわれの身近な
この川も環境資源としてもつと大切にでき
るはず」と行政へ問いかけ、住民の要望、
事例案を源流部分について提案しました。
またこの時点で、翌年二月に行政との勉強
会を開きたいむねも書面で提案しました。
一方、行政内部へ足をはこび、行政計画
がどのようなになっているかの情報を収集し

ました。区役所・宮前土木事務所↓区長↓
本庁河川課↓環境保全局公園課・企画課↓
企画財政局。川崎市の2010プランの完
成した年だと思えます。このプランの中で
の宮前区向丘地区については「水と緑のネ
ットワークを考えたまちづくり」と言葉で
は書いてあつても、具体的にはどこをどう
するということではなく、平瀬川の河川改
修が事業化されているが、コンクリート二
面張りの従来してきた改修工事の延長で源
流部まで行く、と言うことを教えてもらい
ました。

「よい川とは？」の勉強会

陳情のうしろだてとして翌年平成六年二
月には「よい川の定義」の住民合意形成を
得るため「川を生かしたまちづくり……平
瀬川の源流を考える」勉強会を行いました。
河川管理者・専門家（河川環境浄化財
団理事長（前建設省河川局長）・同理事、
淡水魚の大学講師・川崎市土木局長・同
課長・とうきゅう環境浄化財団研究員）な
どによる基調講演やパネルディスカッショ
ンなどを行いました。三〇cmも積もる大雪
の日でしたが、出席者八〇名が川について
の価値観を再確認できた貴重な一日でし
た。

流域小学校と平瀬川のマップづくり

三月からは流域の文化史跡と自然の生態
環境マップづくりがはじまりました。当初
は会のメンバーだけで作る予定でしたが、
学校の先生に話したところ、校長先生が是
非いっしょにやろうと流域六小学校へ呼び

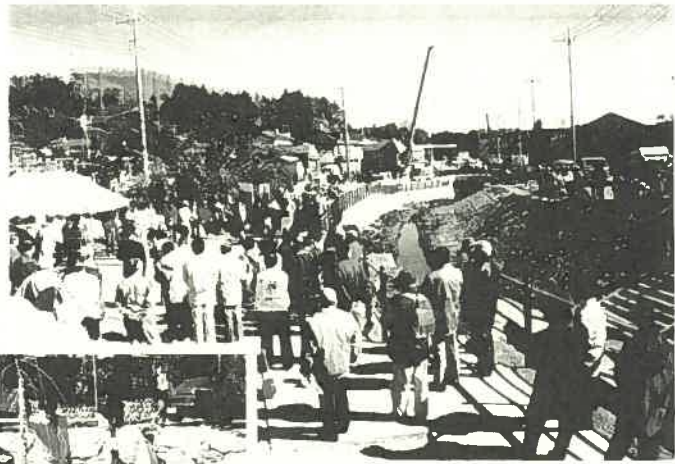
人と水と緑のネットワーク



平瀬川を活かしたまちづくり



河川愛護活動



市民参加活動 桜の植樹祭

この地区は、河川改修についての地元説明会を契機に、商店街、自治会を中心とした「うるおいのあるまちづくり地域問題促進委員会」が発足し、行政と住民との協働によって川づくりを行った。工事完成後には、地元主催による桜の植樹祭が開催され、今では定期的にゴミ拾い、草刈り等が行われ、地域の人々に親しまれている。



階段があるから水辺に近づく

花壇にもっている香には
たくさん花が咲くよ

カエにあえるカエ(?)

川の中に石があるの
で滑れるよ

この川は鋼鉄料
護岸が壊れているよ

魚の休憩場所もあるよ

川沿いに歩ける木の
歩道があって楽しい

八重桜を中心に10種類の
桜を地元で植えるよ

むかし

コンクリート製品を使用した
画一的な川と川といえるもの
でもなかった



いま

水陸を植生ロールで保護する
ことにより、植生が根つき、
水辺に自然が育ち始めている



河川名 一級河川平瀬川（多摩川水系）

所在地 川崎市宮前区菅生地内

事業者 神奈川県川崎市

かけてくださり、校長先生・社会科の先生方といっしょに地図づくりをすることになりました。子ども達の情報や現地調査、月二・三の会合を重ね、八月末に表面「みんなあつまれ平瀬川」のタイトル、イラストマップ・裏面「ふる里・平瀬川再発見」のタイトルで流域の案内(縦六〇cm横一〇〇cm)の立派なマップ二万枚ができ上がりました。

ウォークラリーでマップ贈呈式

九月第一週の日曜日。流域四コースに別れてマップを使ったウォークラリーを開催。最後に各コースとも菅生小学校へ集結しました。子供二〇〇名、大人一〇〇名が参加。各コースとも自然観察員がつき、昆虫や植物、野鳥の観察、そして湧水と川の水の水質比較調査等を体験しました。六小学校の先生方も多数参加され、各小学校へマップ計四、〇〇〇枚と地元自治会、町会や各種団体へ一、〇〇〇枚を配ることかできました。

「コミュニティースクエア蔵敷」プラン発表

この年(平成六年)川崎市経済局緑化センターのお世話で、七月から蔵敷商店会とのタイアップ事業として、蔵敷交差点一帯のまちづくり研究会を九月までに四回重ね、一〇月に「コミュニティースクエア蔵敷」というプランを完成させました。川を生かしたまちと、長安寺から菅生神社までの通りを「フラワー通り」にしたいという内容で、大きなパネル二枚に絵と企画書を書き上げ、一二月の蔵敷商店会創立一〇周年式典

に地域の方二〇〇名の参加を得て、発表することができました。

区づくりプランにおける平瀬川の生かし方

ちょうど宮前区の区づくりプラン策定も始まり、メンバー多数がかかわることができ、平成七年七月には菅生分館にて「区づくりプランにおける平瀬川の生かし方」勉強会を行いました。「水と緑を生かした市民共同のまちづくり」のテーマで、参加者一〇〇名が勉強できました。行政関係者(宮前区長・企画財政局・環境保全局・土木局)、専門家(農大教授・とうきゅう環境浄化財団・研究員)、地元住民等による基調講演やパネルディスカッションを行い、それぞれの立場から可能性を広く探ることができたと思います。この時に「水と緑のプロムナード……平瀬川ふるさと散歩道ネットワーク構想」を発表しました。

「飛森谷戸自然を守る会」が発足

区づくりプラン策定での集いがきっかけで、平成八年四月には平瀬川へ注ぐ小川の谷戸で「飛森(とんもり)谷戸の自然を守る会」が発足しました。ホタルの餌になる「カワニナ」がまだたくさんいるので、とりあえずの目標はホタルを出すこと。そのために川の清掃、水質調査、雑木林の下草刈りを定期的(約三〇〇〜五〇人くらいで行っております。近くにある明治大学の先生や学生、川崎市教育委員会青少年科学館の職員の方々等の協力と指導で活動ができています。今年(平成一〇年)六月・七月には、一度に一〇数匹ですがホタルがとびま

した。また、炭焼き・昆虫観察会・くぬぎ・こならのドングリをまいて育て、植樹などもしております。

尾瀬片品村と水と緑と花をテーマに交流

平成七年一〇月に宮前区区づくりプランメンバーの紹介で、尾瀬片品村役場の水と緑と花をテーマとした委員会一行(二〇名)が、二ヶ領用水と平瀬川の見学に来られました。規模はちがうが同じ理念の活動交流ということで、林業・農業・民宿等自己紹介と水と緑と花へのかかわりを一人一人が作文にしてみてもって来られ、また話をききました。平の山田明子さんの庭でパーベキューで歓談しましたが、片品村の湧水・水道水・山田さん宅の井戸水・水道水の飲みくらべ、片品村のおみやげの岩魚や農産物・地酒もあり、昔の平瀬川の話からこれからの平瀬川への思いも語り楽しい出合いとなりました。また平成八年七月には、区づくりプラン策定のメンバー中心に三〇名が片品村をたずね、尾瀬ヶ原散策、夜は交流。武尊牧場のレンゲつつじと湧水。以来自然にふれる交流が年二・三回、ずっと続いており、楽しい行事となっております。

平瀬川七夕サミット

平成八年七月には「第一回平瀬川七夕サミット」を企画。午前中は流域で川の掃除。午後からは「パートナーシップで作るいい川づくり」をテーマに勉強会。建設省・川崎市土木局河川課からはパートナーシップについて、川崎市青少年科学館からは平瀬川流域の自然についての話。地元

長老たちからは昭和二〇年代の平瀬川の話。地域の自治会・町会、流域の小中学校の先生方やPTA、流域商店会等のリーダーが一同に参加して、まさにサミットにふさわしい会が催されました。

平成九年七月は「第二回」を開催。

テーマ「事例 八つのガーデン区プランについて」コメンテーター及びアドバイザー、大学教授二名と学芸員一名

平成一〇年七月に「第三回」を開催。

テーマ「多自然型にむけて再構築：維持管理用水確保について」

明治大学の研究生から「多自然型川への提案」の研究発表があり、同藤沢教授からこの運動への拡げ方への要望を含めた提案が出されました。パネルディスカッションでは、建設省京浜工事事務所調査課の奥秋課長から国の河川行政の変化について。川崎市総合企画局江井課長から「多摩川エコミュージアム構想」推進の中で平瀬川を応援してゆきたいという話。環境局公園緑地課萩原副主幹からは菅生緑地と平瀬川の関連性について、また建設局河川課太田課長から二子多摩川までの平瀬川を多自然型へむけて再構築の検討を始めたこと、流域の方々と研究・検討・相談して推進したいとの話。会場の教育委員会指導課の横山先生からは、子供たちへの自然環境づくりの大切さについて、それぞれ話がありました。一年に一回の地域サミットですが、毎年活動課題を確認できるよい機会と自負しております。

七夕サミットのねらい

ねらいはいくつかあります。

第一に、地域へのアプローチ。広く地域住民に知らせ認知してもらい、共感共鳴して協力してもらえらるグループ・団体・人々を増やしてゆく。

第二に、行政活動のアピール。行政サイドの進め方、考え方を住民に理解してもらいながらも、再考の点や協議の課題を明確にしてゆく。

第三に、国や川崎市各局の考え方、学校・PTAその他、地域の諸団体等多くの立場から課題についての見解や期待が述べられ共通認識ができる。

第四に、その結果、行政によい仕事をやってもらえる(市民の評価が高い)。また、行政が期待通りに動きだせば、市民も活動により力がいり、人間としての五感の触覚がより鋭敏になり、楽しみながらより創造性のある提案ができる。

第五に、結果、まちがよくなる。楽しい生活ができる。

桜植樹祭

平成九年二月に第一回桜植樹祭を提案、完成した蔵敷親水広場にて「ミス桜」日本代表を招き、地元小学校・諸団体三〇〇名で一〇種類二〇本の桜を植樹。地域のまちづくり研究会「つつみ会」の協賛、桜の苗を寄贈してもらいました。また、日本桜の会理事長・宮前区長・川崎市土木局の部長・商工会議所高津支所長・近隣自治会会長・ライオンズクラブ・ロータリークラブの方々も参加し、この植樹祭にかかわった一人ひとりの人生の中で桜に対する思いが一段とふくらんだことと思います。

平成一〇年二月に第二回桜植樹祭。観水

広場二〇〇名参加。

一〇種二七本の桜を植えました。今年には、特に菅生中学校の生徒が約五〇名参加。現地でヤキノバ・オデンの野外パーティーの懇談会も行われ、桜マップも配られました(二〇種の解説書。木ごとの参加団体名簿も)。

今でも自分たちで植えた桜がどうなっているのか、時々見にくる方が結構いるようです。

看板づくり

今は宮前土木事務所と三カ月に一度ぐらいい定期的な打ち合わせを行い、行政でやることの確認、市民への要望を聞いたりしています。その中の一つとして、流域の案内看板三基の作成を準備しています。

二m(よこ)×一m(たて)×二m(支柱の長さ)。大勢が歩いて、いろいろな提案してもらえらる人を増やすための仕掛けとして、まちのシンボルにしたいと思っています。今のところ、一基は宮前土木で、二基は日本財団の助成を得てつくりたいと、申請中です。交流のある尾瀬片品村「風景修繕工房」の手作りの看板です。

うるおいのある川が完成

平成一〇年、平瀬川上流六〇〇mの河川改修の工事も完成しました。それまでのコンクリート二面張りの川が自然に配慮した緑多い川になりました。川沿いに大きな花壇もできました。花壇の草取りを近所の方がいっしょけんめいやってください、親水広場の草取りは、「二人三脚」というグ

ループ(知的障害者の作業所)に社会参加の一つとして請け負ってもらっています。小鳥もたくさん飛ぶようになり、カルガモも居つくようになっていきます。この地域の下水工事もほぼ終わり、これから水質もどんどんよくなるとおもいます。川沿いを散歩する方が増えているようです。

維持管理用水確保のために

しかし、湧水が少なくなっています。源流部の湧水を大切にするため、今「平瀬川維持管理用水確保」のための検討委員会を発足させる準備をしています。建設省・川崎市の総合企画局・建設局・環境局・下水道局・経済局(川崎市中央卸売北部市場の雨水及び水処理で)・市民局・教育委員会と専門家・住民とで行う委員会がどんな成果を出せるかが大変楽しみです。菅生緑地が宮前区の市民の森となり、水源涵養機能をもった価値ある森にできれば「縄文のふるさと」も実現できるのではないかと。

地域住民が楽しめるインフラ整備を地域から提案しています。地域にある歴史や文化史跡、自然や地形、都市農地、あるものを資源として生かす。そして磨きあげる仕事がいま求められていると思います。

まとめ

・地域コミュニティを大切に育てるとよい町ができる……?
・住民同士が損をしないためにコミュニティションは大切……?
・町の中心に広場があると地域のコミュニティがよくなる……?

・よいまちづくりとは自分たちが動いてできるもの……?
・市民自治の中に生きがいや楽しさがいっぱいある……?
・市民自治・自立の中で五感や六感という触覚が磨かれ楽しさが深くなる……?
・「子供たちのためのふる里づくり」は誰かが賛成……?

・「水と緑」には不思議なほど力がある……?

・地域コミュニティはまず小学校区、次に中学校区。次に地形の中の四々五の中学校区。次に宮前区内で……?

・一般市民は専門家に比して知識や情報は少ないが、地域にとって何を大切にしてゆきたいか。歴史や文化、地形と地域の自然について肌で知りよく分かっている。しかし、市民同士でもコミュニケーションがなると施策やその順位が一致しない。また、情報や知識がなくてがまんしていること、できっこないとあきらめていることが多い……?

・専門家は知識や情報はあるが地域のことには分からない人が多い。しかし、地域の中にも専門家は多数いる……?

・行政は首長や議会の方針に従って施策を進めるが、地域の実状、つごうを充分汲んで進めることはなかなかむずかしい……?
・行政マンは勉強をよくし熱意もあるが、力を十分に発揮できる行政内仕組みやまちづくりシステムが不十分なため、場が限られて宝のもちぐされ。もつたない……?

・地元宮前区の市会議員、県会議員にもたえず情報を伝え、理解を得、議会の動きと連携をとる……?

・各種団体の中で、ことあるごとに広報と

ヒアリングを上手に行う……？

・地域にたくさんの団体やグループがあり
ますが、その会がさらに活躍してもらいた
め、まちづくりへの参加・チャンスをつく
り、むりなく参加してもらおう。場づくりと
声のかけかた……？

以上は、私たち市民活動の仲間と懇談し
ているときによく出てくる言葉や考えです。
むずかしい問題もいっぱいありますが、特
にこの五年間「うるおいのあるまちづくり
地域問題促進委員会」での活動や区づくり
プラン策定委員会に参加して、私自身が強
く感じていることです。

行政参加のまちづくり

市民（企業市民も含む）・行政・専門家
がパートナーとしてまちづくりを進める。
または市民参加。市民共同のまちづくり：
…言葉としてはわかりますか、むしろも
つと私たちの活動に「行政が参加する」ま
ちづくりといわれるくらいに、市民が主体
性をもってまちづくりにかかわることが大
切であると思います。しかも楽しく……。
でないと思いきや。しかも楽しく……。
・市民側まちづくり組織のあり方と運営の
しかたの研究
・行政内での「小さなまちづくり」への対
応組織の研究

今後の活動をとって考えたいテーマです。
行政と市民がパートナーとして育つために。

〈参考〉協力・協賛の地域団体

向丘町会自治会連合会。向丘商店連合会。
地域教育会議。地域小学校PTA。地域小

学校PTA後援会。地域中学校。地域中学
校後援会。地元青年団（昭和会、長栄会、
初友会、三団体の連合会の同志会）地元ラ
イオンズクラブ。地元ロータリークラブ。
地元まちづくり研究会（つつみ会）。うる
おいのあるまちづくり地域問題促進委員会。
とんもり谷戸の自然を守る会。地元婦人
部。地元子供会農協地域支部。青年部。女
性部。向丘地区青少年指導委員会。向丘地
区体育指導委員会。宮前区区づくりプラン
推進委員会。

宮前区②

（仮称）宮前スポーツ センターづくり

宮前区区政推進課

山内秀行

現在、川崎市では市民と行政が互いに連
携を取り進められようとしています。
しかし、この取り組みは始まったばかりで
あり、解決していかなければならない問題
も数多くあるのも事実です。では、市民と
行政が連携を取って事業を進めていくため
には何が必要なのでしょう。また、本庁
の原局と区役所との役割について、（仮称）
宮前スポーツセンターの基本設計に係わる
経過を通して考えてみたいと思います。

市民とは誰なのか？

ところで、市民とは誰なのでしょう。か。
これまで、事業実施にあたって、行政にと
って市民とは、地権者や近隣住民などを中
心に想定していました。これは当然といえ
ば当然のこと、土地を所有する地権者や
近隣住民の合意なくしては行政施策の実現
は不可能だからです。行政はこれまで直接
的な利害関係者との対応に主眼が置かれて
いました。また、直接的な利害関係者とは
いえないまでも、地域性のある町会・自治
会などの既存団体との合意も行政施策を進
める上で必要とされてきました。その他に
も、地域性は持たないが特定の目的（環境
問題・福祉問題など）で構成された団体の
対応や、住環境の良好性や大切さの主張か
ら、開発等による環境の悪化を懸念した反
対運動などへの対応がありました。

しかしその一方で、市民ニーズの多様化
により原局も従来の方法で必ずしもうまく
いかない場合があることは認識し始めまし
た。言い換えれば、多様化する市民の意見
を従来の機関では十分に反映できなくなっ
てきているということです。しかし行政は
どの市民に顔を向ければよいのか、あるい
は市民参加の手法はどのような物があるか
分らない（マニュアルがない）といった
問題があります。市民サイドにも、関心の
多様化により市民が縦割りになってしまう、
市民同士の意見の合意を見いだすことが難
しくなっているという問題があります。そ
の結果、行政への不信感だけではなく、市
民同士の不信感が残ってしまうという可能
性があります。

区役所の役割について

これらの問題を解決するヒントとして区
役所の役割があるのではないのでしょうか。
一つには、区役所は主管局と市民との距離
を縮める役割を担えるのではないかと。もう
一つには、区役所は行政の各局の連絡調整
の役割を担えるのではないかとということ
です。今回行われた（仮称）宮前スポーツセ
ンターの基本設計に対して、「ワークショ
ップ」を開催しました。この「ワークショ
ップ」は、市民の合意形成をもとにスポー
ツセンターに関する市民案づくりを目的と
したものです。ここでは、スポーツセンタ
ーの与条件の提示を行うと共に、どのよう
な人が使うどのような施設がほしいのかと
いった形（デザイン）を参加者同士が考え
る場として、また、「個人が利用する場
合」・「グループ利用の場合」・「高齢
者、障害者が利用する場合」・「近隣住民
および遠くの地域に住む人が利用する場合」
など様々な立場に立って評価を行う作業を
行いました。

今回のワークショップを進めるにあたり、
参加の前提としてどのような制限があるの
かを含め、広く情報を公開しながら議論を
進めることにより無駄な摩擦を多少なりと
も防ぐことができました。市民と行政のパ
ートナーシップと比べても、市民と比
べて情報力などがはるかに大きい行政がパ
ートナーシップと比べても、市民から
見れば首を傾げざるを得ないのが事実でし
ょう。今回のように、事業の関連情報を広
く公開することにより、行政と市民との距
離を縮めることができるのではないでしょ

うか。

また、今回のワークショップを開催するにあたり、主管局である教育委員会の他に設計を担当するまちづくり局を始め、各関係局の参加を得ました。今回、主管局の参加のみとしなかったのは、設計などの専門的な問題やスポーツセンター事業を通して浮き彫りになった地域に内在する諸課題（交通問題等）に対応してもらうためです。これらのコーディネーター役も区役所の役割になっていくのではないのでしょうか。

市民参加型事業の展開に向けて

しかし、今後解決していかなければならない問題も多数あります。まず、区役所は事業計画を策定したり、事業執行予算を持っていません。ですから区役所は原局に対し、「要望として」「お願い」する仕組みしかないのです。言い換えれば原局が事業を執行するにあたり区役所に特段相談する必要はないのが現状です。また、市民参加型事業を行うことがどの様に役立つのか、行政内部ではほとんど分かってもらえていないのも事実ではないでしょうか。ですから、行政にとって市民参加は面倒なことであり、市民参加型では時間も経費もかかるのではないかという考えがあるように思われます。また、現時点では区役所が原局の計画に参画する仕組みはないし、必要としている局も限られています。

しかし、市民参加型事業を進めていくことは今後より重要になっていくと思われれます。特に区役所は、市民参加の専門家としての役割がますます増えてい

くと考えられます。そのためには、市民参加事業に対する行政内のシステムづくりが不可欠と考えられます。

まず一点目として、区役所を含めた行政内部の横の連絡調整を行う機関を組織し、横断的な課題に対し対応を行う必要があります。次に市民の継続的な組織作りの支援です。市民もこれまでの地域活動型市民の他に目的別型市民も増えてきました。これら市民を同じテーブルについて検討してもらうための市民の受け皿づくりが求められ

ています。区役所の予算では、市民の継続的な支援には限界があります。継続的な市民活動の資金援助も求められているのではないのでしょうか。



各グループごとの意見発表。ワッすごい



基本設計のワークショップ。ワイワイ、ガヤガヤ



市民意見がどのように反映されたか。
～なるほど

「宮前区区づくりプラン」について

宮前区政推進課 清水健太郎

地域の实情に即した施策の推進―自主性の尊重―は、地方分権の目的のひとつに挙げることができる。自主性尊重の制度的な裏づけは権限と財源の委譲であるが、その実効性は施策の立案、あるいは実施段階における地域住民の参加なくしては担保できない。そうでなければ、地方分権の本質が単なる自治体行政機関の権限強化に矮小化されてしまうことになる。

本市の総合計画である「川崎新時代2010プラン」は、五つの基本方向を定めているが、そのひとつである「市民自治都市づくり」は、参加と分権による市民自治のまちづくりをめざすことをその内容としている。ここに言う「分権」は、「内なる分権化」に表現されるように、行政区の機能強化―各区への権限と財源の委譲―をうたったものであり、参加とは、言うまでもなく、施策における市民参加―市民（区民）共同のまちづくり―であると解している。

本稿では、宮前区における区づくりプラン（以下「プラン」と略す）の策定及び推進過程の説明を中心に、市民参加型まちづくりの試みとその課題を省察してみたい。

なお、本章を含めて、以下の論述は私見であることを付記しておく（注1）。

1. 区づくりプラン策定の経過

「市民共同のまちづくり」に向けた具体的な活動の第一歩が「宮前区区づくりプラン」の策定であった。平成三年と五年に実施した「区民意識調査」や「宮前区の将来に関するアンケート」、さらに「宮前区区づくり白書基礎調査報告書」を経て、平成六年八月に発足した策定委員会は、学識経験者、各種団体代表、企業、行政のほか、区民代表（うち公募委員八名）を加えた計四八名で構成された。この委員会の下に地域別、課題別のテーマを検討する部会が一部会あり、策定委員のほか、全て公募で選ばれた五三名を加えた部会委員が、いずれか（あるいは複数）に所属して議論した。組織の構成を略図で示すと次頁のとおりである。

平成九年三月のプラン策定までの二年九カ月の間に開催された会合は、策定委員会―一回、幹事会―七回、地区部会及びテーマ別部会はのべ約二〇〇回である。ワークショップ「まちづくり広場」は三一回行われ、のべ七〇〇名余の参加者があった（注2）。事務局として区が関与しなかった非公式な会合、あるいは更に細分化した地区毎の打ち合わせ等を含めれば、策定に参加した区民の数と時間は相当なものになるであろう。

プランの内容についての詳述は紙幅の関係で割愛するが、その構成は、第一章で「まちづくり」の基本的な理念を示し、第二章ではその基本方向の説明、更に第三

章、第四章でそれぞれ分野別、地域別の具体的計画・試案を提示し、最後に第五章で当面の推進施策を列挙したものになっている。

事業局との個別のすり合わせを経たものではないので、必ずしも体系的に整理されたものではないが、宮前区を「ガーデン区」（注3）と性格づけ、区の現状分析に止まらず、最終的には市の総合計画への反映を求める提言・提案型の白書（注4）となっている。

2. プラン策定後の展開

区づくりプラン推進委員会の組織（略図）は次頁のとおりである。

プラン策定の成果は、平成九年三月三日開催の宮前市民館での発表イベントのほか、プランとその概要版、資料編（注5）の発行を通じて広報されたが、その後の実施段階として、同年七月に「区づくりプラン推進委員会」が発足した。若干の変動はあるものの、委員の構成は「策定委員会」とほぼ同じである。

推進委員会における各部会は、「広報」「イベント」と、「地域まちづくり」「福祉」「スポーツセンター」の三つの専門部会の計五つで構成され、推進委員がひとつ、あるいは複数の部会に所属する形式を取っている。

広報部会は、推進委員会や各部会での討議内容の報告や、まちづくり関連の情報提供を目的とした広報誌「まちづくり広場」（注6）を発行している。同誌は平成一〇年一月時点で四〇号を数えている。

イベント部会は、推進委員会主催のイベ

ント（シンポジウム等）を行う場合にそのつど編成され、イベントの企画・運営を行う。

地域まちづくり専門部会は、区民の主体的組織である「まちづくり推進協議会」と、町会や市民組織等を対象にした、まちづくりのサポート組織「まちづくり支援センター」を設置するプログラム（注7）を検討している。

また各地域では、野川・有馬地区（新A地区部会）、宮崎台・宮前平・鷺沼地区（田園都市線沿線地域の将来を考える会）、向丘地区（平瀬川流域まちづくり協議会）に活動主体があり、地域毎の課題の検討やプランの実践を行っている（注8）。

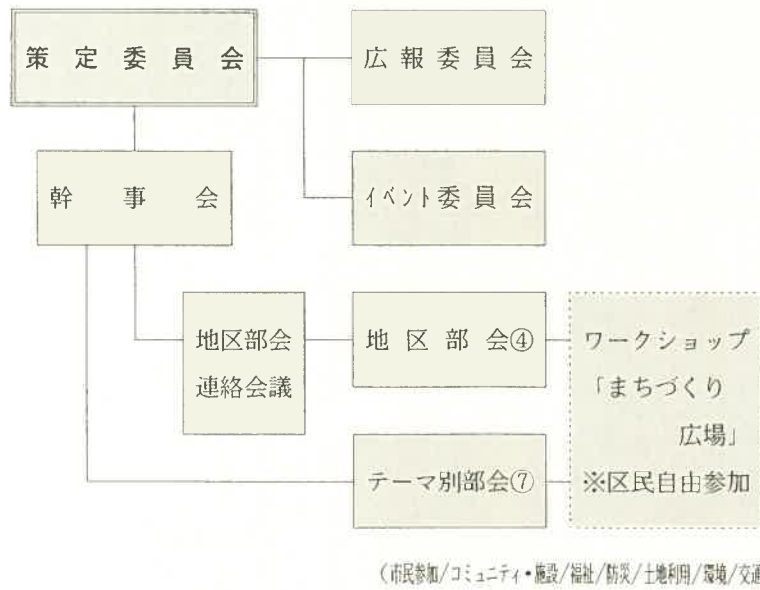
福祉専門部会は、テーマ別に、A（バリアフリー）、B（福祉オンブズマン）、C（施設利用）、D（福祉システム）の四分科会に分かれ、討議のみならず、各種の講師を招いての学習会や、先進施策の視察等も積極的に行っている。

スポーツセンター専門部会は、平成一三年度着工予定の（仮称）宮前スポーツセンターの建設計画に対して、教育委員会スポーツ課が事務局となり、区民代表も参画している（（仮称）宮前スポーツセンター建設委員会）と連携をとりながら、同計画への要望反映を検討している（注9）。

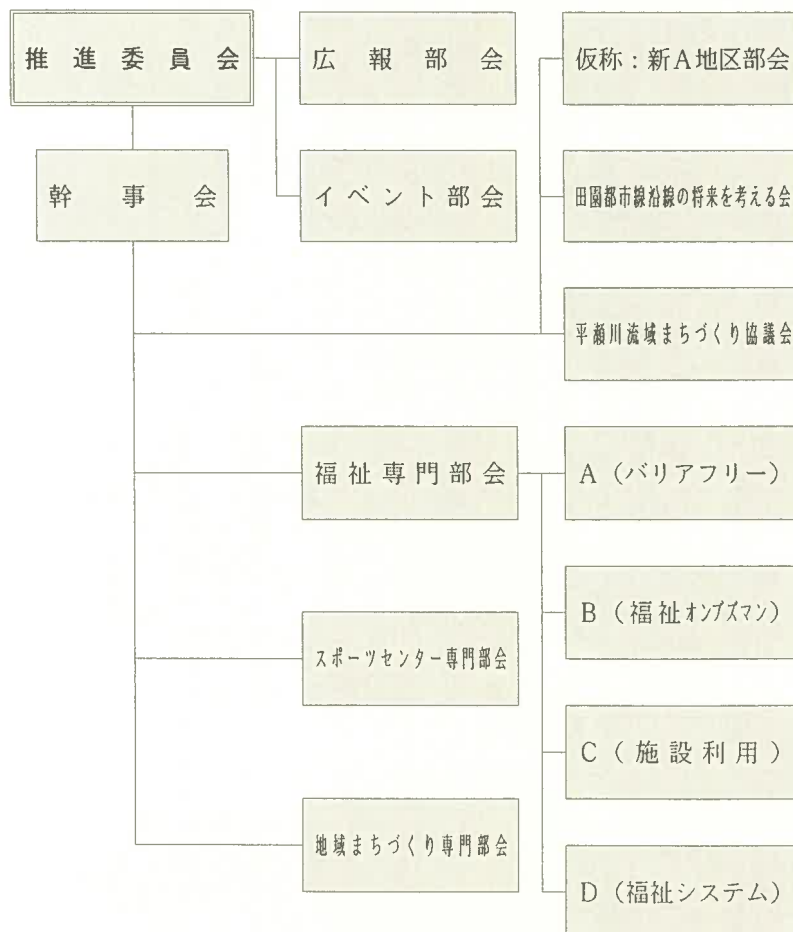
3. プランの行政上の効果

プランの策定は市の総合計画に基づいているものとはいえ、条例や議決等によって義務づけられたものではないから、市の事業執行に対して直接的・規制的な効果を持ち得ないことはいうまでもない。しかしな

【組織構成細図】



【区づくりプラン推進委員会の組織略図】



注1：「仮称・新A地区部会」「田園都市線沿線の将来を考える会」「平瀬川流域まちづくり協議会」は、それぞれ、「策定委員会」における地区部会が発展的に改組されたものである。そもそも、地区部会は、市総合計画において、宮前区が4つのゾーン（A：野川・有馬・馬絹地区、B：宮崎・宮前平・鷺沼地区、C：菅生・平地区、D：犬蔵・潮見台・水沢地区）に分けられていたことから、それを基に設置されたものである。なお、「平瀬川流域まちづくり協議会」は、旧C及びD地区部会を包含している。

注2：「推進委員会の4つ目の専門部会として、平成10年度に「交通専門部会」が発足する予定である。

がら、一定の合意形成手法によって策定されたプランの内容をいっさい無視して個別の事業を立ち上げることは信義上許されないのである。それは総合計画自体の矛盾を生むことにもなる。三年毎に見直される中期計画において、少なくとも区別計画の策定では、プランの意向は十二分に尊重されるべきであろう。

無論プランに記された具体策のなかには、事業局の専門家からみて荒唐無稽な夢物語や財政的・物理的な理由で直接実現することが困難なものもあるだろう。しかしながら、プランに描かれた「区民の意思」を読み取り、加工した形での実現可能性を模索することはさほど困難な作業ではないだろうし、手数はかかるが、それはむしろ合意形成の上で必要な手続きの一環と捉えるべきである。

傍論になるが「都市計画マスタープラン」(注10)の全体構想の素案が本年七月に公表され、区別構想のとりまとめも各区で順次スタートする。都市計画法上の制限があるとはいえず、一連の作業においても「区づくりプラン」の趣旨を度外視するわけにはいかないであろう(注11)。

4. 市民参加型まちづくりと自治体の自己責任

地方分権の担保としての「市民参加型まちづくり」(注12)の試みを紹介してきたが、こうした手法にも問題点がないわけではない。

第一は積極的に参加する市民以外の「サイレント・マジョリティ」(マイノリティ?)の意見をどう集約するのか、という問題である。マンション建設や道路の拡張

といったごく身近で具体的な問題に対しては関心を持っていても、まちづくり全体の課題については無関心、あるいは意見表明だけで行動はしない、という層を一概に「地域エゴ」「住民エゴ」として無視してよいのか? という点も含めて考察する必要がある(注13)。

第二は「地域」の単位をどこまで細分化し、内なる分権を進めるべきか? である。宮前区をして既に一九万五、〇〇〇人の人口(注14)があり、一個の自治体としても何ら遜色ないが、一〇〇万都市としての体系的・統一的な施策を立案する一方で、地域に根ざした展開が可能な人口・面積等の適正規模の設定は、いまだ少く各種の研究を待たねばなるまい。

第三は施策における行政と市民との役割分担の線引きである。従来の行政は当事者間の「調停」や「斡旋」の役割を担ってきたが、それが今日の肥大化を招来した一因である。

施策の企画や実施段階のみならず、紛争発生時においても、市民はできるだけ自己解決する能力と姿勢を体得することが必要であり、行政は、事業の条例化、財政的援助や広域情報の提供といった行政固有の役割や、「調整」機能のみに限定されるのが理想の形態であると考える。

立案や実施において市民が参画する場合に、そこで知り得た情報の管理も課題である。

守秘義務を課すことは易しいが、いざ情報の漏洩があった場合の救済手段をどのように講じるのかを考慮せねばなるまい。

さらに、各種の施設や空間を市民の自主管理に委ねた場合、そこで発生した損害の

補填をどこが負担すべきかといった問題もある。例えば「プレイパーク」(注15)で発生した事故を、国家賠償法の準用で処理するのか、民法の一般規定で解決するのか、あるいは新たな立法措置を講ずるのかの選択は、前述の情報管理も含めて法的な検討が必要である。

本来であれば、これらの諸問題に対する論考を提示すべきであるが、時間や紙幅の関係で叶わないことを、ご容赦いただきたい。機会があれば稿を改めて検討するつもりである。

市民参加の手法は主権在民の原理を端的に表したものであるが、その発芽が各自治体の財政状況の悪化と時期を同じくしているため、財政負担の転嫁あるいは「行政のアリバイづくり」と批判される場合がある。市民を合議体に加えるだけで主導権はあくまでも行政が担うという構造がアリバイたる所以であるが、本章の表題である「自治体の自己責任」は、行政運営の責任を首長、議会あるいは自治体職員のみならず、市民自身も負担することを意味している。これを共通認識とし、責任面においても市民が積極的に参加することが、真のパートナーシップ構築の第一歩なのではないだろうか。



注1 筆者も所属している自主研究グループ「かわさき地方行政法研究会」も参加して、さる七月一七日から三日間開催された「合同法務研究会」での発表を基にしている。同研究会は、木佐茂男・北大、鈴木庸夫・千葉大の両教授を顧問格として、北海道、千葉、神奈川、島根、川崎の自主研究グループ等が合同形式で開催したもので、四回目となる今回はのべ約四〇名余の参加があった。

注2 ほかに「まちの宝さがし」と題したワークショップを二回開催している。

注3 「ガーデン」という言葉自体からは、環境面を重視したイメージが連想されるが、環境のみならず、福祉・コミュニティ・交通・土地利用・防災・市民参加といった面も含めて「住みやすく、うるおいのあるまち」を指向する代名詞として採用された。

注4 宮前区では「区づくりプラン」と称しているが、事業自体の名称は「区づくり」「白書」策定事業」となっている。

注5 プラン自体はA四版一七三頁、概要版三〇頁、資料編四四三頁。

注6 B五版四頁。月一回、五五〇〇部を印刷し、町会回覧ではほぼ全区民が読んでいる。

注7 平成一一年度中の設立を目標としている。詳細は前掲「まちづくり広場」第三七号を参照されたい。今回はあえてしなかったが、プラン推進に対する一定の総括はその時点でしてみたいと考えている。

注8 特に「平瀬川流域まちづくり協議会」は、毎年流域の清掃とシンポジウムをセットにした「平瀬川流域七サミット」を独自に開催している。協議会の活動等については、松井隆一氏「平瀬川を活かしたまちづくりの記録」(本号四〇頁以下)参照。

注9 これに関する背景事情は、山内秀行氏(仮称)「宮前スポーツセンターづくり」(本号四四頁以下)で詳述されている。

注10 正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第一八条の二)という。マスタープラン自体は個別の事業計画を定めるものではないが、今後、市が定める都市計画はマスタープランに即したものとされる。

注11 一方で、マスタープランは総合計画を逸脱しない範囲で定めるとする。区民の意向が反映された総合計画(区別計画)であれば、マスタープランには二重の意味で縛りがかかることになる。

注12 近時「市民参加型まちづくり」という表現は行政を主体にしたものだと「市民型まちづくり」と表記しているところもある。個人的には「行政性悪説」的な見解に慥然たる思いがある。もっとも、表記よりも実体が問題なのだと考えているのだが。

注13 区民意見の集約の手法については、本年度の政策法務研修において、「準区議会の可能性」としてグループ研究が行われている。

注14 平成一〇年七月現在。川崎区を抜いて市内七区で最大となった。

注15 整備は行政が行うが、公園管理につきまとの禁止事項が一切なく、住民の自主管理によって、利用者が自由に憩う空間のこと。

水と緑

二ヶ領用水宿河原堰
管理棟の市民開放

生田緑地の雑木林を育てる会

二ヶ領用水の再生を考える市民の会

川崎・水と緑のネットワーク

中島光雄
高坂徹
井田安弘

来年（一九九九年）三月に約九〇億円の巨費と四年の歳月をかけた二ヶ領宿河原堰改築工事が完成しようとしている。そして、この堰を管理するために建設される新しい管理棟の一部が市民に開放されることになっている。この施設は、川崎市が現在進めている「多摩川エコミュージアム構想」の地域拠点施設としても位置づけられ、市民と行政の新しいパートナーシップによる運営が試みられようとしている。この管理棟の施設開放までには、あたかも多摩川が流域の様々な流れが合流して大河になったように、多摩区、川崎市、多摩川流域自治体レベルでの様々な熱心な市民活動と行政の取組みが合流して実現の流れを作ってきた。ここでは、多摩区における緑の実践活動を語り、新たなパートナーシップの試みを語っていくこととする。

区づくり白書策定と生田の雑木林を育てる会の活動について

多摩区では、一九九四年十二月に区民代

表（一般公募含む）、企業および団体の代表、市役所職員（区役所および各局の区内事務所）から構成される「多摩区区分づくり白書策定委員会」（委員三六名）を設置し、二〇〇一年までに「多摩区はこのようなまちにしたい」を共通のテーマとして、市民と行政が協力して、パートナーシップで進める街づくりの白書を策定することになった。

策定委員会の中に三つの分科会を設けて、七つの分野（水、緑、ごみ・リサイクル、防災、道路・交通、福祉、教育）を、住民アンケート調査、テーマ別区民集会、まちづくりシンポジウム、地区別住民集会などを積み上げながら検討してきた。多摩区の提言は、次の特徴を踏まえてまとめられた。

- ① 水と緑が多い（多摩川、二ヶ領用水、生田緑地など）
- ② 市民の憩いが多い（日本民家園、向ヶ丘遊園、よみうりランドなど）
- ③ 川崎市にあっても工場は少なく、都心に近い交通便利な住宅地である
- ④ 市民活動が盛んである（様々なボランティアグループ）
- ⑤ 大学や高校が立地し若者が多い

私（中島）は、「多摩区の水と緑」の分科会を担当し、区づくり白書のまとめの座談会において次のような主旨の発言をした。

「多摩区は、多摩川、二ヶ領用水、新田の三沢川など水に恵まれています。私は二ヶ領用水などよく歩いています。多摩区は親水整備が市内で最も進んでいます。また、多摩川にはまだ自然が残されていて、川崎市制七〇周年の記念行事の継続として『多摩川エコミュージアム構想』の策定が

進んでいます。

この構想は、多摩川の自然環境と歴史・文化遺産を保全し、それを発見・散策するコースをつくっていくもので、多摩区には、この構想の拠点となる場所がいくつかあります。例えば、多摩川の河川敷、宿河原堰から生田緑地にかけての辺り、平瀬川や新田の三沢川などがあります。こうした河川での親水整備を進めたいと考えていますが、その場合、計画の策定から整備完了後の管理に至るまで、市民参加で進めることが望ましい。河川にも緑のような愛護会の設置を提案しています」。

区づくり白書は二年余の熱心な調査と論議を経て、一九九七年三月にまとめられ提言された。この区づくり白書で提言された様々な内容を、区民自らが汗を流して一歩でも具体化していくために、一九九七年（平成九年）九月から「生田緑地の雑木林を育てる会」の活動を始めている。（中島光雄）

二ヶ領用水の再生をめざす市民運動と「水文化都市川崎」の創出について

二ヶ領用水は、江戸時代初期の四〇〇年前、徳川家康の命により、小泉次大夫が一四年の歳月をかけて東京側の六郷用水とともに完成させた多摩川最古・最大の農業用水である。この用水の完成によって川崎は稲毛米等の産地として豊かな土地となった。

その後、この用水は飲料水などの生活用水となり、明治以降は工業用水としても活用された。川崎市が多摩川に沿って細長い特異な市域を形成しているのは、この用水を利用した地域共同体が合併していったこ



生田緑地、戸隠不動跡周辺の下草刈り



生田緑地、芝生広場の下草刈り

とによる。言わば、二ヶ領用水は川崎のルーツともいえる歴史的な遺産でもある。

現在も一八キロにわたって流れるこの大事な用水も、川崎市の都市化によって農業が衰退し水田がなくなっていくことにより、多摩川からの取水する権利も水利権が見直される事態となった。人工的な流れである二ヶ領用水に多摩川からの水を取ることができなければ、それは無を意味する。そこで、二ヶ領用水の水利権を守り、二ヶ領用水の流れを川崎の街づくりに積極的に生かしていこうという市民活動が一九八五年「二ヶ領用水の再生を考える市民の会」として開始された。

「市民の会」では、二ヶ領用水沿線各地で用水を活用した様々なイベントを開催し、市民の用水への関心と再生の必要性をアピールしていくとともに、当初より市民と市当局が協力し合って、再生のためのマスタープランを作ること提案し、その実現に努力してきた。そして、そのことが一九九一～二年の二年間にわたる調査と審議により「水文化都市・川崎の創出をめざして」の報告書としてまとめられ発表された。

この報告書は「二ヶ領用水の役割を治水機能・利水機能・環境機能それぞれの独立機能として、あるいは単なる歴史的遺産の保全・復元ではなく、まちづくりという側面から総合的にとらえなおし、「川崎新時代」に向けて安全で豊かな都市空間の創造のための二ヶ領用水のマスタープランとしてとりまとめた」と視点をあきらかにしている。

そして、基本理念として「本計画は、二ヶ領用水を都市環境の姿を示す指標としてとらえながら、川崎市固有の環境・歴史素

材として、二一世紀に向けた新しいまちづくりの中に取り入れ、潤いのある都市風景を創出させるものである。さらには、市民が深く二ヶ領用水を知り、それに係わり、親しむことにより、川崎市民相互の理解と市民としての共感を形成させるなど、「都市再生」や「市民親交」の成熟過程において、二ヶ領用水をつうじた、新たな水文化を創造していくものである」とした。

これらの理念に基づき、基本方針として①「水網都市川崎」の創出②「水循環都市川崎」の構築③「防災都市川崎」の構築が提起され、二ヶ領用水の保全と復元を軸とした様々な計画の基本方向がまとめられ、さらにはこの計画を推進するためのアピールの方策、計画推進体制のための組織体制やスケジュール案も提案された。

その後、九四年には市民と行政が一緒になって取り組んだ「二ヶ領用水再生ワークショップ」が開催され、さらには九五年には二ヶ領用水の過去・現在・未来を一枚の絵図でまとめた「二ヶ領用水知絵（ちえ）図」が作成され公表された。

多摩区は、多摩川からの二ヶ領用水の取入れ口二ヶ所（上河原、宿河原）があり、水田や梨畑も残っており、まだまだ豊かな水と緑がある区でもある。二ヶ領用水においても中野島での魚とり大会やホテルの会、宿河原堤桜保存会の活動など活発な市民運動が展開されているところでもある。二ヶ領用水の再生を実現していく地域として最も適したところとも言える。

（高坂 徹）



二ヶ領用水上河原線中野島親水護岸、魚とりを親しむ市民

二ヶ領用水宿河原親水護岸

二ヶ領宿河原堰管理棟新築と、多摩川エコミュージアム構想の合流について

一九七四年（昭和四十九年）、おりからの台風一六号により二ヶ領宿河原堰の東京側（狛江市）で堤防が決壊し、多くの市民が見守る目の前で民家一九軒が流失・崩壊するという大きな被害が発生した。その後、その責任をめぐり長い裁判が展開されたが、最終的に行政責任があるとして多摩川を管理する建設省が敗訴する結果となった。

その後、一九九四年（平成六年）建設省はこの洪水の原因のひとつとして指摘された（この説には異論があるが）宿河原堰の改築工事に取りかかることになった。現存していた二ヶ領宿河原堰は、昭和二四年に設置されたコンクリート堰であり、そのほとんどが固定堰のため、洪水を安全に流すことができないとの理由による。

この宿河原堰改築工事にあたっては、東京側も含めて多摩川流域で活動している市民団体に事前に説明会が開催された。その中では「堰不要論」も出るなど熱心な議論がされたが、私たちが二ヶ領用水の再生に取り組んでいる川崎の市民団体として出席し積極的な意見を述べてきた。そのひとつとして、新しく建築される管理棟を「多摩川エコミュージアム構想」の地域拠点施設として市民に開放することを要望した。

一方、川崎市では一九九四年（平成六年）川崎市制七〇周年の記念事業が展開された。この市制七〇周年では、市民の提案もあり、従来のハコ物等を建設する記念事業でなく市全域で市民参加による様々な企画が実行された。

そのひとつとして、多摩川流域を活動拠

点とする市民団体と川崎市が共同で、「多摩川なんでも探検隊」を子どもたちを中心に夏・秋・冬の三回にわたって実施した。この活動は市内各地で水と緑の問題に取り組んできた市民団体が一同に会し、共通の事業に取り組む機会ともなった。そして、七〇周年記念事業のまとめとして開催された「地球市民会議」において、水と緑の分科会のアピールが発表された。そのアピールが基礎となつて、「多摩川エコミュージアム構想」が始まった。また、これらの事業にかかわった市民団体で「川崎・水と緑のネットワーク」というゆるやかな連絡機関も設置されることになった。

「多摩川エコミュージアム構想」とは、従来の閉ざされた博物館ではなく、多摩川流域と川崎全域を自然と歴史が生かされたミュージアムとしてとらえ、その中で市民が生き生きと活動する構想である。その基本理念は、一九九六年に二年間の論議を経てまとめられ、その活動の地域拠点の必要性も提起された。そして、そのひとつとして宿河原堰管理棟の開放が考えられた。

また、一九九七年は二ヶ領用水が小泉次大夫によって開削に着手されてちょうど四〇〇年目にあたる記念の年でもあった。この記念すべき時期にあたり、これまでの多摩川流域での市民同士の交流の中から、東側の六郷用水（狛江市、世田谷区、大田区）流域の市民団体と一緒に「多摩川四ヶ領用水四〇〇年の会」が設立され、一九九八年二月七日に記念行事が開催された。そして、宿河原堰周辺の様々な問題について流域の市民の知恵が集められ、新しい取り組みが始まろうとしている。

（井田安弘）

市民と行政のパートナーシップによる宿河原堰管理棟の運営の取りくみについて

このように、市民と多摩区、川崎市及び建設省の行政との一〇数年におよぶ様々な取り組みが合流し、宿河原堰管理棟の一部施設の開放が実現しようとしている。

この施設の内容と運営については、市民と行政のそれぞれの立場から意見と活動内容を話し合い、多摩川に親しむ市民活動の拠点として有効に使用できるよう来年三月をめざして現在調整中である。市民団体としても、一定の責任を担うとしたら先の国会で成立したNPO法（特定非営利活動促進法）の適用団体に成長させていくことも考えていく必要がある。

また、来年三月二七日には新たな堰の完成を記念して「二ヶ領宿河原堰で交流する会」が開催されることになっている。

市民と行政及び企業等のパートナーシップの実験的試みをぜひ成功させていきたいものである。多摩川の流れが海に届き、再び雨となつて流域に戻ってくるように、様々な市民活動が合流し宿河原堰管理棟の開放に結び付けていき、この成功が他の課題と地域に生きた実例として生かされていくことを願って、来年三月の完成まで市民の英知を集めていきたいものである。

多摩区②

地域住民が作る防災ネットワーク

建設局防災対策室副主幹

久喜成郎

はじめに

一九九五年一月一七日、早朝、淡路島の北端を震源とした兵庫県南部地震による阪神・淡路大震災が発生した。犠牲者の数六四〇〇人以上。家屋の倒壊・破損数およそ五一万戸。戦後最大の被害をもたらしたこの巨大地震は、私たちの都市防災観を一変させました。「表」 「防災新時代」に入つたいま、「いざ」という時に備えて日ごろから、地域住民を中心に企業市民・行政が一体となつて周到な準備を進めておく必要があります。

この阪神・淡路大震災が私たちに残した最大の教訓は、「住民の絆」の大切さでした。救出された住民約二万人のうち一万七千人が地域住民の救出活動によるものでした（自衛隊・消防・警察機関の救出は約三千人）。倒壊した家の人がどの部屋で寝ていたかを、近所の人を知っていたので素早い救出ができた地域がありました。自治会長と呼びかけで、四〇トンの防火水槽からバケツリレーで延焼を防いだ地域もありま



表1 阪神・淡路大震災被害被害状況 (人的・住家)

人的被害	死者	6,430人	
	行方不明	3人	
	負傷者	重傷	8,763人
		軽傷	35,010人
	計	43,773人	
住家被害	全壊	104,900棟	
	半壊	144,256棟	
	一部破損	263,690棟	
	計	512,864棟	

した。何カ月にもわたった避難所生活でも、地域住民を中心に、炊き出しや物資の配給作業など助け合いがうまくいった避難所もありました。このような「住民の絆」の強い地域では、初期消火や救出・救援活動が速やかに行われ、被害を最小限に食い止めることができました。

この教訓を生かすため川崎市では、平成八年度から、約二〇数年前に発足した自主防災組織を中心として、一中学校区を単位とし、相互に団結または連携し、大規模な災害に対応できるよう防災ネットワークづくりを行うことにしました。

1. 防災ネットワークづくり

市では、「自分の命は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の基本理念に基づき、災害時の防災活動、避難所生活での相互扶助、復旧対策をスムーズに行えるよう、①日常から住民相互や行政との意志疎通を図るとともに横のつながりを密接にする。②五一中学校(地域防災拠点)を拠点に、中学校区内の避難所(小・中・高校及び南部防災センター)との間を結び、自主防災組織を中心に住民・学校関係者・PTA・ボランティアなど、

いろいろな分野の人々で構成することを基本に防災ネットワークをつくりあげたいと考えています。

(1) 防災ネットワークの組織

市は、市立小・中・高校及び南部防災センターの計一七カ所を震災時の避難所と定めています。災害時、家屋が倒壊して避難所生活を強いられた場合を想定して、各避難所ごとに運営会議を組織します。同時に一中学校区内の各避難所間での情報伝達、物資の搬送・配布を協力しあうための防災ネットワーク連絡会議(防災拠点・五一中学校)づくりも行っています。このように中学校区内の避難所をまとめ、区役所

等との連携を強化することで、長期間にわたると想定される避難所での共同生活が円滑に運べるようにするものです。

(2) 避難所の運営

避難所では、飲料水、情報受伝達、食糧備蓄、仮設トイレの確保、避難者名簿の作成など生活に欠かせない役割を班ごとに分担します。「総務班」は、避難所の安全確認・レイアウトの設定。「情報広報班」は必要な情報を提供して混乱を防止。「救護班」は、応急救護所の早期設置や救護者の状況把握。その他、「食糧物資班、環境衛生班、ボランティア・一時避難者対策班」など地域の実情に見合った役割を各避難所

運営会議で検討をします。① 日常活動
防災ネットワークの運営を円滑なものとするためには、

(3) 日常活動

① 自主防災活動をはじめ、地域の福祉活動や学校教育活動等を通じて、地域内で活動している住民・団体等が日ごろから顔なじみとなり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持つことを目標に、地域の防災について語り合える機会を作ります。

② 防災訓練や防災マップづくりを実施し、また講演会・研修会などの啓発活動を主催するなど、地域の活動を実践します。

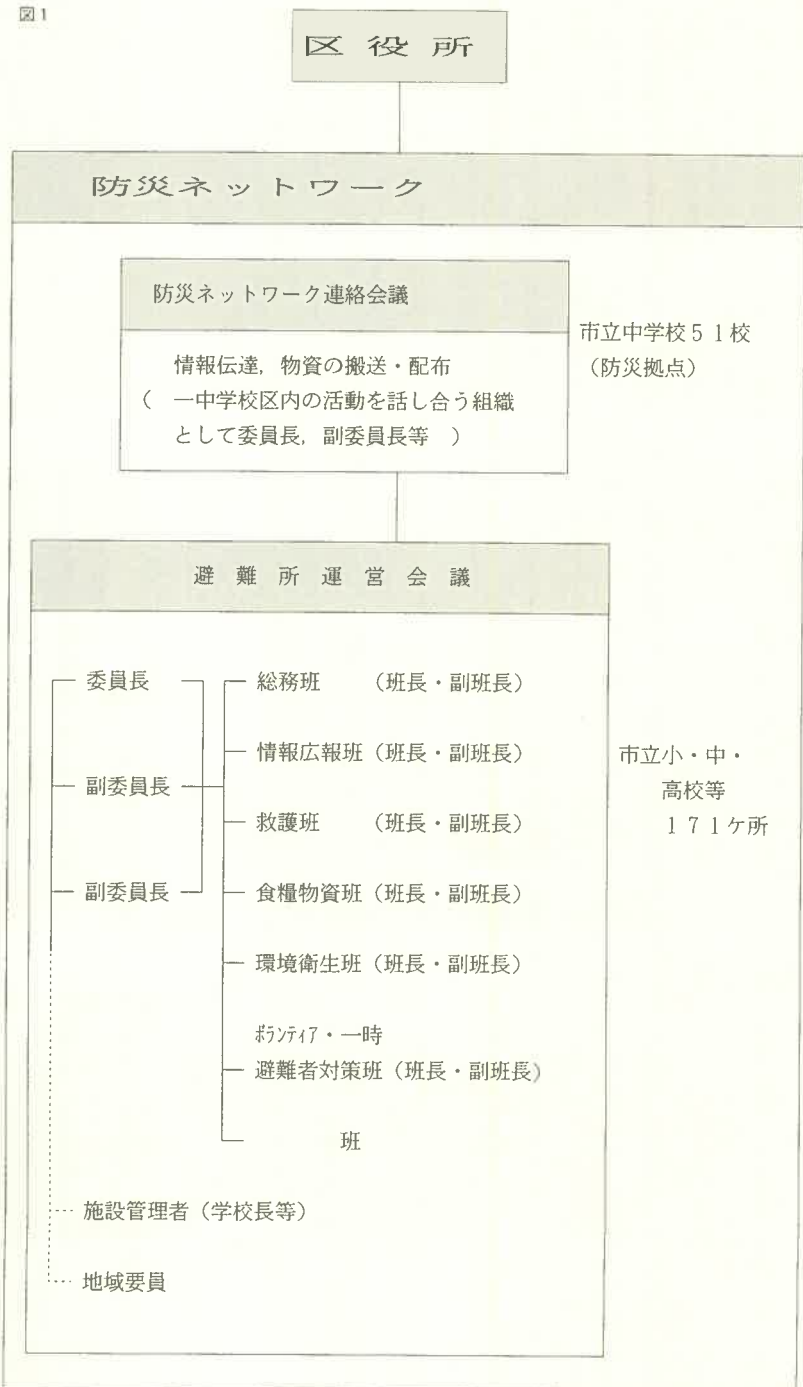


図1

2. 南生田中学校区における 防災ネットワークづくり

平成九年一二月に多摩区で初めての防災ネットワークづくりとして、区全体（八中学校区）の防災ネットワーク連絡会議準備会を開催しました。

多摩区の全自主防災組織（約一〇九自治会・町会の会長等）、小・中学校（計二二校）の校長等、各学校のPTA及び行政など約一五〇名の代表者が出席し、防災ネットワークの目的や組織化について検討を行った後、各中学校区ごとに別れ、区域での防災活動を通して、触れ合いと交流を深め、ともに力を合わせ、支え合う地域づくりをめざすことを確認しました。

平成一〇年二月に二回目の会議を開催し、前回の会議での疑問点などを討論し、防災ネットワークの主旨について理解を深めました。さらに、阪神・淡路大震災の被災者による講演に、参加者が熱心に耳を傾け、質疑応答では、震災時の状況、被災者の行動など討論が行われました。

この二回の全体会議で防災ネットワークの基礎的な考え方を理解し、それを具体化するため、南生田中学校区（南生田中学校、南生田小学校）における防災ネットワークの活動に入りました。

四月二十九日、五月一三日の両日に南生田中学校区防災ネットワーク連絡会議を開催しました。初めに、この会議の中で、模擬体験訓練等の実践を行うこととし、疑問点については、皆で話し合いながら進めていくことを確認しました。今回は避難所の生活を想定した訓練を行うこととし、避難所の責任者選出、避難者名簿の作成、

仮設トイレの組立て、情報の受伝達などの訓練項目をどう実施するかを検討し、訓練へ向けた準備を行いました。

五月一日には南生田中学校の体育館に地域住民等約二〇〇人が参加し、避難所訓練という初めての経験にとまどいながらも、身近にある資器材（ジャッキ・寝たきり老人や子ども用トイレ）などを活用した実践的な訓練を各班に分かれ行いました。

七月二十九日には反省会を行いました。初めての避難所訓練で、わからないことが多くあり、切実な意見が出されました。

・学校のカギはだれが保管したらよいのか。
・避難者の把握を円滑に行うためにはどうしたらよいのか。
・班同士の連携をどうしたらよいのか。

・必要最低限の道具は自分たちで用意する必要があるが、手元にある物で間に合わせる工夫はないのか。

これらの意見については、今後の会議の中で地域住民同士が話し合っ改善し、地域の防災マニュアルに加えるとともに、次回以降の訓練にもつなげていきます。

反省会後、南生田中学校区の防災ネットワーク委員長から「今回は行政に世話になったが、次回以降は、各自主防災組織等から委員を募り、宿泊避難所訓練を自ら計画し、実施してみたい」との意見がありました。自らの地域を見直し、さらに住民相互の助け合いや地域住民によるコミュニケーションを深めることを実践し、災害に立ち向かう方法を見いだそうとする気構えが受け取れました。

多摩区における他の防災ネットワークづくりについても、今回の南生田中学校区が体験した手順を基本に、地域に合った対応

避難所訓練（初めての経験にとまどいながらも実践を）



いよいよ始まる地域住民等による話し合い



「私は〇〇班」「どう対応するか、みんなで検討します」



新聞紙・タオル・ビニール袋などを使って簡易トイレ作り

をすることで、地域住民の防災に対する志気高揚につながるものと確信しています。

3. おわりに

今回の防災ネットワークづくりについても、事業の主旨を地域住民に理解してもらおうため、当初、行政指導型で取り組みました。その説明会での地域住民の意見として、

- 市の防災に対する責任放棄ではないか。
- 自主防災組織に似た組織を作ろうとしているが、自主防災組織との違いが分かりにくい。
- 住民による自助努力というが、どのようなことをするのか分かりにくい。
- など、懐疑的な意見もありました。

これらの意見も何回かの検討を通して、大震災への対応を考えた場合、行政・地域住民・学校等が実際に集まって対応を考えることに意義があるとの住民総意から、この事業を実施してみようか、ということとなり、各区の事業として実施することになりました。その結果は、南生田中学校区の委員長が話したとおり、地域住民の事業に対する積極的な反応が見られるまでにになりました。

なお、この事業を、自主防災組織づくりと同様に長く継続していくために、今後の進め方として、

- 神戸から被災者を招いた講演会が参加者の防災意識を高めることから、定期的に実施する。
- 避難所訓練などマンネリ化すれば、地域住民の関心を低下させることから、たえず新たなものを取り入れていく。
- 学区をベースとするので、日ごろ住民

に接する区の担当者や地域に在住する職員の協力を得ていく。

●災害時に備え、広く啓発を図るため、なるべく一般市民にも状況を知らせて、地域内の関心ある人だれにも参加してもらおうようにする。

などを目標に実施するとともに、地域住民等を主体とした事業にしていきたい。

市においても、当初の行政指導型から一歩前進した協働型に移行していきたいと考えています。すなわち、地域住民等の活動をバックアップし、日ごろ地域住民と話し合い、様々な防災関係情報を提供することなど、行政と地域住民が相互に理解し、協調しながら、安全で安心できる地域づくりを推進してまいります。

多摩区③

地域連携でつくる喫茶店 多摩区役所・ふれあい ショップ「せきれい」

健康福祉局障害福祉課主査

西矢健一郎

ノーマライゼーションという言葉が一般的に定着しつつある今日ですが、障害のある方々にとって一般企業への就労はまだまだ門戸が狭いのが実状です。

特に知的障害のある方々の場合、いまだ受け入れる企業側の体制等の問題もあつて、就労実績は低く、さらに長引く景気の低迷ともあいまって働くことを希望しながらも、結局、施設や地域作業所などに進む

方の数が圧倒的に多くなっています。

本市では、障害のある生徒が通学する養護学校から、毎年八〇名から一〇〇名の生徒が卒業していますが、その中で一般企業、あるいは個人商店等へ就労できる人の数は昨年度においては、一割程度にとどまっています。

女生徒の中には、クッキーやパン作りが好きな人、また、喫茶店などのウエイトレスにアコがれている人も多く、作業科目にクッキーやパン作りを取り入れている、川崎区の知的障害者の更生施設「ゆずりは園」や多摩区の授産施設「多摩川あゆ工房」などは女性の間で人気が大変高く、入所希望が絶えない状況です。

地域連携でつくる喫茶店「せきれい」

ふれあいショップ「せきれい」は、多摩区の総合庁舎の建替えを契機として、区役所や市民館を訪れる市民の皆様に対するサービスの一環として喫茶店を設置することが計画されました。当初は、職員厚生会の食堂部会が喫茶店を運営する予定でしたが、採算等の問題により、障害者を雇用するふれあいショップに変更され、市民局、多摩区役所総務課の全面的な協力により、計画が練り直され、本市では初の店舗としてオープンしたものです。

こうした、公的庁舎の一部を利用したショップは、神奈川県や横浜市でも年々増設しており、神奈川県の一階ロビーや、逗子市役所庁舎、県立四季の森公園、県立歴史博物館、さらに横須賀市立中央劇場など現在二三カ所に、ともしびショップとして

設置されており、また、横浜市でも青葉区、都築区、泉区役所、さらに、関内駅のガード下など、現在九カ所が設置されています。

運営に関しては、財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会が行い、本市では店長等の人件費や店員の給料の一部について補助を行っています。

喫茶室の面積は約三〇㎡で、一八席のテーブルとカウンターがあり、また、厨房は一四㎡、倉庫が約三㎡です。

現在、五人の知的障害のある女性と店長及び補助職員が一名、月曜日から金曜日の毎日生き生きと働いています。

また、このショップでは、喫茶室の他、日ごろ販売の機会が少ない市内の障害者地域作業所や授産施設等で製作された、陶芸品、木工品、エプロン、アクセサリー等の製品も展示販売されています。

地域のみならず共に

多摩区新総合庁舎が平成九年一月にオープンして以来、一年八カ月が経過しました。

開店当日は、「いらつしやいませ」、「ありがとうございます」と言えるだろうかとドキドキで迎えましたが、いざ開店してみると店長よりも上手に言え、堂々と接客することができたようです。

本当にお客さんが来てくれるだろうか心配しながら「営業中」の札を出した開店二日目。しかし、その心配は杞憂に終わり次から次へとお客さんが入り、夜寝るとレジのピーという音が夢にまで出てきたようです。

いつも笑顔をもっとに
明るく元気に頑張っています!!



「せきれい」従業員のオールスターキャスト



大勢のお客さんが入ってくれたことは良かったのですが、洗っても洗ってもたまる皿の山にうれしい悲鳴をあげました。それでも、地域のボランティアさんが駆けつけてくれたおかげでなんとかこなすことができました。

また、平成一〇年一月の開店一周年には、一〇〇円コーヒーの謝恩セールを行いました。このように、障害のある方々が働く店の運営には、地域の皆さんの協力が欠かせないものであることは言うまでもありません。幸いなことに、近隣の区民の皆様にも支えられ、常連客も増え、また、区役所の職員とも顔なじみになりました。

さらに、店の目の前に運良くバスの停留所ができたため、バスが来るまでの空き時間を利用してコーヒーを飲み立ち寄りのお客もけっこういるようです。

このように、現在のところ、ふれあいショップ「せきれい」は地域の方々に支えながら順調に経営が軌道に乗っています。

障害者の社会参加をめざして

国における障害者施策は、平成五年に策定された「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会作りをめざして」、及び平成七年に策定された「障害者プラン七か年戦略」等に沿って、「国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現に向け、障害者が他の一般市民と同様に社会の一員として種々の分野で活動することができるようになる」というノーモライゼーションの理念に従って進められてきています。本市でも、平成九年六月に「かわさきノ

ーモライゼーションプラン「障害者保健福祉計画」を策定し、二一世紀に向けた長期的な視点にたった障害者の福祉施策を展開していくこととなっています。

こうしたノーモライゼーションの理念の実現のためには、障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、職業を通じての社会参加を進めていくことが欠かせないものです。

平成九年には「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正が行われ、障害者の法定雇用率が一・六%から一・八%にアップし、さらに知的障害者も雇用率の算定に含めることとなりました。

本市でも、障害者の就労の一層の促進を図ることを目的として、本年一〇月に北部就労援助センターを開設することとなりました。

こうした障害者の職業的自立への意識の高まりを背景として、ふれあいショップは地域と連携した喫茶店として、従来の施設とは異なる形態の障害者の社会参加の場として、障害者の進路に関する選択肢を拡げるものであると同時に、今後の障害者福祉施策への一つの方向性を示すものであると思われまます。



新百合丘駅周辺地区、「パートナリーシップのまちづくり」 ～市民行政・企業の協議と協力によるまちづくりへの取り組み

まちづくり局街なみ
デザイン課主査

本木紀彰

「パートナリーシップ」は三次中期の策定においてもその柱に据えられているが、果たして「パートナリーシップのまちづくり」とはいかなるもので、実際のまちづくりの現場でどのような意味を持つものであるのか、そしてまちづくりの主体者であるべき市民はいったいどのように位置づけられるのか、どのように参加しているのであるのか。

本稿では、一般的にパートナリーシップのまちづくりの中で行政側でとく問題となる規制者の立場と事業推進者の立場の二面性の問題、つまり「二つの帽子問題」と「交渉の密着性」をめぐって、市民をその枠組みのなかに取り入れることにより、市民・行政・企業の三者の協議と協力体制で解決を図っている新百合丘駅周辺地区の事例を通して、その意義や参加の実態、課題などを考えてみたい(注1)。

1. パートナリーシップの実態

まず、「パートナリーシップのまちづくり」

とは一体どのようなものであるのか、朝日新聞首都圏版の記事や学会論文から見てもよい。

「パートナリーシップ」と「まちづくり」をキーワードに最近一〇年間の紙上で関連記事を検索してみると、埼玉版で地主の負担軽減を県が新制度とした九七年二月三日「平地林パートナリーシップ制度」が、九七年七月には山梨版で「環境首都・やまやま山梨パートナリーシップ会議」が、そして九八年二月九日には埼玉版で堆肥作りは落ち葉をこう「平地林保全パートナリーシップを考える」の三例の記事があるがその内容・用例もまちまちで、都市計画学会誌の最近三年間二七〇の研究事例でも、秋本福雄氏の「公共と民間のパートナリーシップによる都市開発の計画スタイルに係る考察」ただ一つがパートナリーシップを取り上げた論文であった(注2)。

最近の序内での「パートナリーシップ」ばかりを考えるとちよつと意外な印象も受けるが、その実態はまだ確固たる考え方として一般に定着しているとは言い難く、一部研究者やまちづくりコンサルタント、特に市民派と言われるいわゆるソフト系のまちづくりに携わる人たちの間で、市民と行政との関係構築を考える際のキーワードとして使われる場合が多いようである。

このように「パートナリーシップのまちづくり」はいまだ発展途上で、まちづくりの現場で確たる定義のもとに実際に展開されるにはまだ時間がかかることが理解できよう。

それでは都市計画の場合、法制度の場合はどうか。一般に八八年都市再開発法、建築基準法及び都市計画法改正で

制度化された「再開発地区計画制度」が協議型まちづくり、広義のパートナリーシップのまちづくりの我が国初の制度化と言われている。その解説文には、制度の意義として、「公共施設の整備から建築物による都市機能の配置、街並みの整備まで、公的主体と民間主体が緊密なパートナリーシップの下に進められることが不可欠である」としているが、制度上はその対象・範囲は官民間に限定されており、市民をも含めた広範なものとは言えない(注3)。

2. 市民・行政・企業三者の関係

本市の協議型まちづくりを行政側から見ると機能的に、①開発条件付与型 許可権限や条例などを背景として、地域に必要な道路・公園など基盤施設整備や景観形成など社会的貢献を企業者側に求めるもの。②総合開発型 共通のまちづくり目標のもとに企業者側への容積率など規制緩和をインセンティブに、企業者の事業実施能力を借りながら広域的な拠点形成を実現するものの二つに分けられると思う。

開発許可や宅地開発要綱などによる大規模開発は①であり、川崎都心東口ルフロンや西口テクノピア、小杉第三都心のNEC開発などは②といえる(注4)。

いずれの場合も開発計画そのものに直接的に市民は関与しておらず、パートナリーシップのまちづくりの二つの類型といえるが、開発する企業者と行政の関係でしかない。

小林重敬氏(横浜国立大学教授)は協議型まちづくりをネゴシエーション型とパートナリーシップ型に大別し、パートナリーシップ型とは広義には、「なんらかの社会問題を解決するため、政府・企業・非営利のグループ・市民が資金を出し合い協力すること」を意味し、狭義には、「経済開発・都市開発の分野における地方自治体と民間企業が相互に合意し共通の目的を設定し、協力関係を維持しながら行動すること」を意味するとして、今日のテーマで公共・民間のパートナリーシップを議論する場合は狭義の意味となるとしている(注5)。

このように「パートナリーシップのまちづくり」といっても、その内容・方法は多様だが、一つ言えることは行政と市民、行政

新百合丘駅周辺地区まちづくりの概要

昭和52年4月	新百合丘駅周辺特定土地区画整理事業認可
昭和55年8月	「上物建設マスタープラン」策定
昭和57年7月	新百合丘駅周辺地区広域的まちづくり推進協議会が発足
昭和59年3月	土地区画整理事業換地処分
昭和59年7月	第二次「上物建設マスタープラン」を策定
昭和62年9月	中心・商業業務地区(21ha)の地区計画が都市計画決定
平成4年11月	大規模商業施設エルミロードが開店
平成5年3月	2010プランに万福寺地区を含む90haが新都心に位置づけられる
平成6年11月	「上物建設マスタープラン」を改定
平成7年4月	新百合丘地区交通計画(適正化)調査を開始
平成7年12月	中心商業・業務地区内のビブレオーバ、ホテル等の建設計画が発表される
平成8年4月	商業施設建設に伴う交通環境悪化を心配する陳情等相次ぐ
平成8年5~7月	第四委員会の内容を審議
平成8年10月	推進協議会の中に「交通部会」が発足
平成9年3月	新百合丘地区交通計画(適正化)調査の報告書を公表
平成9年6月	南北駅前広場等の再整備に着手
平成9年8月	歩道デザインワークショップ完了、「季節のぬけみち」が完成、ビブレが開店
平成9年11月	オーバ、ホテル、アコルデ北館等が開店
平成10年2月	都市景観形成地区の地区指定地元説明を始める
平成10年3月	南北駅前広場及び、北口案内サイン等が完成
平成10年8月	「新百合丘駅周辺都市景観形成地区」地区指定を告示
平成10年9月	「夜間景観ワークショップ」終了
平成10年10月	夜間照明実験を実施 平成10年度「都市景観大賞」を受賞

と企業者などいずれの場合も行政を介して市民が間接的にまちづくりに参加する方法をとってきたことである。

従来の「パートナーシップのまちづくり」はまちづくりの主体者であるべき市民の意思が構造的にその中に直接反映できるような仕組みとはなっていない。言い換えれば、新百合丘駅周辺地区で現在進めているような、市民・行政・企業の三者の直接的な関係によるパートナーシップではなかった。

3. 新百合丘駅周辺地区における取り組み

当地区も、「なにか別の方法はないか、他に良い方法は？」と考えながら実務を進めてきたがなかなか有効な方法が見つから



色彩の調和を図っている駅前風景

ず、「推進協議会」や、市民の意向・要請に基づいて行政側が開発企業者側を指導・誘導する従来型の「パートナーシップまちづくり」の段階が長く続いた。言わば新しいパートナーシップ手法の手探り、模索の時期である。

このような状況の中で九六年四月発表さ



新百合丘駅周辺地区「新都市」の全景

れたのが、「行財政システム改革の推進に向けた実施計画」であった。

当時、策定側の行政システム推進室は、「市民サービスを低下させずに、市民ニーズにも対応し、なおかつ財政負担も少なく」という困難な課題が与えられ、一方、私も事業担当側も、従来型パートナーシップ手法の限界と矛盾を感じながら新たな手法を模索している時期であり、この解決の一つとして生まれたのが「新百合丘駅周辺地区の市民共同のまちづくりの推進」、市民や企業・行政などが役割と責任を分担し、相互に連携を図りながら進める、「パートナーシップ型」の手法によるまちづくりの推進である。この時から、本市における新しい「パートナーシップのまちづくり」がスタートしたといえる(注6)。

新百合丘駅周辺地区の「パートナーシップのまちづくり」が従来と異なる点は、①主体者である市民をまちづくりの枠組みの中に積極的に組み入れたこと、②行政は支援者の立場に限定したこと、③行政の施策として正式に位置づけたことであり、また、一般的には市民参加が困難な本市の新都市・広域的な商業・業務の拠点形成を、市民・行政・企業の三者の協議と協力のもとに進めているところに特徴がある。

当地区の開発もここに至るまでには幾多の紆余曲折があり、初期段階では開発にともなう交通環境の悪化を心配する市民からの反対陳情が相次ぎ、長時間の委員会審議を行う場面もあって、一時はその実現を危ぶまれたこともあった。

しかし、それぞれの担当課が局の枠組みを超えて協力し、①議会や関係市民への拠点開発に伴う問題点への資料提供や説明及

び対応、②周辺居住の市民が心配している広域的な交通環境に関する調査の実施、③地域居住の市民も含めた「交通部会」の設置と具体的な議論、④調査の結果に基づく公共施設の再整備などを行うことにより、次第に開発そのものに対するアレルギーも薄れ、市民側の理解も深まっていた。

こうした行政側の働きかけや努力が先の「二つの帽子問題」と「交渉の密室性」の一つの解決方法でもあったように思う。また、その結果は最近の厳しい経済・商業環境の中でビブレ、オーバなど大規模商業施設を短期間に誘致し企業者側が円滑に建設できたこと、南北駅前広場の再整備を行政側が責任を持って行ったことなどに表れている。さらに、公共施設の再整備に当たっても道路拡幅などに必要な用地は企業者が提供を行い、二〇〇億にのぼる北部の拠点形成が公共施設整備費のみ三億円で出来上がることに繋がっていったと思う。

協議と協力、市民・行政・企業それぞれが責任を持って、それぞれの機能と責任を十分果たすことが「パートナーシップのまちづくり」に一番肝心なことではないだろうか。

4. 順序を経たまちづくりへの市民参加

それでは、新百合丘駅周辺地区における市民参加の具体的な事例を追いながら、その特徴をさらに詳しく述べてみたい。

当地区まちづくりへの市民参加は、まず「代表参加」から始まり、次に「機能参加」、最後に「直接参加」の段階へと、市民・行政それぞれが順序を踏みながら着実にその対象範囲と内容の拡大を図ってきた。

地域における最初の参加組織は、昭和五十七年七月、地権者代表に商業者・市民代表として行政も加わって組織化された、「新百合丘駅周辺地区広域的まちづくり推進協議会」であり、それぞれの代表が参加し、まちづくりを考える「代表参加」の時代であった。

その後、昭和五十九年三月に土地区画整理事業が完了し、平成四年にはエルミロードが開店したが、商業環境の悪化や、地区外居住市民の強い大規模商業施設建設反対などもあって市民参加やまちづくりも進まず膠着状態がつづいた。そのような中で平成八年十月に推進協議会の中に結成されたのが先に述べたように「交通部会」であった（注7）。



この「交通部会」は、推進協議会の一専

門部会ではあるものの部会長に学識経験者を迎え、副部会長に地域内居住の市民、そして所轄警察署も参加した新百合丘の交通問題を総合的に検討しようというもので、将来の地域交通のあり方や具体的な改良の方法などを検討する組織でもある。

その中でまとめられたものが平成九年三月発表された「新百合丘地区交通計画（適正化）調査」と、同年に工事が始められた南北駅前広場の改良工事であった（注8）。

さらに北口案内サインについて町会代表に代わって区づくり白書の委員も参加して設置位置・内容デザインなどを検討し、南口線の拡幅・改良では児童による歩道デザインワークショップを開催し、実際の工事のなかに市民の声を反映させてきた。

地域の居住者が一番関心の高い、行政側から見れば最もハードルの高い交通問題の解決に、計画調査からデザインとはいいながら市民が直接参加し、ともに問題の共有化を図りながら解決に当たったことは「機能参加」の大きな成果であると思う。

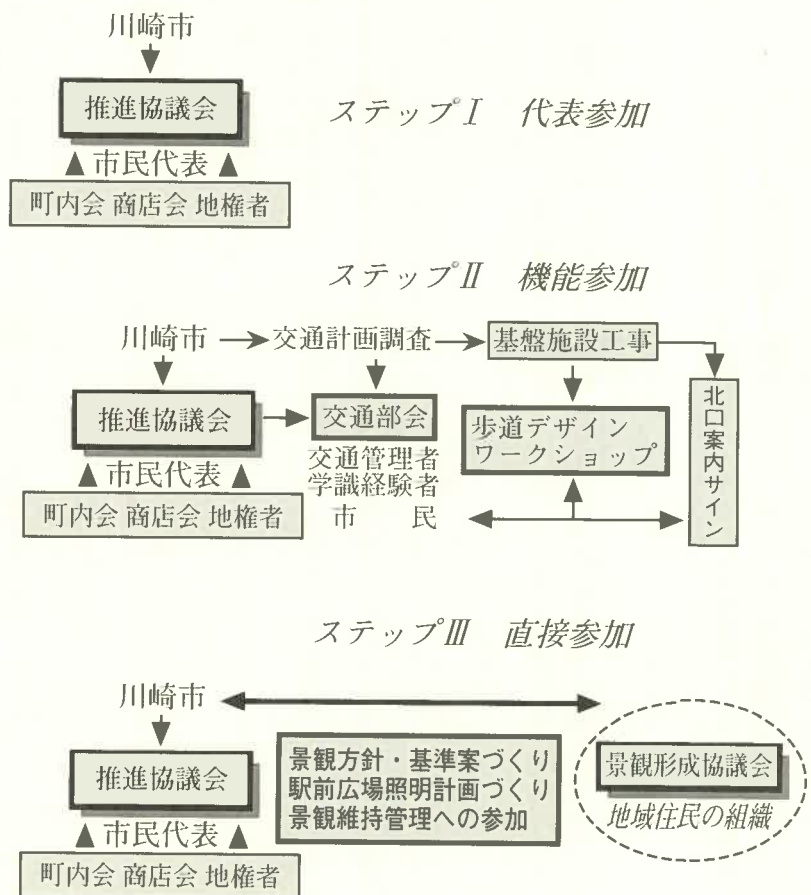
ちなみに、その後は一部から批判はあるものの直接的に交通問題への陳情などは、地元住民から出されていない。

現在進めているのは市民参加の最終ステップ、まちづくり計画への市民の「直接参加」である。

内容説明や合意形成にのべ十数回の説明会開催などを要したが、本年八月一七日には約五三haを対象に「新百合丘駅周辺都市景観形成地区」として都市景観条例に基づく地区指定も無事終了した。

この中では、「できる限りまちづくりに直接参加してもらえれば」との考えから自治会・町会はもちろん、対象地区内の関

「順序を経たまちづくりへの市民参加」



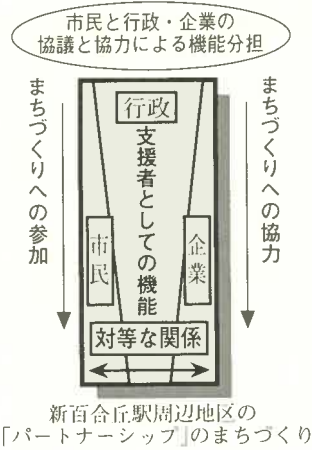
係者約八〇〇名以上にダイレクトメールや関係組織を通して、また、個別配布や各個折衝などで内容の説明や条例への理解、説明会の周知を図ったが正直大変な手間でもあった。しかし、この過程で今までまちづくりとはまったく無縁の方々も「夜間景観ワークショップ」に参加を希望して、盛況のうちに計画づくりができて上がるなど、予想外の副産物も得られている（注9）。

当地区も、平成十年度都市景観大賞の建設大臣表彰も受け、今までの企業と行政を中心とした景観形成から地域による景観形成、さらに地域による景観形成方針・基準案の作成、管理・保全へと進めていく予定であり、現在このための地域協議会を組織中である。

当地区の市民参加もいよいよ最終段階にさしかかったが、まちはそこに住む人々のものであり、行政はその支援に徹すべきであるとの原点に立てば、新百合丘で進めてきたような本格的な「パートナーシップのまちづくり」は他地区でも十分実現可能ではないかと思う（注10）。

以上、新百合丘駅周辺地区のまちづくりを述べてきたが、一番大切なことは市民・行政・企業が地域に結集し、ともに地域のまちづくりを担い、ともに創りあげるといふ共通の認識ではないだろうか。

市民は参加の範囲を、企業は協力の範囲を拡大し、反対に行政は支援者の立場に徹して対等な関係を構築する。ここから新たなまちづくりの方向が見えて来るように思う。



5. 「パートナーシップ」の課題 まちづくり」の課題

誌面が尽きたため、問題点は指摘に止めるが、以下は「パートナーシップ」のまちづくりを今後推進するために必ず解決すべき課題と考える。

まず、まちづくりは地域総合課題の解決である以上、庁内の総合的協力・推進体制づくりは不可欠であり、既存の組織の枠組みを超えた横断的かつ柔軟な組織体制をつくる必要がある。

次に、それぞれが機能と責任を自らの範囲で全うすべきである。とかく「パートナーシップ」のまちづくりは行政が企業者側の協力や資金力に頼る傾向が強い。特に昨今の厳しい財政状況ではなおさらで、形を換えた民活はリゾート法適用第一号の宮崎シーガイアや北海道トマムの失敗例をあげるまでもない。

最後にプロジェクトの公共性確保から企業者との交渉の密着性を極力排除すべきである。そのためには計画内容全般の市民への

の十分な説明や、当地区のような計画当初からの市民の直接参加も一つの有効な方法であると思う。

注1 我が国では見られないが、秋本福雄氏は「パートナーシップ」によるまちづくりの中でアメリカの事例を引きながら地方自治体が二つの役割、伝統的な計画者、土地利用規制者と民間都市開発者の協同投資業者、の二つの「帽子（立場）」を被ることの問題点を指摘している。自治体がパートナーシップ型事業を進める上で常に忘れてはいけない事柄と思う。

注2 他紙や九六年以前の調査はおこなっていないが概ね同様の傾向であると思う。

注3 行政側が組織する「委員会」等の中に市民の代表が参加し、企画提案書の内容評価を行うことも可能だが、現状では開発者による企画提案書提出前の事前調整や事後の報告ですましている事例が多い。

注4 大規模開発を中心に機能別に分類してみたもの。小規模なものでは宮前スポーツセンター、小田三丁目公園など市民参加により直接計画づくりを行った事例はある。

注5 小林重敏編「協議型まちづくり」（学芸出版社）

注6 九五年十一月発表された川崎市「行財政システム改革の推進に向けた基本方針」を受け具体的な実施計画として策定されたもの。基本方向の三本柱のうち参加型行政を推進するための「自治・分権に基づく市民サービスの展開」の一つとして位置づけられている。

注7 推進協議会には他に景観部がある。交通部会では麻生署の交通課長、町内会長、地権者代表に麻生区政推進課、まちづくり関連の関係課長が参加し総勢十八名である。部会長は筑波大の小場満助教、副部会長は地元の芝罘駅南町内会長にお願している。歩道デザインワークショップも交通部会の結論を得て始められたもの。

注8 九五年、六年度の二年間で調査を実施、「道路整備水準の向上とネットワーク化」から「市民の協力による交通マナーの向上」まで八項目の整備メニューと、短・中・長期の三二項目の整備計画案をまとめた。今回再整備を実施した南北駅前広場などの工事は、このうち短期に整備するものとしている。

注9 南口駅前広場を中心とする部分のライトアップ計画を創るため実施したもので、地域三町内会及び自治会などから参加の女性を中心として、八月五日から九月二十六日までの間ワークショップを実施。最終日には実際の計画内容を確認する「夜間照明実験」も行った。年内に工事は完了する予定。

注10 川崎市都市景観条例では、景観形成方針及び景観形成基準案は景観形成協議会及び市長が協議して作成するものとしているが、当地区では長年の「上物建設マスタープラン」の運用実績もあり、基本的に地域協議会に委ねる方針である。

麻生区②

（仮称）虹ヶ丘小学校 コミュニケーションルーム 整備事業

教育委員会生涯学習推進課指導主事 夏井 賢

1. 市民要望をめぐって

麻生区虹ヶ丘地区は、昭和四〇年代に開発された住宅地であるが、公共施設としては市立虹ヶ丘小学校を除けば、子ども文化センター・老人いこいの家があるのみ、様々な活動の拠点となる施設には恵まれていなかった。

そんな中、平成八年六月一四日に、町内会や自治会・子ども会・老人会・婦人会、その他スポーツ団体など、地域のあらゆる団体に組織された「虹ヶ丘地区コミュニケーションセンター建設推進委員会」より、虹ヶ丘地区へのコミュニケーションセンター建設についての請願が出された。

この請願は、虹ヶ丘こども文化センター・老人いこいの家に隣接する市の所有地に新たなコミュニケーションセンター建設を要望するものであったが、市議会での審議により虹ヶ丘小学校の余裕教室を利用した事業展開をするという趣旨採択となり、教育委員会の担当事業となった。

おりしも、教育委員会では施設部を中心とした学校施設利用検討委員会による報告

書「余裕教室の活用について」が出された。その報告に基づき、コミュニケーションルーム調査委員会も設置され、余裕教室三教室程度を利用したコミュニケーションルームの整備についての調査が始まった。

また、「虹ヶ丘地区コミュニケーションセンター建設推進委員会」からは、教育長あてに予算確保についての要望書も提出されている。

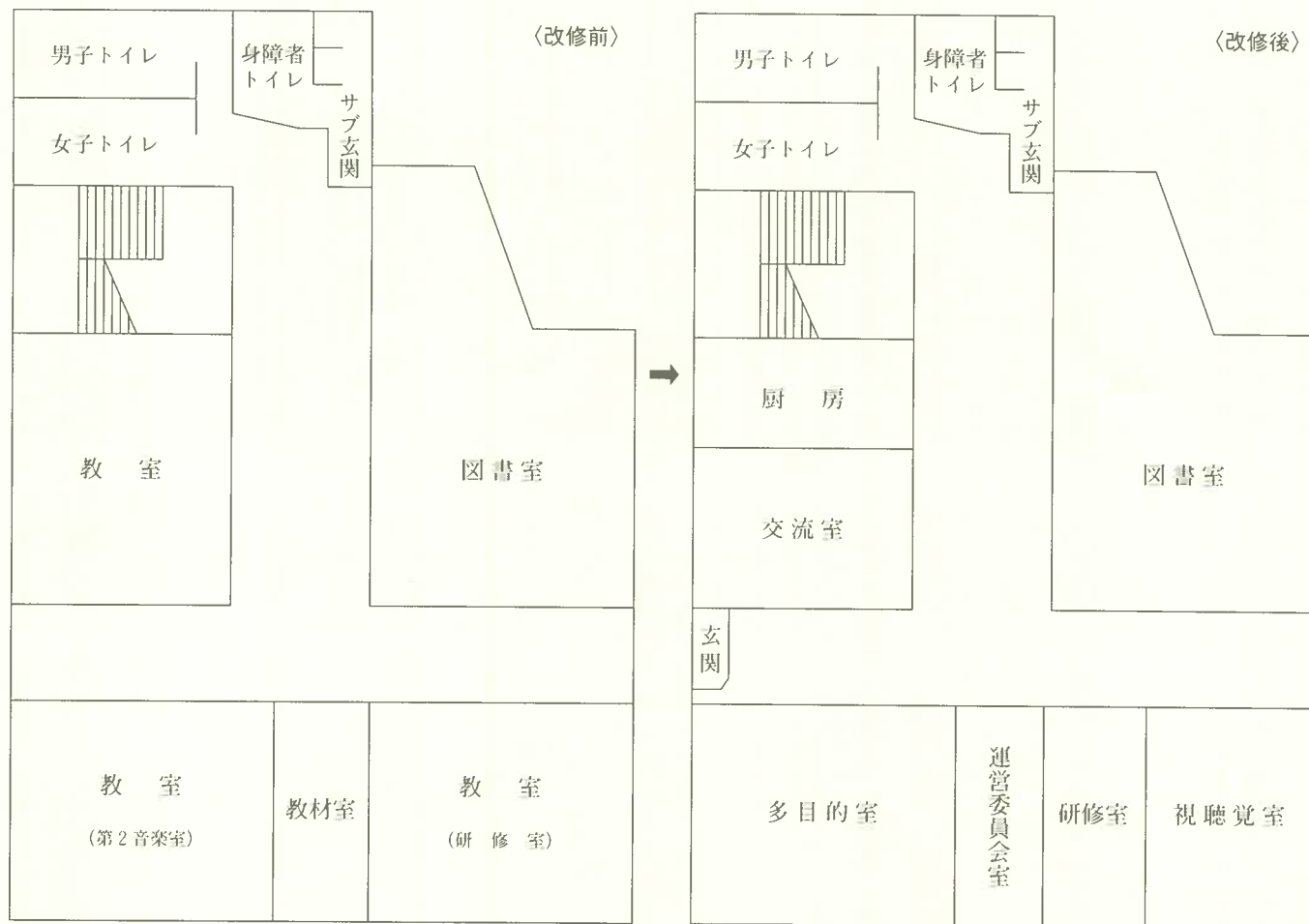
このような経過をたどり、平成一〇年度「虹ヶ丘小学校コミュニケーションルーム整備事業」として予算計上された。

コミュニケーションルーム整備に係わる教育委員会の基本的なスタンスとしては、身近な生涯学習の場として、地域における生涯学習や地域活動の拠点としての開放であり、①学校教育に支障がないこと ②余裕教室が集中していること ③運営について地元の協力が得られること ④学校施設開放の一環とすることに留意している。

三月議会での予算確定後、関係各方面に対する説明を行った。当該校である虹ヶ丘小学校とPTAからは、コミュニケーションルーム利用者が不特定多数になることにより児童の安全に配慮し、学校とコミュニケーションルームとを完全に区分してほしいとの要望や、家庭を利用するスポーツ団体からは、活動時のコミュニケーションルーム利用者に対する安全への配慮から入口を考慮してほしい、さらに周辺住民の方からは自動車利用による騒音や駐車問題など様々な課題が出された。これらの課題に対しては、実際に設計を担当するまちづくり局の職員ともども、何回となく地元を足運び協議することに

より理解を得てきた。

施設改修に対する要望と調整も「建設推



この事業は、コミュニティルーム整備として、学校の余裕教室を利用した川崎市では初めての試みである。少子化を迎え、児童生徒の減少による学校の余裕教室の活用については、財政事情による既存施設の有効活用の側面からも、各方面から垂涎の眼差しで注目されている。

他都市にも余裕教室利用のコミュニティルーム的施設を整備しているところも多くあるが、虹ヶ丘小学校コミュニティルームは川崎市のコミュニティルームとしてそのモデルケースとなるものであり、そのつもりで事業展開に心掛けている。

地元の皆さんとの会合を重ねるたびに、施設整備や運営方法に対する切実な願いがひしひしと伝わり、この事業に注ぐ情熱に後押しされながら取り組んで来た。そんな

2. 事業展開の楽しさ・厳しさ

進委員会」事務局を中心に行った。コミュニティルームとして学校から提供された三・五教室分の利用方法については、「建設推進委員会」の中でもいろいろな要望があったが、協議を重ね要望の強弱に応じて改修の順番をつけ、限られたスペースの中での有効活用をめざした。

これらと並行し、運営方法についても運営委員会準備会を設け、月一回のペースで会合を重ねてきた。そこで出された課題は、①運営主体、②日常の管理（管理人の有無）、③利用対象者、④利用時間、⑤使用料、などである。これらの課題について、現時点では結論を出すには至っていないが、大筋での合意は見えており、正式な運営委員会の設置ももう間もない。

さて、このコミュニティルームは一月のオープン予定で工事が進んでいるが、実際地域ではこの施設を使ってどんなことができるのだろうか。

コミュニティルームというからには、①地域コミュニティ形成のために、世代間につながる交流の拡大 ②講座・講演会・教室の開催（主催）による生涯学習の振興 ③管理運営を委託されることによる施設を有効活用するための方策の検討 ④学校教育活動との併存・共用への模索などであろうか。

3. これからのこと

地域でなができるか

中で、一番神経を使った点は、限られた予算の中でいかに地元の皆さんの要望を取り入れた改修ができるかということだった。また、管理運営費には人件費が計上されておらず、日常の管理はだれが行うかといった問題もあった。

これらは、説明会なり委員会に諮る前に、事務局レベルにおいて意見調整を行うことよってかなりの部分で解決が図られたと思われる。また、この地区による会議は、通勤者の関係から、開始時間が午後七時三〇分や八時からとなり、会議終了後の行政職員の帰宅時間とはつきりと説明し理解を求めるなど、相互の信頼関係が築かれてきた中で結実してきたと思われる。今後、も大切にしていかなければならない絆である。

さらに、地元要望と学校教育との間での調整の苦労もあったが、開かれた学校として理解していただいた虹ヶ丘小学校のご協力にも感謝しなければならぬ。

今年度虹ヶ丘小学校コミュニティルームに計上された予算額についてはさまざまな意見が寄せられている。その議論は別にし、住民が自らの手によって有効活用できるような運営をすることによって、施設の価値が決まってくるのではないだろうか。

麻生区③

新しいパートナー

シッポ型事業の模索 しんゆり芸術フェスティバル

市民局市民文化室副主幹

梶 亨

川崎市の新都心新百合ヶ丘地域のまちづくりが顕在化したのは、昭和四九年の新駅の創設に始まる。しかし溯れば、この地域の地権者等による「農住都市構想」により、現在の新百合ヶ丘のまちづくりは胎動を始めたといえる。新百合ヶ丘地域の特性は、東京都心から二〇〜三〇分の交通至便な地であることに加え、豊かな自然環境に恵まれた郊外住宅地であること等があげられる。これらの要件は、まちとしての有用性を年々高めている。

この地域は、古くから、恵まれた自然環境や住環境を求めて多くの音楽家や演劇家、画家、文芸家等の芸術家や文化関係者が居住するとともに、近年では、日本映画学校、昭和音楽芸術学院、日本オヘア振興会、読売日本交響楽団（練習場）、劇団民芸（稽古場）など日本を代表する芸術文化

機関等が次々と立地し、独自の文化的環境を形成しつつある。こうしたこの地域固有の文化的土壌を背景に、川崎市は、新都心新百合ヶ丘周辺地域一帯を本市の芸術文化振興の拠点としていくため、平成三年度に「芸術のまち構想」を策定している。

芸術のまち構想の推進事業の一つである「芸術のまちづくりイベント」は、平成四年度から始まり、多くの市民の参加、協力によるまちづくりのシンボルイベントとして定着している。この事業は、「まちづくりイベント」と称するように、一過性のイベントではなく、まちづくりに関わる様々な組織・機関の連携や活動支援のための仕組みづくり、ボランティアの育成等をねらいとしたものである。スタート当初から市民による実行組織が設けられ、平成七年度からは市民の主体的な運営による映画祭、アート市と芸術鑑賞の三つの事業からなる「しんゆり芸術フェスティバル」として拡充され、文化庁の文化のまちづくり事業にも指定されている。

市民の先見性と行政の役割

まちづくりイベントは、本来、まちの特長に対する人々の関心や意識を高めたり、それが地域のコミュニケーションづくりの場や人づくり、仕組みづくりにつながっていくものでなければならぬ。また、誰もが参加でき、そのまに生きている満足感や喜びを分かち合い、新たな目標を創り出していきつかけに繋がっていくものといった期待も含まれている。その一つである「しんゆり映画祭」と芸術家・創作者と市民の制作交流・交歓の場づくりをめざす

「しんゆりアート市」は、この地域に立地する日本映画学校の教職員、学生、まちづくりリーダー、市民ボランティア等により、平成七年度から実施されている。映画祭は単なる名作映画の上映ではなく、日頃、発表する機会が少ないアジアを中心とする若手映画監督の作品を上映し発表の場を提供すると同時に、その育成を図ることを基本方針に、将来は若手監督の作品を顕彰する国際的な映像祭へと発展させていくことを目標としている。

この事業のもう一つのねらいは、新都心地域に立地する様々な芸術文化機関、教育機関、芸術家、市民、企業、行政等による協力連携のネットワークを創ることであり、まちづくりを担う人材を育成することにある。このように、「ネットワーク・組織づくり、人づくり」を事業推進の基本にしている。人づくりは、市民主体の企画により三年続けて文化ボランティア講座が実施されており、運営を担う幅広い分野のリーダーが育っている。文化ボランティア養成講座は、前半の講座と後半の実践活動（イベント運営）に分かれ、これを経験した多くのボランティアが、毎年の映画祭、アート市等の企画、運営を担当している。

こうした市民のボランティア活動とその先見性は、さまざまな分野に顕著に表れている。なかでも、映画祭は視力障害の人達や車イスの人達などハンディを持つ人達に映画鑑賞のための支援・サービスを行うなど、これからの公共・民間施設の整備や運営・サービスのあり方を提起する社会性を備えた映画祭として充実しつつある。山形市、新潟市など各地で開催されている国際映画祭や現代アート関連のイベントを見

ても、市民のボランティア活動は、運営の核となっており、こうした形態は、市民、行政、企業をつなぐこれからのパートナーシップ型事業の重要なかけ橋になっていくものと思われる。

市民主体のまちづくりイベントに果たす行政の役割は、市民のめざす活動目標や先見性を理解し、その実現に向けた支援の仕組みを創り上げていくことであり、また、関連する機関や市民相互のネットワーク化のための条件等を整備するなど、市民の主体的な活動を支える基盤づくりを進めていくことにある。

新しいパートナーシップ型事業のモデル

近年、文化・芸術のもつ公共性や社会性を主眼に据え、音楽、演劇、美術等の芸術・文化事業に積極的に取り組む企業が増えつつある。また、大学や専門学校等の学術・教育機関が、地域社会のために自らの持つ人的資源や施設等を開放したり、あるいはNPOによる新しい文化支援の波など、市民生活を取り巻く社会の動きは活性化、多様化をみせている。こうした新しい動向に対応していくためには、社会を構成する様々な機関・市民が同じ立場に立ち、自らの持つ人的資源、物的資源等の多様な社会貢献資源を積極的に提供しあい、社会全体で市民文化を創造し、支援していく新しい仕組みづくりが求められている。

これまでのまちづくりのパートナーシップは、市民、行政、企業のトライアングルが基本であった。しかし、しんゆり芸術フェスティバルの実行形態や成果をみる限り、本市の市民文化の振興には、大学・専門学

校等の学術・教育機関やオーケストラ、劇団等の本市固有の芸術文化機関やメセナ企業等を加えた新しいパートナーシップの形成がいかに重要であるかがわかる。

川崎市文化マスタープランでは、「新しいパートナーシップによる市民文化の振興」を柱の一つに掲げ、その協力連携機構（仮称）川崎ニューパートナーシップ」の設立を位置付けている。ニューパートナーシップとは、これまでの市民と行政、企業との協調関係を超え、「社会貢献活動」という共通軸をもとに、大学、専門学校等の学術・教育機関や芸術文化機関等を加えた新しい協調関係を指す。まちづくりイベントとして定着した「しんゆり芸術フェスティバル」は、川崎独自の文化資源を基本に据えた新しいパートナーシップ型事業の良きモデルをめざしている。



車イスの人たちへの支援サービス



デザイン企画運営はボランティアスタッフが…。



アートを通じた創作交流

※写真は平成9年度フェスティバル

パートナースhip型事業の展開のために 21事業を検証する中から

編集委員会

はじめに

複雑にからみあつた公共課題をときほぐし、より豊かな地域社会を形成するために、市民・NPO・企業など、地域社会を構成するさまざまな主体の参加と協働が求められている。

私たちは、川崎でいま展開されている二一の事業をとりあげ、これらを「パートナースhip型事業」と規定し、具体的な展開をたどる中からその問題点や課題を探りだすこととした。それは、これまでの「パートナースhip」論が、実践に踏み出す前の啓蒙、心構えの段階で止まっていたように思われるからである。また、「パートナースhip」という、この言葉の響きがあまりに清冽なものであるゆえに、逆に議論の必要な様々な問題をおおい隠してしまう危険性を感じるところからである。

私たちがとりあげた二一の事業はその対象も内容もさまざまであり、目標にも大きな違いがある。しかし、これらの事業の中には、市民と顔の見える関係をど

う作り出したらいいか、パートナースhipの前提となる信頼関係は何かなど、多くの知恵と創意が秘められているように思う。形だけの市民参加でなく実質的なものへと事業内容を変容させていくこと、「パートナースhip」をただのはやり言葉に終わらせないよう、具体的な手順や有り様が語られる段階に至った。いま、市民協働のまちづくりに向けて、歩を前へ着実に進めていくことが求められている。

ここでは、次の三つの視点に基づいて二一事業の軌跡をたどってみることとした。

第一は、模索段階から技術論の段階へと主軸を移しつつある、パートナースhip型事業の具体的な展開についてである。都市計画の分野、ハコモノづくりなど、いくつかの施策を中心に整理を行って見た。

第二は、各事業の推進主体として、区役所がその姿を現出してきた点である。これまで、事業推進に受け身であった区役所が、地域社会の合意形成機関として、また庁内における縦割り行政を横に

つなげる調整役を果たしつつある現状、そしてその課題整理を行った。

第三は、パートナースhip型事業の現出に至る経緯を、時間軸を追いながらそれらの整理を試みたものである。行政の動き、市民活動、それらがよりあつまり、一つの流れを作りつつある現況をまとめた。

1 模索段階から技術論の段階へ

試行錯誤を繰り返しながらも、パートナースhip型事業は模索段階から技術論の段階へと着実にその歩を進めている。いくつかの事業を概観してみた。

(1) 模索しながら都市開発の現場で

新百合ヶ丘周辺地区の都市開発にかかわってきた「本木（麻生区①）」が述べるとおり、「パートナースhip」の定義はいまだ発展途上であり、確たる定義のもとに実際に展開されるにはまだまだ時間がかかる。

新百合ヶ丘周辺地区のまちづくりも、多くの試行錯誤と幾多の紆余曲折の末に到達したものである。初期段階では開発にとりもなう交通環境の悪化を心配する市民からの反対陳情も出され、一時はその実現を危ぶむ声もあった。しかし、その実現を危ぶむ声もあつた。しかし、行政の努力と市民の協力により、「代表参加」「機能参加」、そして「直接参加」の段階へと、市民・行政・企業がそれぞれ順序を踏ながらその対象範囲と内容の拡大を図っていった。これらは、「梶（麻生区③）」の言う「しんゆり芸術祭

フェスティバル」市民の手による芸術祭」の動きと重なりあいながら現在に至ったものである。

本木は、「新百合ヶ丘周辺地区のまちづくりが従来と異なる点は、①主体者である市民をまちづくりの枠組みの中に積極的に組み入れたこと②行政は支援者に徹したこと③行政の施策に正式に位置づけた」こととし、次のように結論づけている。「まちづくりは地域総合課題の解決であり、既存の組織の枠組みを超えた横断的かつ柔軟な組織体制」を前提とし、「まちはそこに住む人々のものであり、行政はその支援に徹すべきである」との原点にたてば、「市民・行政・企業の三者の直接的な関係によるパートナースhipも可能となる」とする。

都市計画の分野では、「尾幡（川崎区③）」の「住民参加によるいこいの広場整備事業」があり、密集住宅市街地における公園づくりの実践例が紹介されている。また、「田邊（中原区③）」が、理解と協力の合意を図りつつ進めた「小杉駅東部地区再開発」を紹介している。

(2) 参加の技術論へ

パートナースhip型事業は、模索段階から技術論の段階へと新たな展開をみせている。ハコモノづくりという側面では、「島田（幸区①）」の「みんなであつくる日吉地区市民館・図書館分館」が着目に値する。これは、六館目の分館づくりにあたって、教育委員会と幸区役所が二人三脚で取り組んだものである。

初回のワークショップにおける参加者

からの厳しい要求と批判、それは行政に
対する不信の表明であるとともに、新
な関係構築への迷いの表現でもあつたよ
うだ。二回目以降、新しい関係のあり
方が見えるようになって、それらは和ら
ぎ認め合う関係になっていく。お互いの
意識と行動の変容過程でもある。

島田はワークショップの意義について
次のように言う。「ワークショップには、
関連する行政職員や策定委員も地域の
参加者と同様にグループの構成メンバ
ーとして入り、対等な立場で議論をする。
職員が市民と膝を突き合わせて共同作業
を行ったり、話し合うことは互いの信頼
関係を深めるだけでなく、職員や策定委
員自身が地域性や地域課題を肌で感じ、
共有する機会にもなる。」そして、「市民
発のまちづくりを支援するために、日常
的に市民の声を吸い上げる仕組みや、必
要な情報の提供、縦割り行政を克服し
た柔軟な調整機能が必要となる。また、
市民の側にも、これまでの伝統的な地縁
組織を活性化させ、新しい住民組織と
の融和を持つて地域の自治を図れる場が
必要」となり、「これらの動機づけとし
て、様々な施策に市民参加制度を盛り
込むことや、社会教育の場において様々
な学習機会や連帯意識をたかめるための
学習機会の場の提供や支援に期待が加
かる。」と述べ、「このワークショップで
培った地域住民とのパートナーシップを
エネルギーに市民館・分館建設の新たな
歩みを始めたい」と結んでいる。

分館づくりにおいても、「敷地体験ゲ

ーム」や「建物施設計画ゲーム」などワ
orkshopの楽しさが語られている
が、ワークショップの具体的な作業手順
を目をおって描き出したのが、「和田
(中原区①)」による「等々力緑地サイ
ン計画」である。初日から五日間におけ
る作業の過程が記されている。これまで
の抽象的な参加論を離れ、ここでの課題
は具体的な参加の方法である。第一日
目は分館づくりと同じく、日頃の行政に
対する不満の噴出である。第二日目の
現地調査、第三日目の各自のアイディ
ア出し、レイアウトの作成を経て、第四
日目の第一次案、第五日目の最終案へ
と至る。

話し合いのルール設定(ワークショップ
で決められることと決められないこ
と)、ファシリテーターによる市民意見
の引き出しなど、市民参画の手法が具体
的に提起されている。

(3) 成功と失敗、これまでの蓄積の上に

パートナーシップ型事業は、いま始ま
ったものではなく、これまでさまざまな
模索が続けられてきた。

「磯部(幸区②)」の言う「南河原公
園整備事業」もその一つの実践である。
平成四年に検討委員会を立ち上げ、ア
ンケート調査を実施した。工事が始まっ
てからも住民とのトラブルはなく意見集
約の意義は大きかった。この事業を振り
返って磯部は、次のように言う。

「住民自らが公園の計画に参加した
という実感を持つためには、やはり基本
計画を作成する段階から住民にアイディ

アを出してもらおうような方法をとる必要
があります。自分たちで計画した公園と
いうことで、愛着を持ちその後の管理活
動へとつながっていった例もあります。
しかし、設計やデザインの経験のない住
民にプランを考えてもらうことは難しい
ことだし、どうやって全体の合意を得て
いくかなどの問題もあります。」とくに、
「住民と協同で公園づくりを進めていく
ためにはそのための時間と予算がどうし
ても必要となります。このような点をク
リアしていくために、新たなしくみづく
り、行政職員の意識と技術の向上」が
必要であるとし、「行政が従来の固定観
念にとらわれず、柔軟な姿勢で住民の声
に耳を傾けながら、一つひとつ取り組ん
でいくことが大切」だとする。

磯部は次のように結ぶ。「試行錯誤し
ながらもとりあえずやってみることに」、
このことで新しい関係が築かれるのでは
ないかと。

同様に、「溝口跨線人道橋の補修」に
あたって行われたワークショップもその
一環である。「田口(高津区②)」は市
民提案の内容を細かく説明した後、「ワ
orkshopの成果としては、①市民提
案が実際の補修に活かされたこと、②直接
話し合うことで相互理解の場になったこ
と」とし、とりわけ「③自分たちの意見
を取り入れた事業が実施される体験をし
たことで市民と行政の協働のまちづくり
のきっかけが生まれた」と結ぶ。

これまで多くの市民との共同事業が展
開され、各局はその主体として様々な経

験を得てきた。「小林(川崎区②)」の
「交通環境改善に向けた社会実験」、「福
田(高津区③)」の「農業青年との交流
事業」、「久喜(高津区②)」の「防災ネ
ットワーク」、「西矢(多摩区③)」の
「喫茶店づくりふれあいショップ・せ
きれい」、「夏井(麻生区②)」の「コミ
ュニティルーム整備事業」など、様々な
事業が展開されてきた。

磯部の「試行錯誤しながらもとりあ
えずやってみる」、田口の「きっかけが
生まれた」という積極的な意見、様々
な事業展開における成功と失敗、これ
らの積み重ねの上に、パートナーシッ
プ型事業が生まれる土壌が少しずつ整備
されてきた。

2 区役所

↳ 総合的な事業推進主体として

各事業の推進主体として、区役所が
その姿を現出してきた。これまで、事業
推進に受け身であった区役所が、地域社
会の合意形成として、また縦割り行政を
横につなげる調整役を果たしつつある現
状、そしてその課題整理を行う。

(1) 宮前スポーツセンターづくり

「山内(宮前区②)」は、「宮前スポ
ーツセンターづくり」の経験を引きなが
ら区役所の可能性について言及する。
「多様化する市民の意見を従来の機関で
は十分に反映できなくなってきている。」
それは、どの市民に顔を向ければいい
か、市民参加のマニュアルがないとい
うこと、関心の多様化により市民自身も

縦割りとなっている点に起因する。山内は「これらの問題を解決するヒントとして区役所の役割があるのではないか」とし、「第一は主管局と市民との距離を縮める役割、第二は各局の連絡調整の役割」について、説明を加える。

「市民と比べて情報力などがはるかに大きい行政がパートナーシップといったところで、市民から見れば首を傾げざるを得ないのが事実」であり、「広く情報を公開することにより市民と行政との距離を縮める」契機ともなり、また、区役所がコーディネーターとなることにより、各局の連携や「地域に内在する諸問題」への対応が可能となる。

今後解決すべき課題として山内は次のように言う。「区役所は事業計画を策定したり、事業執行予算を持っていません。区役所は原局に対し、区要望として「お願い」することしかない。市民参加事業に対する行政内のシステムづくりとして、区役所を含めた横の連絡調整機関の組織化」などが必要となる。

(2)等々力緑地サイン計画

「和田（中原区①）」は、「等々力緑地サイン計画」の中で次のように述べる。「従来はサインメーカーのカタログから適当なものを選んで発注することが多く行われていたが、それでは市民のアイデアや地域性に配慮した柔軟なデザインが行えない。そこで、市民参加によるワークショップを行い、表示内容を決定的な内容とした。だが、総合案内を作るとうとした場合、『本庁の各部署の業

務は縦割り構造になっていたので、総合案内を設置しようとすると動機を持っている部署がない。このため、各局による横断的な組織により研究会をたちあげ、ワークショップなどを行うこととした。

この事業は、「小さなまちづくりの手法開発（平成8年度研究チームB）五七頁」によれば、縦割り行政の罫に落ち込み事業が失敗するケースに近い。今回は、調査研究会を中心として各局連携が図られ、縦割り行政の罫をうまくかわすことができた。

和田は、今後の展望について次のように述べている。「市民要望を受けて区の総合的な案内看板を設置すること」などを考えれば、いったん「区役所に事業予算を配分し、区役所が関係局に設計・工事などを依頼することにより、区役所が各局を束ね、縦割りを解消できるシステムを作る。このとき、ワークショップの企画運営や市民とのやりとりを行いながら施設のデザイン・設計を行う部署が参加する。また、従来の枠に収まりにくい公有財産の維持管理予算を区に配分する。」行政的なシステム転換を提案している。

(3)検討すべきこと

山内と和田がのべるとおり、パートナーシップ型事業推進の一つの鍵は行政の総合性であり、それを実現するために区役所の役割は大きい。インタラクティブかわさきネットワークの事務局を担ってきた「木田（川崎区②）」も、従来の行政レベルの枠を越える必要性に言及して

いる。区役所を含めた連絡調整の仕組みづくり、区役所への事業予算の配分や人的措置など検討すべき課題は多い。

3 経緯と現況について

パートナーシップ型事業はどのように生み出されてきたのか、現出に至る経緯を時間軸を追いながらそれらの整理を試みる。

(1)エポックメイキングとしての「区づくり白書」

川崎市は区民相互の合意に基づく区の将来像を描くために、各区ごとに市民参加による「区づくり白書策定委員会」を設置した。高津区を筆頭に、市民共同のまちづくりに向けて全区で「区づくり白書」は作成された。七つの「区づくり白書」の一つである、「宮前区区づくりプラン」は平成九年三月の計画策定までに二年九カ月を要し、策定委員会一二期、幹事会一七回、地区部会及びテーマ別部会は延べ二〇〇回におよぶ討議をつみ重ねてきた。

「清水（宮前区③）」は、次のように言う。「プラン策定は市の総合計画に基づいているものとはいえず、条例や議決等によって義務づけられたものではないから、市の事業執行に対して直接的・規制的な効果を持ち得ないことは言うまでもない。しかしながら、一定の合意形成手法によって策定されたプランの内容を

一切無視して個別の事業を立ち上げることは信義上許されない。」

多くの市民が参加し、区役所の区政推進課が事務局を担うことにより、「区づくり白書」の策定は市民参加におけるエポックメイキングとなっていた。

これと前後し、平成七年二月、川崎市七十周年記念事業において、市民共同事業に参集した市民・行政は「地球市民のまちづくり・川崎宣言」を行い、市民共同のまちづくりに向けた意思確認を行っている。また、平成七年十月の「行政システム改革の推進に向けた基本方針」において、市民とのパートナーシップによる新しいまちづくりの方向性が示された。

「区づくり白書」の策定などを契機とし、行政側の認識も少しずつ変わりはじめた。

(2)市民活動の様々なつねり

パートナーシップ型事業に至る前史として、市民活動の様々な波は一つのうねりとなって広がっていた。それらは市民と行政の協働作業、パートナーシップということをもとと意識したものでなかった。

「岡野（高津区①）」は「小音楽ホール」を自らの手でつくりあげた経験を通して次のようにいう。「私自身は行政との協働作業、パートナーシップということを意識したことはなかった。単に、世の中を素直に考えてきた結果、それが社会や行政の目指すものの一つと同じだったということに過ぎない。」と、淡々と

べている。

また、福祉や医療の分野においては、「協働」は切実な問題であるがゆえに、地域資源の総動員という観点から様々な主体が在宅福祉、在宅医療の支援活動に携わっていった。川崎幸病院での在宅支援活動を通じ、「石毛（幸区③）」は次のように言う。

「在宅支援は、地域住民がさまざまな形でかかわる支援活動や、老人福祉施設、社協事業部、民間事業者、市民事業者などの公的福祉サービス機関、保健所、福祉事務所、医療機関、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターと多くの機関の協力によって成り立っている。一人の高齢者に五、六カ所の機関がかかわっていることも稀ではない。」そして、それは「地域住民による支援の大切さを知り、つねに一緒に歩むことを忘れてはならない」とし、また、「地域ニーズに敏感」であり続けることだと結んでいる。

これは緑保全の分野でも同じであり、「二カ領用水の再生を考える市民の会」の活動は早くも昭和六〇年に開始されている。この会の活動に長くかかわってきた「高坂（多摩区①）」は「水文化都市・川崎の創出をめざして」を引きながら次のように言う。この活動は「市民が深く二カ領用水を知り、それに係わり、市民としての共感を形成させるなど、二カ領用水を通じた新たな水文化都市を創造していくものである。」

(3)よりあわさった錦繡として

「区づくり白書」の策定などを契機として、福祉や緑の分野などにおいて積極的な活動が展開されていった。「渡辺（中原区②）」は、区民懇話会委員や区づくり白書の策定委員という経験を活かしながら、ボランティアグループの代表として「高齢者・障害者の在宅支援活動」を続けている。また、「中島（多摩区①）」は、「区づくり白書」の元策定委員長という立場を活かし、「生田緑地の雑木林」を育てる会の運営を始めた。

宮前区では、「松井（宮前区①）」が市民協働による「平瀬川を活かしたまちづくり」の実践を続けている。松井は平成五年九月に発会した「うるおいのあるまちづくり地域問題促進委員会」について次のように言う。

「地域から行政へ提案をし、取り入れてもらって、まちづくりを進める方策として三通りの手順を考えました。①署名活動をして陳情を行い、闘争的にものを言い続ける。②議員のツテを頼って行政にものを言い、とり入れてもらう。③自分たちが課題にそった地域活動をしながら、より多くの住民の共通認識・合意を得て活動の輪を広げ、具体的に地域のどこをどうしたいか理由を加えて提案する。楽しみながら長期にわたって続けられるプログラムを定期的に組んでいく。

地域にとって大切なことだけど誰かさんがやってくれないかな。でも誰かさんがなかなかみつからない。気づいた人がまず動いて大きな力になるよう③の手順

でやっつけていこうという事になりました。」行政側の動き、市民活動のうねり、それらはいま一つ一つの形、よりあわさった錦繡を織りあげようとしている。

おわりに

三つの視点に基づいて、各事業の整理を行ってみた。市民協働のまちづくりに向け、各パートナーシップ型事業から学び取ることは多い。そしてそれは、終わることのない永続的な試行錯誤の繰り返しでもある。

「岡野（高津区①）」は次のように言う。「最後に守るということは改革すること、積極的なことを言及したい。人間誰でも自分がかわいい。しかし、自分を守るということは、新しい世の中に対処できる自分をつくりあげ、その結果として自分を守れるということである。世の中は進歩している。今のあるがままを守ろうとしても、所詮時間の問題であり、ある時間がくればそれも許されなくなる。」

(敬称略)

第12回「地方新時代」市町村シンポジウム Part3「地方分権」政策実現シンポジウム テーマ「ポスト地方分権」

分権型自治体を生かす

■日程 1月21日(木)

■会場 川崎市高津市民館(溝ノ口駅西口)

■全体会 (10時～12時)

分権型社会と自治体政策の発展

■コーディネーター

●鳴海正泰(関東学院大学教授)

●パネリスト

●親泊康晴(沖縄県那覇市長)

●小倉利三郎(茨城県古河市長)

●柳川喜郎(岐阜県穂高町長)

■分科会 (13時15分～17時)

■第1分科会

分権時代の条例制定

～条例はどのような場合につくるのか

■コーディネーター

●辻山幸宣(中央大学教授)

●齋藤 陸(地域総合研究所主任研究員)

●川崎市地方分権推進研究委員会委員長

●パネリスト

●北村喜宣(横浜国立大学助教授)

●土屋侯保(神奈川県大和市長)

●高井章博(東京都二鷹市議会議員)

●内海麻利(横浜国立大学講師)

■第2分科会

介護保険と地域社会

～保健福祉新時代の創造に向けて

■コーディネーター

●高橋紘士(立教大学教授)

●菅原弘子(福祉自治体ユニット事務局長)

●パネリスト(予定)

●森 貞述(愛知県高津市長)

●片岡 勝(大阪府三原市長)

●折口雅博(株式会社代表)

●栄 明忍(山口県秋田市福祉協会の常務理事、事務局長)

特別分科会

自治体の政策構想力～未来政策を環境で語る

●趣旨説明

●篠原 一(東京大学名誉教授)

●提言

●笹尾敬子(日本テレビプロデューサー)

●披田信一郎(茨城県龍ヶ崎市長)

●課題提起

●井口泰泉(横浜市立大学教授)

●安田節子(日本消費者連盟事務局)